

ある保守政治家の軌跡

——政治家としての古井喜実——

居 安 正

はじめに

ここで考察するのは、去る昭和五八年暮の衆議院の解散とともに議席を失って政界を引退した自由民主党の代議士古井喜実の政治家としての軌跡である。

政治家の考察は政治学においては、伝統的にその主要な研究分野をなした政治史において大きな位置を占め、すぐれた政治学者はまた同時にすぐれた政治史家として、政治家にかんするすぐれた伝記を残しているばあいが多し。しかし、そのさい主として取り上げられるのは首相あるいは政党の党首、あるいは特別な政治運動の指導者などであり、そこで問題とされるのは彼らの政治史的意義であり、あるいは彼らの政治家としての指導性である。

ところが、ここで考察する古井は松村謙三、田川誠一、川崎秀二などともに日中国交回復に大きく貢献し、この面では特筆さるべき業績を残し、また第二次池田内閣においては厚生大臣、大平内閣においては法務大臣に就任し、

厚生行政あるいは法務行政においても問題とされよう。しかし戦後の保守党史、ひいてはまた日本の政治史において、全体としては首相や有力な派閥領袖のような意義をもつ人物ではない。

しかし政治学ではなく政治社会学の立場から、日本の政党の派閥とそれをもたらししたものに関心をもってきた者としては、むしろ古井がそのような地位に到達できず、そのような政治史的意義を占めえなかったことが問題となる。

古井は、自民党に数多くみられる官僚出身者であり、わが国の権力の中枢機構であった内務省において地方局長と警保局長の地位につき、敗戦直後に四二歳にして内務次官に就任した。その地位のため彼は公職追放にあり、七年の浪人生活ののち、二七年の第二五回総選挙に当選して政界に入った。そして一回は落選するが、五八年暮の引退にいたるまでの三一年余を政界で過した。

この政界生活の第二〇年目、古井は自らの政治生活を顧みて、「華かな政治生活どころか、おおむね日陰の政治家であった」と書き、その理由として七年間の追放時代の空白と内務省の解体とをあげ、その日陰ぶりを説明している。「この空白を取り戻す由もなく、大蔵・通産・運輸等の官僚出身者の築いた地歩に迫ることはできなかった。加うるに、出身の内務省は占領軍によって解体せられ、いわば故郷を失い母屋をなくし、足場のない人間として政界を流浪する外なかつたのである」。

この表現と自己評価とは、一部は正しいとしても正確さを欠く。七年間の空白と内務省の解体とは、たしかに大きなマイナスではあろう。しかし古井にして、いまだし日本、現実政治家であれば、多くの偶然の作用する首相の地位はともかくも、他の派閥領袖と比肩しうる地位には到達しえたであらう。そして彼もまた一時はその方向に向い、その可能性もまったく閉ざされていたのではない。ましていわんや、それだけでは「政界に流浪する身」となる必然性

は、旧内務省出身の他の被追放者とくらべてもさらさらない。

古井が「政界に流浪する身」となったのは、彼が日本的な現実政治家たりえず、彼が地位や権力よりは、彼自身のよく使う「筋を通す」ことをえらび、かつそれをつらぬいたからであった。そしてこのことが、彼の批判してやまなかつた保守政界の派閥構造と金権体質のなかで、次第に彼を孤立させていったのである。したがって政治家としての古井の行路は、「流浪」などといった言葉によって表現さるべきではなく、時に迷いはあったにしても、「筋の通った」軌跡であり、それが導いたのは、むしろ名譽ある孤高であったというべきであろう。

してみれば、われわれは政治家としての古井を知ることによって、首相や派閥領袖とは異った保守政治家のいまひとつの典型を知ることができる。彼らはわが国の派閥構造のもとでは目立たないが、その理想と信念、あるいはまたその人格などによって多くの信奉者を集め、保守政権を支えてきたのであった。したがって古井の軌跡を迎えることによってわれわれはまた、他の首相や派閥領袖のばあいとは異った側面から保守政界の派閥構造と、それと結びついた政治の金権化とともに、またそれをもたらした社会の変化と、その変化に促がされた自民党の変化とを知ることができらるであろう。

幸い古井は、二冊の著作において自らの生涯をふり返るとともに、その誠実さからする支持者への責任感から、初当選いらい毎年自らの政治活動を冊子にまとめて報告し、また彼がその時どきに重要と考えた問題については、別に著作を発表した⁵⁾。これらの彼の著作は、他の多くの政治家のばあいのように代筆者あるいは秘書の手になるものではなく、彼自身が執筆したものであることは、彼に仕えた人びとの証言するところであるとともに、直接それらを読め

ば自ずと分るところでもある。この種の文章のつねとして、それらに全く誇張や隠蔽がないとはいえないにしても、しかし彼のばあいそれらは比較的少く、そこにはかなり卒直にその時々の自己が語られている。しかも彼の親友矢部貞治が詳細な日記を残し、これがまた側面から古井について知らせてくれる。これらを辿ることによってわれわれは、政治家としての古井の軌跡をあとづけることができる。

もちろん、膨大な量にのぼるそれらを綿密に検討することは、ある意味では第二次大戦後のわが国の政治史を書くことにもなり、筆者の能力をこえるところにも、限られた紙面の許すところでもない。ここではただ以上の観点から、政治家としての古井が日本の保守政界においていかにして孤立せざるをえなかったか、これを素描するにとどめざるをえない。

以下、まず生家と生い立ちからみよう。

(1) 古井喜実「政治生活二十年の回顧」『政界二十年』昭四七、

六三ページ。

(2) 同、六六ページ。

(3) 古井喜実『山陰生れ一政治家の人生へ私の履歴書』牧野出版、昭五四。これは『日本経済新聞』に昭和五四年七月二四日から八月二二日にかけて連載されたものを、そのまま書物にしたものである。以下では『政治家』と略記する。いま二冊は、古井喜実『爽やかな人生いずこ』牧野出版、昭五九、であり、これは政界引退後の回顧と感想を集めたものである。以下『人生』と略記。

(4) これは初当選の翌年の昭和二八年から四七年の落選の翌四八年まで、毎年欠かさず二冊出されている。列挙すれば次のように

なる。

『国会生活(第一年)のあらまし』、昭二八年七月。

『政治生活第二年』、昭二九年六月。

『政治生活第三年』、国会報告第三号、昭三〇年七月。

『政界第四年』、政治の荒波に洗われつつ、昭三一年六月。

『政界第五年』、保守の脱皮をめざす、昭三二年七月。

『政界第六年』、政治生活第一期を終えて、昭三三年七月。

『政治生活第七年』、政界の昏迷と苦悩、昭三四年七月。

『政界第八年』、諸国を旅し、わが外交を思う、昭三五年八月。

『政界第九年』、厚生行政を背負う、昭三六年十一月。

『政界第十年』、健康と福祉の社会を念願して、昭三七年一〇月。

『政界第十一年、六十にして惑う』、昭三八年六月。

『政界第十二年、道はある』、昭三九年六月。

『政界第十三年、盛りあがる健康つくり』、昭四〇年六月。

『進歩主義の立場』、昭四一年六月。

『明日を見つめて』、昭四二年六月。

『政界第十六年、日中兩國をつなぐ』、昭四三年六月。

『政界第十七年、進歩への勇氣』、昭四四年六月。

『政界第十八年、日中關係を憂うる』、昭四五年六月。

『政界第十九年、時にさしかかった中国問題』、昭四六年六月。

『政界第二十年、日本の新時代は始まった。……』、昭四七年六月。

『政界第二十二年、節にきた日本の政治と私。……』、昭四八年六月。

これらは必ずしも古井が新しく書き下したものでなく、議事録、あるいは彼が新聞や雑誌に執筆したもの、さらには彼がかんして新聞や雑誌に書かれた記事なども含んでいる。こうして一括して示したのは、昭和三十一年以降には副題がつけられており、この副題に政治家としての古井の軌跡がいわば圧縮されて示されているといえるからである。昭四一および昭四二年度のものは、なぜか第十四年、第十五年が入っていないが、以下ではそれぞれ『第×年』と略記する。もっとも分量の少いのは『第三二年』の六四ページ、もっとも多いものは『第九年』の二二六ページと分量もさまざまであるが、全二一冊を合計すれば、二、七九六ページとなり、一冊平均では二三三ページとなる。これだけの報告書を出し続けた例は他に殆んどないのではないかと思われる。これらは三千部から五千部印刷されて、主な支持者に郵送された。『二十一年』で終っているのは、やがて本文で示すように落選後の「草の根運動」によって、より多くの有権者とのコミュニケーションを必要とし、郵送費の關係から数ページのパンフレット、あるいは「はがき」の形式で出されるようになったからであり、これは「心のふれあい——東京通信第×号」と題されている。これは『東京通信第×号』と略記する。

(5) 『国の将来のために新安保条約を賛す』昭三五、から『首相の職務権限』牧野出版、昭五八、にいたるまで、公刊あるいは非売品と形式もさまざまであるが、入手しえたものだけで二三冊におよぶ。これらはその都度著者名を略して書名のみで示す。

(6) 古井事務所を務めた津村武、坂本和夫らの語るところによれば、古井は非常に文章を重んじ、廢用の電文なども人にまかせなかつたという。

(7) 矢部貞治『矢部日記』全四冊、読売新聞社、昭四九—昭五〇は、第一巻が『銀杏の巻』(昭四九)、第二巻が『樺の巻』(昭四九)、第三巻が『紅葉の巻』(昭五〇)、第四巻が『藪の巻』(昭五〇)と題されているが、以下では『矢部日記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ』と略記する。

一 生家と生いたち

——大学卒業まで——

古井喜実は明治三六年一月四日、鳥取県八頭郡国中村（現郡家町）池田に古井実寿の子として生れた。

父実寿と母みなとのあいだには二人の娘のうちに二人の息子が誕生し、古井喜実が末子である。まず長女さわが明治二四年三月に生れ、次いで一年おいて二六年九月に次女勝子が生れ、長男万寿治が誕生したのが、それから二年おいた二九年一月であり、喜実はこの兄から六年おいて生れたことになる。

この誕生の年を、彼と同様に後に官界から政界へ入ることになる著名な政治家たちの誕生と比較すると、岸信介が明治二九年生れであるから彼よりも七年早く生れたことになり、池田勇人が明治三二年生れで四年早く、佐藤栄作は三四年で二年早いということになり、明治三八年生れの福田赳夫と前尾繁三郎よりは古井の方が二年早く、大平正芳は四三年生れであるから、大平には七年先立つということになる。

生家は祖父久次郎の代からすでに田五町歩、山林三町歩をもつ小地主であり、「五反百姓」という言葉で平均の農家を表現する関西、とりわけ耕地の狭い鳥取にあつては、この古井家の所有面積は古井家を地域社会の名望家に位置づけ、父実寿は古井が生れた頃は郡役所の書記であつたが、やがて後には長く国中村の村長を務めた。

この父は、地域の世話役として活動するともに、進取の気性にも富み、独立不羈である点で、明治の名望家のひとつの典型を示すように思われる。この点を古井の回想についてみよう。

「父は……字もうまく、物識りで通つていた。村中がなにかにの相談に来たのを覚えてゐる。一面なかなかのハイ

カラで、村でタダ一人、自転車を買って愛用していた。

家の中では王様、外の人にはだれにも遠慮なしに言いたいことを言った。……

村長のとき、『うちの政党に入党すれば、村道を県道にしてやる』と言われたことがあったそうだ。父はぜひ道をつけてもらいたかったが、その言い分がきらいだったので、その申し出を断った¹⁾。

父のこの骨っぼさは、やがてみるように古井のものともなるが、兄万寿治のものともなったようである。

この兄が長男として家を継ぎ、鳥取中学をへて鳥取師範学校の二部へ進み、終戦時は郷里の国中小学校の校長であったが、その年の暮に退職する。その経緯は当時の鳥取県の教育課長であった鶴田憲次によればこうである。

「この人が校長をやめるといって来たのは終戦の歳の暮だった。まだやめるような歳ではない。びっくりしてわけを聞くと、

『わしがこれまでやってきた教育は、終戦でみんなひっくり返ってしまった。わしはこれにたいして責任をとらねばなりません』という。

『それはあんただけの責任じゃない。あんたのような中堅校長は、これからの新しい教育に精出してもらわねばならぬ』

といて翻意を促したが、きかない。そして最後にこの人のいった言葉に、私はつき放された。

『わしはアメちゃんの指導で、教育しようとは思いません²⁾』

この兄は、後に選ばれて郡家町の町長に就任することになるが、ここにみられるのは、やがてみる古井と矢部の敗戦のさいの態度と同じであり、この気骨は、この時代のこの階層の育んだすぐれたもののひとつであろう。

ところで古井自身に立返れば、このような父や兄を育てた名望家の家柄のこととて、また家庭の内部にあっては、家督相続者である兄が重視され、「祖父などは何をおいても『万寿治、万寿治』であ」ったが、しかし伝統的な家觀念からする家督相続者として祖父のこの長子重視は、かえって長男から六年へて生れた喜実にたいする両親の愛情を強めたようであつて、古井自身が後にそれを「偏愛といつていいほど」であつたと記している。そして姉二人もまた彼とは大きく年齢がひらいていることもあつて、この末弟を愛したようである。このような地方名望家としての周囲からの敬愛と家庭内における愛情とが、彼を苦勞しらずに育て、明るくすなおな人柄へと形成し、次男という地位が、彼をいわゆる「エリート・コース」へおしやることとなる。

明治四二年四月、古井は国中小学校へ入学する。当時はなお普通は和服で草履ばきの通学で、六年生になつてはじめて袴を着用することになつていたが、古井のみは一年生から袴をはき、靴をはいて通学し、冬にはマントを着用した。それでいておとなしく成績も抜群であつたところから、級友のあこがれのまどであつたといふ。彼自身も「人気者であつた」と書いている。

小学校の卒業時には一番の優等生として、旧鳥取藩主の池田家から、ふたに家紋のはいつた硯箱を受けるが、彼は「成績順でいえば、今も健在の井上千代蔵君あたりがもらうべきはずではなかつたらうか。……あるいは私が中学へ入つたので、そのせいかもしれない」と書いている。さらに、これと重なつて当時では、あるいはまた村における彼の資格も作用したのではないかとも考えられる。

こうして村内からただ一人鳥取中学へ入学したが、当時の交通事情より自宅からの通学が不可能であるところから

寄宿舎に入った。この寄宿舎での一学期をおえたさいの成績は、一年全体の約一五〇名中の一一番であったが、舎監の体育の教師から「お前はもう少し勉強したらトップクラスになるぞ」と激励され、それをはげみに勉強し、一学年末の学年成績では三番となった。そして二学年末の学年成績では二番となったが、その後は三学年末においても二番にとどまり、ついに四年修了時も一番にはなりえなかった。それというのも彼は、今でいう体育系の四教科の成績がよくなかったからである。しかし、そのすぐれた成績のため、「三年以上はずっと授業料免除の特待生であった」。

この鳥取中学時代に古井は、後に東大教授となって政治学を担当する矢部貞治に同期生として出会った。後にみるように、両者はやがて強いきずなで生涯を結ばれ、古井の政治生活は矢部によって大きく影響されることになるが、両者の関係は当時はなおそれほど親しいものではなかった。矢部の後に語るところによれば、「卒直にいうと、中学時代の古井は青白い顔をして机にばかりかじりついていて、級友から『カマボコ』というあだなをもらったほどで、おもしろい友人ではなかった」し、古井もまた当時の関係について「実はその頃は、お互いに矢部あり古井あることは知っていたが、それほど親しい中ではなく」と書いている。この両者の文章からみると、中学時代の両者は互いにそれぞれのすぐれた才能を意識しあいながらも、それゆえにいくらかの性格の相違もあって、接近するよりはむしろ対抗意識から疎遠なままにとどまったようである。

両者の関係がそのようなものであったにせよ、両者は共に秀才として知られていたようである。当時の鳥取中学の名校長とされる林重浩は両者について「古井は学者になれ、矢部は政治家になれ」といったと伝えられており、古井も矢部も後にこの言葉について語っている。両者はともにこの言葉を直接には聞いていないとすれば、あるいはこれは後につくられた伝説であるかもしれない。しかし当時の農村地方の名門中学であれば、両者は、右の言葉が伝説で

あるかどうかはともかくとして、大いに将来を囑望されていたであろうことは、容易に想像される。

なおこの鳥取中学の第三学年在学中の大正六年九月に、古井は彼を愛した母を失った。古井によれば「母は涙もろい、仏さんのような人で、評判の美人であった。普通以上に裕福な家であったのに、しゅうとに気兼ねして食ふ物も食はず、ただ働いただけだった。寿命を縮めたのは、このような古い社会のせいだったと思う。黒住さんを信仰して鳥取市川端の教会にこもっていた。これがせてもの慰安の場所であったようである」と述べている⁽¹⁵⁾。ここには名望家層であるがゆえに、家父長的な家権威のもとでの妻のみじめな地位が示されているとともに、このみじめな母にたいする当時の青年に共通な愛情がみられる。しかし、それゆえにこそこの母の死は古井にとっては「たいへんなショックであった。……それから私の性格が変わった。小学校時代の茶目っ気はどこへやら、何かいぢまつ陰うつな影を、底にひめるようになってしまったのである⁽¹⁶⁾」。母の死を契機に家族内に変化が生じ、それが彼の第二の誕生期ともいふべき青年期とも重なって、彼は無邪気な幼少の茶目っ気時代にも別れを告げようとしていた。

ところで母の死後半年たった翌七年の四月に古井は中学四年に進級するが、この年に学制が変更され、中学四年で高等学校への進学が可能となった。古井は友人小松喬（後の日大教授牧野喬）とともに第三高等学校を受験した。他に鳥取中学からは矢部が第一高等学校を、いま一人が山口高等学校を受験したが、矢部も小松も失敗し、合格したのは山高を受けた友人と古井の二人のみで、彼は大正八年三月に鳥取中学の四年を修了し、その年の九月に三高生として京都に移った。

「三高を選んだのは、地理的に郷里に近いというのが第一の理由で、深く考えたわけではなかった⁽¹⁷⁾」が、しかし「あとで考えたら大きなことであった⁽¹⁸⁾」。それというのも、三高の「リベラルな校風と京都という風土が私のその後

の思想に大きな影響を与えたように思う⁽¹⁶⁾からである。とりわけ当時京都大学の助教で三高に出講していた田辺元の「哲学概論」の講義のあたえた影響は大きく、その後「東大でも数々の有名教授の嚆矢に接したが、田辺先生に比べれば見劣りがするようにすら感じられた。／私は人間がたたくまであり、考え方が少々潔癖すぎるくらいがあるが、そうした倫理観の形成には、田辺先生の影響を受けているところがありはしないかと思う⁽¹⁷⁾」。

この三高時代の同窓には鈴木武雄（後の東大教授）、山県勝見（新日本汽船社長、厚相）、大宅壮一（評論家）、山口誓子（俳人）などがおり、古井は彼らとともにこの古い伝統のある京都の町で青春を謳歌した。

そして大正一一年四月、古井は京都での二年半の生活に別れを告げ、東大法学部英法科に入学し、東京へ移った。

田辺の講義から受けた感銘にもかかわらず、古井は哲学研究の道を歩もうなどとは思わなかったようであり、「大学は法科へ行こうと早くから決めていた⁽¹⁸⁾」。農村の小地主の次男であつてみれば、将来のさだかでない学問への道は望むべくもなく、現実的な道をとらざるをえなかったわけである。

当時の東大は、憲法では美濃部達吉と上杉慎吉の競争講座があり、民法では鳩山秀夫、穂積重遠、末広巖太郎などがいたが、これらの人びとの影響については、「末広巖太郎先生の講義を聞いて、役人などというのは人間の層のよいうに思い込んでいた⁽¹⁹⁾」といったことはいは、三高時代の田辺の講義にかんするような記述はみられない。法学という学問の性質にもよるであろうが、また彼がすでにいちおうの精神形成をおえていたからでもあろう。

この東大時代の彼について興味があるのは、たまたま遭遇した関東大震災のさいの彼の行動である。大学時代は、姉の嫁ぎ先の白金の義兄の家から通学しており、大学の二年次にそこで大震災にあつたわけであるが、下町に火事のひろがるのをみて彼が思ったのは、「この分では本郷や神田も焼けて当分の問書物が手に入らなくなるぞ⁽²⁰⁾」というこ

とであった。そこで彼は、数日後に山手線がかりうじて動き出すやいなや、本郷の古本屋街にかけつけ、大風呂敷に一杯の書物を買ひ込んだ。ここに示されるのは、彼のきわめて現実的な思考方向であるとともに、彼がまたきわめてまじめな学生であったということでもある。彼は二〇単位のうち優を一六単位とって、大正一四年三月に東大を卒業した。

- (1) 『政治家』九四―九五ページ。
- (2) 鶴田憲次「因伯地脈人脈8」『県政新聞』一九七二年一月二五日。
- (3) 『政治家』九三ページ。
- (4) 古井と小学校同窓の井上千代蔵談。
- (5) 『政治家』九三ページ。
- (6) 同、九四ページ。
- (7) 同、九七ページ。
- (8) 同、九九ページ。
- (9) 矢部貞治「交遊抄」『日本経済新聞』一九六三年五月一日。
- (10) 『第一六年』一四九ページ。
- (11) 『政治家』一〇〇ページ、矢部、前掲「交遊抄」。
- (12) 『政治家』九五―九六ページ。
- (13) 同、一〇二ページ。
- (14) 同、一〇二ページ。
- (15) 同、一〇二ページ。
- (16) 同、一〇二ページ。
- (17) 同、一〇四ページ。
- (18) 同、一〇七ページ。
- (19) 内政史研究会『古井喜美氏談話速記録』五ページ。これは内政史研究会のメンバーの質問に答えた古井の内務省時代の回想を記録したものである。以下『談話』と略記する。
- (20) 『政治家』一〇九ページ。

二 超エリート・コース

――内務官僚時代――

末広巖太郎の講義から「役人などというのは人間の屑」と思い込んでいたにもかかわらず、古井は大学を卒業する

や内務省に入った。もともとは「実務と研究の両方が出来る」弁護士を志望したが、東大時代に寄寓していた義兄が内閣法制局の参事官をしていて官僚になることをすすめ、何よりも郷里で村長を務めていた父親が彼に官僚としての立身出世を期待していた。彼はこれらの人びとの強い期待にそむきえないままに、大正一三年一月、東大三年次在学中に高等文官試験行政科に合格し、翌一四年の三月に大学をおえるや内務省に採用されて内務官僚としての道を歩むこととなった。

古井は後にこの官界入りを「ポタンの掛け違いで一生を誤ったように思う」と記している。この官僚生活の開始を、すでに誕生において比較した官僚出身政治家と比較すれば、誕生では彼に七年早かった岸信介の大正九年の農商務省入りの五年あとになり、誕生では二年早い佐藤榮作の一三年の鉄道省入りには一年おくれ、四年早い池田勇人の大蔵省入りと同じである。

「ポタンのかけ違い」にしては、彼の内務官僚としての道は、彼自らも認めるように、今日では想像もできない「超エリート・コース」であり、「人の羨むほど華かな好運」であった。この華やかな好運は、彼とほぼ同じく官僚生活を開始した右の人びとと比較したばあい明らかとなる。革新官僚の雄として知られた岸信介は、さすがに入省後一九年、四三歳にして商工次官に就任しているが、それとも同年に農商務省から分離した商工省の新設のポストであり、池田が大蔵次官に就任したのは四六歳の二二年五月であり、佐藤が運輸次官に就任したのは二二年二月で彼の四五歳の時であるが、古井の次官就任は池田と佐藤に先立ち、四二歳の二〇年八月である。しかも彼の次官の地位は、敗戦にいたるまでは商工省や鉄道省はもちろん、大蔵省にたいしてもはるかに優位を占めた内務省でのそれであった。

この昇進の早さをもたらしたものとしては、古井の官僚としての有能さもさることながら、さらに戦前における内務省のあり方と、そこにおける古井の上司との関係もまた考慮されなければならないであろう。

戦前における内務省の位置については、古井自身の言葉がそれをよくあらわしている。「今にして思う。なるほど、どえらい役所であった。今日の自治省、警察庁のほか建設省、厚生省、労働省までを一緒にした役所であった。そして、全国の知事、府県庁の幹部職員は、電話一本で任免され転任させられたのである⁽⁵⁾。明治六年に創設された内務省は、大蔵、司法、文部の三省の所轄事務を除く民政全般を包摂し、その後農商務省、通信省、鉄道省などが分離独立した後も、地方行政を通じてこれらの各省の所轄事項にも関係し、まさにわが国の内政において中枢的地位を占めてきた。それだけに内務官僚は官僚の中核として矜持をもつとともに、「牧民官」として清廉と公平とを要求された⁽⁶⁾。そこから内務省では採用にあたっては学問上の成績のみでなく、「人間がどうか⁽⁷⁾」を基準とした。

「少々潔癖すぎる」古井にとっては、これはふさわしい職場であり、彼は右のような基準ではかられて入省し、そこですでに同じ基準で入省していた先任者の大達茂雄、灘尾弘吉に出合い、彼はこれらの人物に、あるべき内務官僚の姿をみいだして職務に精励し、そのことによってもまた彼らに認められ、「華やかな好運」への道を切り開いていったものと思われる。このことは、大達が死亡したときに書いた古井の次の文章によく示されている。「大達前文相は、内務省時代からの畏敬する先輩である。正しいと思うことは断じて行い、毀誉褒貶を顧みず、義のためには一身を捨てて憚らぬ人だった。ことさら私は知ぐうを忝うした⁽⁸⁾」。

彼の異例の昇進には、このようなよき先輩を知り、そして先輩に知られたことに加えて、さらに彼がすぐれた友人をもったこととともに、やはりまた彼の官僚としてのすぐれた能力をあげなければならぬ。そして同時にまた、そ

の能力を必要とした当時の内務省の課題をも考慮する必要がある。そこでいちおう入省後の官僚としての古井の歩みを見ておこう。

大正一四年に内務省に入省した古井は、まずは見習いとして東京府属に就任したが、半年後の一〇月に本省に帰り、衛生局に勤務した。当時の衛生局では湯沢三千男（後内相）が保健課長であり、大達茂雄（後内相、文相）が医務課長の任にあり、ここで彼は大達とともに一年先輩の灘尾弘吉（後文相、厚相、衆院議長）に出合うわけである。そして本省で約一年余の見習いをおえて翌一五年一二月に正式に高等官に就任し、地方事務官として埼玉県の工場課長に配属された。ところがこの埼玉県には一年先に内務省に入った入江俊郎（後最高裁判事）が庶務課長として就任しており、この入江との出会いと彼の忠告とが、古井に内務省での道を切り開きつけかけたようである。

入江は工場課長として就任した古井にたいして「そんなポストはごめんこうむって、内務省の本筋である地方自治の仕事をやらせてもらえ」とすすめ、自らもまた上司にその意見を具申してくれた。⁹⁾ ちょうどその年に郡役所が廃止されて、従来の郡長に代って郡下の市町村を指導監督する方面担当事務官がおかれたときでもあり、彼は入間郡と秩父郡の方面担当事務官に就任し、地方自治の実態にふれ、地方自治に積極的な興味と関心をもつようになった。

この埼玉県の彼について社会学あるいは行政学の立場から注目されるのは、彼が明治以降の政府の中央集権制のもとに従来は無視されてきた部落に注目し、部落を自治と行政の面で活動させなければならないという点に注目したという¹⁰⁾ことである。

このように地方自治にとりくむとともに古井はまた、学生時代から熱を入れていた長唄を、入江とともに師匠を求

めて復活させるなど、独身の特権官僚としての生活を大いにエンジョイしたようである。しかし、この気儘な独身生活も、昭和三年一月、貴族院議員阪本鈺之助の長女福子と結婚することによって幕を閉じた。結婚の事情を古井はニューモラスに次のように書いている。

「私は幼い時は、額がせまくて金がたまらぬといわれたが、いつからか頭の毛が薄くなりだした。そこに縁談が起きた。姉は、『たいていのところで結婚しないと、結婚式の写真に毛がないというようなことになったら子供がかわいそうでしょう』という。

この一言で私は往生した。ついフラフラと安売りをしたのである」¹¹。

結婚した翌年の四年一月、古井は約三年間勤めた埼玉県を離れた。東京府へ転勤となったからである。東京府において古井に与えられたのは、農林課長兼商工課長の地位であった。埼玉県時代に地方自治に打ち込んできたこともあって、彼は地方自治面での仕事を希望したが、その希望は容れられなかった。しかし農林・商工といった経済関係の仕事にたづさわったことと、仕事の関係から伊豆七島、小笠原諸島、三多摩地区などへもしばしば出かけ、実際の東京の姿を広く知ったことが、これまた後に東京都制の立案にさいして大いに役立つことになる。¹²

この東京府の勤務は二年二ヶ月で終り、古井は昭和七年一月、本省へ呼びもとされ、地方局事務官として事務官室に勤務することになった。当時のこの事務官室勤務は、「内務省では一種の登龍門」¹³であり、四名いた事務官のうち三名は財政関係を、一名は行政関係を担当し、仕事は実務ではなく、もっぱら調査研究であり、古井は行政担当として地方自治と選挙制度の調査と立案と企画に当ることになった。

東京府への配属によって中断された地方自治への関心が再び喚起され、古井はここで行政担当の事務官として二

年一月まで約六年間を過すことになるが、この間に彼は、二人の人物との交わりを再開させることになり、これがその後の彼の方向に大きく作用することになる。

その一人は、中学において同窓であった矢部貞治である。中学時代には古井と矢部とがさほど親しい関係ではなかったことは、すでにみたところであるが、矢部は古井に一年おくれて一高に入り、やがて東大法学部に進み、政治学を専攻し、大学を卒業するや助手として大学に残り、昭和三年には助教授となって政治学を担当していた。⁽¹⁴⁾古井の仕事が右のような調査研究であるところから、古井は矢部をたよって文献や資料を母校に求め、両者は次第にその関係を深め、古井はこの関係によって東大法学部の教授陣と懇意となつて研究上の便を得るとともに、矢部のすすめで『国学会雑誌』に論文を発表するようになる。そして両者はこれをきっかけとして、まさに親友の語にふさわしい関係を結ぶことになり、この関係は矢部の死亡にいたるまで続き、やがて政治家としての古井に大きな影響をおよぼすことになる。

いまひとり、古井の埼玉県勤務時代に彼に地方自治関係の仕事すすめた入江俊郎である。入江はその後内閣法制局に転じたが、内務省担当の参事官を勤めており、古井が本省に帰るや両者は仕事の上でも接触をもつようになつて親しい交わりを再開させる。両者はイギリスの社会主義者シドニー・ウェッブをもじつて共通のペンネームを「人見植夫」とし、「書きたいことをズバズバ書い」⁽¹⁵⁾て、ずい分と原稿料をかせぎ、よく赤坂あたりへくり出した。そして当時、市町村制の解釈運用についての基準的な書物がないところから、それを作ろうということになった。しかし両者はたがい自説を主張してゆずらず、一時はたな上げになっていた。ところが昭和一二年、古井が海外出張を命じられたため、両者は栃木県の鬼怒川温泉に合宿するなどして作業を進め、これは五月に古井が出発するまえに『市

制町村制提義』として出版された。二千ページをこすこの大著は、その後「地方自治制度の解釈運用についてのバイブルのような存在⁽¹⁶⁾」となり、それだけにまた古井を内務省内における地方制度の権威としたものと思われる。

一二年五月に海外出張に出發した古井は、まずアメリカに渡り、そこに約一ヶ月滞在したのちヨーロッパに渡った。ヨーロッパではベルリンを本拠としてイギリス、フランス、オランダ、ベルギー、スイス、オーストリア、さらに北歐三国へも足をのびした。この海外出張は、出發時は一年の予定であったが、本国からの電報で、わずか半年でよびもどされて一月に帰国した。

こうして外遊は短期間でおわつたが、この外遊については、彼の立場と人柄を示すものとして二つのことにふれておく必要がある。

そのひとつは、彼のナチスにたいする態度であり、いまひとつは帰国の途で作曲家山田耕作と親しくなった経過である。

彼がヨーロッパ滞在中に根拠地としたドイツにおいては、一九三三年に政權を掌握したヒトラーが、ヨーロッパ制覇をめざしてナチズム体制を強化しつつあり、古井の外遊の前年の三六年には、このドイツと日本のあいだには防共協定が成立し、これは彼のヨーロッパ滞在中に日独伊防共協定へと發展した。このような状況のなかに日本の一般的風潮も大きくナチスに傾きつつあったが、古井はドイツの現状をみて、このナチスに必ずしも好意をもたなかった。彼は欧米での見聞を「帰りの船中で『欧米一見随想』という原稿にまとめた。防共協定時代に友邦ドイツを少々きびしく批判していたため、その筋の意向もあって非売品として親しい知友にのみ配った。今日読んでみても、概ね正しかったと思う⁽¹⁷⁾」と書いている。

すでにわれわれは、大学在学中に関東大震災にあった彼が、書物の入手できなくなるのを予想して古本屋へかけたことを紹介し、古井の現実的な思考方法についてみた。古井のこの現実的な思考は、彼が大学法学部において独法ではなく英法を専攻したことによっても強化されたであろう。そして彼は、内務省に入ってから地方行政と地方自治、さらには選挙制度の問題と取り組み、この問題を通じて矢部をはじめとして東大の教授陣とも交わりを深めていた。そして、そうすることによって彼は、その当時の一般の右よりの風潮のなかで、さらには革新官僚の台頭に示される官僚全体の右傾化のなかで、もっともリベラルな立場に身をおくにいたったものと思われる。そしてこの現実的な思考とリベラルな立場とが、彼をナチスにたいして批判的とさせるとともに、彼をまた当時の特権官僚には珍らしく非権威主義的としたように思われる。

このナチスにたいする態度とも関係するが、いまひとつの帰国の船上における彼の山田耕作との出会いはどうである。帰国のために彼がナポリから乗った船には、たまたま山田が乗りあわせていた。船長は古井と山田に敬意を表して、夕食の席を船長のテーブルに準備させた。しかし両者の席の順では古井の方が上席となっている。「これはおかしい。私はまだ若造の役人だ。世界的な山田さんが私より下とは何ごとか」。こう考えて古井は船長に席順の変更を申し入れた。ところが船長は古井のこの申し入れを受け入れようとしなかった。そこで腹を立てた古井は自室へ帰り、当惑した船長がついに古井の言を容れて席を変えた。これをきっかけに古井と山田とは親しくなり、両者の間にはやがて「安い酒は私が払い、高い酒は山田さんが持つ」という協定ができあがり、この協定は帰国まで一ヶ月続き、両者の信頼関係はその後も山田の死にいたるまで持続し、山田は昭和四〇年の彼の死亡にさいして夫人に「おれが死んだのち、万一相談ごとがあったら古井さんに頼め」と言い残したという。¹⁸⁾

この山田との関係の発端となった食卓をめぐる出来事は、彼のナチスにたいして示されたりベラルな非權威主義的な態度が、山田にたいする謙虚さとなってあらわれたわけである。しかしそれにしても、席の変更の主張が容れられないからといって自室へ帰るとはやや大人気なく、普通であれば船長の好意にも顔を立てて、山田にことわって着席し、次回からの席の変更を頼むぐらいがせい一杯のところであろう。しかし尊敬する先輩大達の「正しいと思うことは断じて行」なうという生き方は、また彼の生き方ともなっており、やがて彼のものとなる「頑固」、あるいは「筋を通す」といった評価の示す性格は、すでにこの頃から彼のものでもあった。

予定よりも早く本国に召喚された古井を待っていたのは、本省の地方局の地方監査課長のポストである。彼は入省から数えて一二年余の一一月に本省課長となった。この辺までの官僚としての歩みはほぼ普通であり、とりたててそう早いものとはいえないであろう。しかし、その後の彼の昇進はまさに「異例」といつてもよく、彼自身も後に「これまでではノロノロ運転であったのが、以後の八年間、急にスピードがついて、あれよあれよという間に次官にまで¹⁹ぼりつめてしまった」と書いている。

この昇進の跡をたどれば、昭和十二年一月二五日に監査課長に就任した古井は、翌一三年四月には地方局行政課長に就任し、二年間その職にあったのち、一五年四月には大臣官房に入り、文書課長に就任した。この古井の大臣官房への抜擢は、当時の次官大達茂雄によるものであり、古井はさらに翌一六年一月には大臣官房人事課長を務めた。そして当時は人事課長が内務大臣の秘書官を兼務する習わしであったところから、一五年七月に成立した第二次近衛内閣の内相平沼騏一郎、一六年七月の第三次近衛内閣の田辺治通の秘書官を務め、さらに同年一〇月に成立した東条

内閣では、当初は首相の東条英機が内相を務めたため彼のもとで秘書官を兼務し、翌一七年二月に湯沢三千男が内相に就任したため、彼の秘書官をも務め、四代の内相の秘書官を歴任したことになる。

この人事課長時代に、古井は企画院によって企てられた内務省の解体案を阻止するため、菅場次官や橋本警保局長とひそかに工作した。また東条内相のもとでは人事問題と彼が原稿を書いた地方長官会議での大臣訓示とで、東条と対立し、いずれも自説を通した。「このように逆らってばかりいたのでは、いずれタダでは済むまいと覚悟していたところが豈（あに）はからんや、逆にこれが東条さんのお気に入るということになり、以後はひどくかわいがられた」という。彼の筋を通す硬骨さが、かえって東条の信頼をえることとなったようである。

この人事課長兼秘書官時代は約一年半で終り、一七年六月には地方局長に抜擢された。時に彼は三九歳であり、この年齢にして全国の知事と道府県の部長クラスの首を据えかえることができたわけである。まさに「異例の抜擢」といえよう。この異例の抜擢が行われたのは、東京都制案を古井にやらせるためであった。

東京都制案は、首都としての東京には特別の制度をおくという首都制説に由来し、すでに明治二〇年代から問題とされていたが、戦時行政のもとでとくに首都行政の一元化が要請されるようになった。従来地方局長は知事経験者が就任する慣行であったが、古井が適任とされたわけである。古井は辞退したが容れられず、ついに就任して東京都制の実現に取り組んだ。この取り組みについて彼はのちに「いわば寢食を忘れて働」き、この努力は忘れがたく、「東京都制の思い出に、そのころ生れた私の四女を都紀子と名づけた」と書いている。

この東京都制の実現とともに古井は、この地方局長時代に、多年の念願であった部落会および町内会の制度化を実現した。

埼玉県の地方官時代に古井が地方自治の実態にふれ、部落会と町内会に注目したことはすでにふれた。明治以降の中央集権的な地方行政のもとで、部落と町内会とは法制上では無視され、あるいはむしろ敵視されてきた。⁽²⁵⁾しかし古井は地方行政の実際を知るにいたって、部落会と町内会とを無視しては有効な行政を行えないと感じ、その制度上の位置づけを考えるようになった。この考えは、彼が本省に帰って地方の経済厚生と選挙粛正運動に取り組むようになってますます強まっていた。そして、このような彼の考えは、戦時体制が強化されるにつれて一般にも認められ、東京都制の実現に先立って一八年三月に関係法案が議会で承認されて実現した。⁽²⁶⁾

ここに実現したいいわゆる隣保制度は、戦後の一時期には、それが戦争中の全体主義的な統制に利用されたところから、GHQによって解散させられるとともに、一部からは激しい批判の対象とされた。たしかに部落会と町内会の制度化は、それが戦時に行われたこともあり、批判されるような面をもつ。しかし彼は必ずしもそれを全体主義的な統制手段として制度化したわけではない。このことは、彼の考えがかなり早くからのものであることと、彼が当時の大政翼賛会にかなり強く抵抗したことによっても伺われる。

古井がナチスにたいして批判的であったことはすでにふれたが、彼はまた大政翼賛会にたいしても、その発足以来的反対意見を持ち、一七年の推薦選挙にさいしては次官湯沢にたいし選挙の本義を没却するものとの反対の態度を示した。⁽²⁷⁾そしてさらに地方局長時代には、翼賛会からその府県支部長である知事への指令を差し止めなどして、内閣書記官長星野直樹から注意されたりした。⁽²⁸⁾

一八年四月、内相湯沢が辞任し、後任には大政翼賛会の副総裁であった安藤紀三郎中将が就任したが、安藤の任務のひとつは、古井を処置することにあつたといふ。⁽²⁹⁾しかし当時はなお東京都制の制度化が進行中であり、安藤は古井

をただちには処置することができず、しかも古井の人格と能力とは安藤自身も認めざるをえなかったようである。古井は後に当時の安藤について、「私を使っているうちに情が移ったのか、だんだん腕がぶっていくさまがありありとうかがえた」と書いている。³⁰すでに東条のばあいにもみられたが、古井の頑固さと不従順とは、人に反感や敵意をいだかせるよりは、むしろ好意と信頼をいだかせたようであるが、それは彼のその頑固さと不従順とが私的なものでなく、正義感と義務感とに発し、人は彼の能力とともに、そのことを認めざるをえなかったからであろう。

ところで東京都制も一八年七月一日には施行され、初代の長官には大達茂雄の就任が決定し、これにともなって内務省内の大巾な人事移動が行われることになった。古井は「腕のにぶつ」た安藤内相に自ら知事転出を申し出て、茨城県知事に就任した。安藤は二人だけの宴を設けて別れを惜しむとともに、古井の在任中に水戸を訪問もした。二人の間にはいつしか深い信頼の念が生じていたようである。³¹

「私の一生の中で、茨城県知事時代ほど思う存分働いた時はない。第一、若かった。戦争は次第に苛烈（かれつ）になるし、どうせ死ぬならやるだけのことをやって死のうとの気もあった。」³²知事に着任するや彼は早々に霞ヶ浦の治水対策事業に着手し、それを解決するとともに、燃料として県内の平地林を伐採しようとする農林省の計画を、農相内田信也との直接交渉によってやめさせたり、さつま芋の貯蔵庫のための補助金をとったり、あるいは県庁の地下に地下壕を掘るなど、多くの仕事をするとともに、とかく後手後手にまわる行政に計画性をもたせるなどの改革も行った。このように県行政に取り組むとともに彼はまたこの知事時代に、友人矢部や内務省の先輩大達茂雄を中心とする東条内閣打倒運動にも参画した。³³

なお古井は、この茨城県知事時代に、彼の後の政治家としての行路と密接な関係をもつ池田勇人と大平正芳との関

係を深めるようになる。池田とはすでに本省時代に知り合っていたが、当時の関東国税局長の職にあった池田は、管内視察に茨城県を訪れ、一夜酒を共にする機会があり、この時両者はお互いに相手にたいする理解を深めた。そして池田がそのさい伴っていたのが大平正芳であり、古井の池田と大平との親しい関係はこれをきっかけとする。³⁴

そして一九年七月、東条内閣が崩壊し、代って小磯内閣が成立し、大達茂雄が内相に就任するや、内務次官の山崎巖のもとに警保局長としてふたたび本省に帰った。これまた異例の人事であった。内務省には重要なポストとされるものが三つあった。すなわち膨大な地方官人事をとり扱う官房人事課長と、自治体にたいする監督権をもつ地方局長と、全国の警察を掌握する警保局長とである。これらのポストが重要であるだけに、従来はこれらの三つのポストを歴任した者はいなかった。³⁵ところが古井はすでに人事課長と地方局長に就任し、さらにここに警保局長となった。もっぱら地方局内で仕事をしてきた古井が先例を無視して警保局長になったのには理由があったようである。

話はさかのぼり古井がなおたんなる内務事務官であった頃であるが、内務省においても一年の二・二六事件の少し前から、警保局内の事務官クラスのなかから「新官僚」と称される人びとが特高を中心に台頭しつつあり、陸軍と結んでナチス・ドイツにならって国家の革新を論じつつあった。いわゆる革新官僚である。これと対立したのが、古井らの所属した地方局であり、地方局の革新官僚派は二・二六事件が起るや、当時の内務次官湯沢三千男を動かして、革新官僚派を満州へ出し、省内には彼らの動きはみられなくなっていた。³⁶ところが東条首相時代に、ふたたび警保局内には、特高を中心として陸軍と密接な関係をもつ者があった。古井が警保局長に任命されたのには、彼によって彼らを押さえせよとする大臣の意図があったものと思われる。

古井は憲兵と警察の分離を主張し、憲兵と深い関係をもつ者のみでなく、親軍派一般をも排除した。そのため陸軍

の憲兵司令部からの反感を招いた。古井は覚悟のうえではあったが、東条の退陣によって陸軍には昔日の勢いがもはやなく、大事にいたらなかった。そして古井は、自らが地方局出身であり、警保局の仕事に疎いということもあって、この親軍派の排除がいの仕事は部下に任せた。そのため当初は彼を警戒した警保局内でも彼は信望を獲得したとい³⁷⁾う。

この警保局長としての在任期間は約八ヶ月で終る。二〇年四月に小磯内閣が退陣したためであり、次官と警保局長と警視總監の内務省の三役は、政変のさい内相とともに退官するのが慣例となっていたからである。古井はしばらくは職に就く気はなかった。しかし代って成立した鈴木内閣の内相安倍源基のもとに次官に就任した灘尾弘吉から、愛知県知事への就任を要請された。「およそ戦局も見えてきているし、行ってどうしようもないので困ったものだと思³⁸⁾っておったのですが、とにかく誰かがいなくてはいかん」と考えてそれを受理し、六月一〇日に愛知県知事に就任した。

この愛知県知事の期間は僅か二ヶ月で終る。八月に敗戦を迎えたからである。しかしこの間にも古井は、軍の意向に反した県人事を行い、中部軍司令官をしていた岡田資中將を激怒³⁹⁾させている。

敗戦を迎えた古井は、「こうなった以上、従来の者が知事の仕事をやれる立場じゃない⁴⁰⁾」と考え、敗戦の翌日、その旨を記した辞表を秘書に本省へ届けさせた。そして身辺の整理をすませ、知人との別れの宴を計画していた。そこへ東京の本省から上京を促す電話が入った。古井は辞表を出した身だからと拒否したが、再三再四の督促に抗し切れず⁴¹⁾に上京した。彼を待っていたのは内務次官のポストであった。東久邇宮内閣の内相に就任した山崎巖から次官就任を要請された。古井はすでにそれを予想していたから上京を拒否したのであったが、直接に会って懇請される

と抗し切れずついに受諾した。「私は今回は全く勘弁してほしいという気持ちであった。しかし人間の世の中は思
う通りにはならぬ。とうとう、心ならずも流れに流されたわけである」⁽⁴⁾。

古井の次官就任期間はこれまた、八月十九日から一〇月一〇日の東久邇宮内閣の辞任までのわずか二ヶ月足らずに
とどまった。しかしこの短い期間は、「一日一日がまるで一年も二年ものような気がした。夜になると、ああきよう
もやっと一日が済んだかと、この時ほど一日の長さや無事を痛感したことはなかった」という⁽⁴⁾。当時の騒然たる状況
と古井の地位を思えば、まことにさもありなんと思われる。

- (1) 『政治家』一一一ページ。
- (2) 同、一一二ページ。
- (3) 『人生』七七ページ。
- (4) 『第二〇年』六三ページ。
- (5) 『政治家』六七―六八ページ。
- (6) この内務官僚の特徴については、大霞会編『内務省史』第一
巻、地方財務協会、昭四六、六七―六九八ページ参照。
- (7) 『談話』七ページ。類似の点は、内政史研究会『三好重夫氏談
話速記録』二六―二七ページにもみられる。三好も古井と同様に
内務省に入り、両者は親しかった。
- (8) 『第四年』八ページ。なお別の箇所ではまた次のようにも書い
ている。「大達さんにはひどくかわいがってもらった……大達さ
んは、絶対に正しい人、であった。そして正しいことのために
は、自分を含めて、すべてを犠牲にする人だった。こんな人を私
は見たことがない。」(『政治家』八一―八二ページ)。

- (9) 『政治家』二〇ページ。
- (10) 『談話』一七ページ。
- (11) 『政治家』二六ページ。
- (12) 同、二七ページ。
- (13) 同、二八ページ。
- (14) 古井は、本省に帰ったとき、「矢部が東大法学部の助手をして
おり」(『政治家』二八ページ)と書いているが、『矢部日記』の
巻末の「矢部貞治略歴」によれば、矢部は昭和三年に助教にな
っており、右の記述は古井の記憶違いのようである。
- (15) 『政治家』二九ページ。
- (16) 同、一一ページ。
- (17) 同、一八ページ。
- (18) 同、一七ページ。
- (19) 同、三四ページ。
- (20) 同、三六ページ。

(21) 同、四六ページ。

(22) 細川隆元『現代の政治家』雪華社、昭三五、一一五ページ。ただし、この書では古井の地方局長就任時の年齢が一才若く三八才となっているが、これは誤りである。

(23) 前掲『内務省史』第一巻、五〇七ページ。

(24) 『政治家』四八―五〇ページ。

(25) この点については、潮見俊隆他『日本の農村』岩波書店、昭三二、二一―四八ページ、中川剛『町内会』中公新書、昭五五、一四七―一四九ページを参照。

(26) 『談話』一七ページ。

(27) 同、三七ページ。

(28) 『政治家』四九ページ。

(29) 同、五〇ページ。

(30) 同、五一ページ。

(31) 同、五二ページ。

(32) 同、五三ページ。

(33) 同、五七―五八ページ。この倒閣運動については、むしろ矢部の方が主役であるので、後に述べることにする。

(34) 古川万太郎『日中戦後関係史』原書房、昭五六、六八ページ。同『日中戦後関係史ノート』三省堂、昭五八、一五九―一六〇ページ。

(35) 『政治家』三五ページ。

(36) 『談話』三四ページ。

(37) 同、五五―五六ページ。

(38) 同、六四ページ。

(39) 同、六七―六八ページ。

(40) 同、六九ページ。

(41) 『政治家』六六ページ。

(42) 同、六六―六七ページ。

三 花開く友情

——浪人時代——

古井は東久邇宮内閣の崩壊とともに内務次官を辞任し、しばらくは内閣書記官長次田大三郎の求めにおおじて、国務大臣松本蒸治のもとで憲法改正の仕事にたずさわることになった。しかし二一年に入るや新憲法の松本試案はGHQの拒否するところとなって、憲法改正の事業は徒労におわるとともに、公職追放令が出されて古井自身が官庁への

出入りを禁止され、文字通りの浪人となった。そこで従来の牛込の住宅が空襲で焼失していたことから、勧める人もあつて、東京の郊外の吉祥寺に土地を買った。広さは九百坪あり、もちろん借金によつてである。そしてそこに家を建てて移り、しばらくは食糧不足の時代とて邸内の空地での芋づくりにはげみ、やがて弁護士を開業した。¹⁾

古井が学生時代には弁護士志望であつたことはすでにみたが、彼は内務省に採用されたのちも、いくらか弁護士への未練が残つたものと思われ、その年の一二月には高文の司法科にも合格していた。

ところが彼が公職から追放されるとともに、かつて内務省の先輩であつた大達茂雄は、戦時中に日本が占領してつゝつた昭南市（シンガポール）の市長であつたために戦犯として逮捕された。すでにみたように大達を「絶対に正しい人」と信じて尊敬する古井は、大達の弁護のために奔走することになった。そして大達の正式の弁護人であつた成富信夫から、資格をもっているなら弁護士登録を行つておいたほうが何かと都合がよいとすすめられ、二年一〇月に弁護士登録を行い、第一東京弁護士会に所属することになった。しかし、大達はやがて釈放され、弁護士登録の意味はなくなつたわけであるが、公職追放とあつて他に職もないところから、成富のすすめるままに弁護士をやることとし、京橋に事務所を開設した。²⁾

この公職からの追放中に古井は、東大を辞職して同じような境遇におかれることになつた矢部貞治とさらに親しくなり、矢部からやがてその後の政治生活の方向に大きな影響をあたえられることになる。

古井と矢部とは、すでにみたように鳥取中学の同窓ではあつたが、その頃の彼らの関係はさほど親しいものではなかつた。しかし古井が内務省の地方課に勤務するにいたつて、両者は接触をもつようになり、まさに気が合つたのであろう、たがいに認めあつて、親密な関係をもつようになっていた。古井がすでにみたように、右傾する当時の風潮

のなかにあってリベラルであったのも、ひとつはこの矢部の影響にもよるものと思われる。そして古井が公職から追放される少し前に、矢部もまた東大を辞職し、両者は同じ浪々の身であるところからしばしば来往し、ともに吉祥寺の古井の邸内の芋畑の芋作りにはげんだりもし、さらに結びつきを深めたようである。矢部がその当時つくった次のような句は、その頃の両者の状態とともに両者の関係をもよく表現している。

「いもを植え その茎を眺め ビール飲む

雨降れば すぐいも思う 心かな

諸だけで 食べるがごとく いも作り

石むろに 藪を蔵する 皮算用

いも畑に 浪人の立つ 風情かな⁽³⁾

この芋づくりは、そのみごとに育った葉によって二千貫の収穫を予想させた。それにそなえて両者は貯蔵用の穴蔵まで掘った。しかし育ったのは葉ばかり、実はさっぱりであり、まさに「皮算用」に終わった。

芋は実らなかつたにしても、両者のあいだの友情は大いに育ち、古井の後の政治生活に大きく影響することになる。古井は後に、矢部の死にさいして、「彼の体臭は私の体に滲み込んでおります。私の思想の半以上は彼からのものがあります。……」と述べている⁽⁴⁾。したがって、ここで簡単に矢部についてみておく必要がある。

矢部貞治⁽⁵⁾は古井に約二ヶ月先立って明治三五年一月九日、鳥取県気高郡美穂村（現鳥取市）向国安に横山久松の三男に生れた。美穂小学校をおえて鳥取中学に進み、ここで古井と同窓となったが、生家は古井の生家ほどには豊か

ではなく、それ以上の進学は困難であった。すでにふれた林校長はこの矢部の才能を惜しんだのであろう。当時鳥取地裁の判事であった矢部安男の養子に世話し、矢部は中学三年の時に矢部家に入った。そして古井に一年おくれで一高に入学し、大正一五年に東大法学部政治学科を卒業し、ただちに助手に採用され、昭和三年に助教授に昇進し、政治学を担当した。

林校長の「古井は学者に……、矢部は政治家に……」の言葉はすでに紹介したが、この言葉はたとえ伝説であるにしても、矢部の独立不羈と現実への関心は、彼をたんなる書齋の学究にとどめておかなかつた。

昭和一〇年四月の助教授時代に矢部は文部省在外研究員として欧米に留学し、一二年五月に帰国し、三十一日に大学へ出て学部長をはじめ先任の教授たちに帰国の挨拶をすませます。正午になって主任教授小野塚喜平次とともに食堂へ行くが、その日の日記にはこう書かれている。「ここで先生方に挨拶し、江川君などと並んで食事。駄弁。懐しいが、これがこれから一生続くのかと思うと嫌な気がする」。なぜ嫌な気がするのか。この文章の前後にはそれを具体的に説明している箇所は見当らない。それだけに、この文章は、将来の帝国大学教授のポストを約束された小壮の助教授が、留学からの帰朝後の大学での第一日目にいだく感想にはふさわしくなく、彼がつねづね東大にたいしていただいていた感じもれたものではないかと思われる。彼に嫌な感じをいだかせたものが、東大アカデミズムの権威主義であったのか、あるいは真理の名のもとでの偽善であるのか、あるいはまた書齋のなかでの現実ばなれした空論であるのか。いずれにせよ彼が東大にたいしてある違和感をいだいていたことだけは、この文章から推察される。

このような矢部も、あるいはむしろこのような矢部なればこそ、当時アカデミズムの自由に、さらに一般には民主主義と自由主義とにたいして右翼から加えられつつあった攻撃に直面しなければならなかつた。帰朝後間もなく彼は、

経済学部 矢内原忠雄の辞職にさいして日記に「実に憂鬱な事だ」と書いている。そして自らの立場にたいする蓑田胸喜らの執拗な攻撃と大学内の動向に不安を感じ、退職後のことまで考え、関係のあった出版社弘文堂や通信社の同盟の関係者、あるいは古井と相談したりもしている。

そして翌一二年二月の人民戦線事件による東大経済学部の大内兵衛らの検挙にさいし、経済学部で被起訴者の休職が議せられた二三日、矢部は「休職に賛成した教授の名前（土方、本位田、田辺、荒木、中西、馬場等）と、之を抑止することに努力した人々（河合、上野、舞出、森、山田）とは永久に憶えていなければならぬ」と書き、また河合栄次郎の著書が問題になるや、河合を激励し、河合の起訴にさいしては河合の家を訪ね、起訴中は一貫して支援し続けた。

このような矢部であれば、彼自身も右翼の攻撃的とされ、右翼の蓑田胸喜を一〇月六日の日記に「蓑田狂気」と書いてうつぶんをはらさなければならなかった。そして彼の教授昇格は、一三年九月の教授会において一人の反対もなく通過しながらも、その自由主義的な立場のために文部省でにぎりつぶされ、発令されたのは一年後の一四年八月三十一日であった。この間に彼は、外部の勢力に呼応し文部省に迎合する人びとによって次第に学問の自由が失われ行くのを見、自己の大学での将来にたいする不安からも、一〇月二八日の日記に「とにかく不愉快でどうでもしやがれ」という気がする。人間到るところ青山ありで、もっと自由に人格を鍛練して働けるところへ行きたい」と書いている。このような状況におかれて矢部は「心にもないことを言うよりは、心にもないことを言わないことにするの他ない」と自らを戒めながらも、その強い現実への関心は、ケルロイターやローゼンベルクといったナチスの政治理論家に触発されて、「日本の政治学」を彼に考えさせるとともに、彼を現実の政治へ参与させることになった。

すでに矢部は古井と古井の友人入江俊郎との交わりによって内務省との関係をもち、一三年六月には入江の依頼で議會制度調査会の幹事を引き受け、以降は内務省関係の要人とも関係をもつことになるが、さらに彼はこの調査会の幹事を引き受ける少し前の五月三日、蠟山政道の紹介で訪れた大山岩雄から、昭和研究会の外交委員会のメンバーになることを乞われ、それを受諾して精力的にそこで活動し、さらに七月には昭和研究会に文化問題研究会が設置されるや、そのメンバーとなった。¹⁶⁾

翌一四年八月に矢部は教授に昇任するが、それより少し前の五月、昭和研究会に幹事会が設置され、そこで研究の方針と運営がはかれることになり、彼は佐々弘雄、笠信太郎、三木清とともに、幹事として研究会の実際の運営に当ることとなった。それとともに研究会は時代の新しい要請にこたえて、資本主義と全体主義と社会主義に代る指導理念をもとめ、三木清の提唱する「協同主義」の検討を行い、矢部も積極的にそれに参加するとともに、三木のこの協同主義の立場の影響を受け、それを自らの立場とするようになった。¹⁷⁾

そしてさらに翌一五年六月、矢部は、昭和研究会の創始者後藤隆之助の依頼を受けて近衛文麿に会った。近衛は新党運動に乗り出そうとして、助言者を必要としており、矢部は乞われるままに助言を行うこととなった。そして間もない七月、米内内閣は崩壊し、二二日に第二次近衛内閣が成立した。矢部は一挙に権力の中核に関係することになったわけである。

この一五年の夏休みは、右のような事情から矢部は、近衛のいわゆる新体制の樹立の計画に参画することになり、多忙な時をすぎさなければならなかった。矢部らの労苦が実り、ついに八月二八日には新体制準備会の開催のはこびとなった。そして当日発表された近衛の声明は、矢部が執筆したものであった。矢部は当日の日記に、「僕の書いた

文章が多少變つてはいるが殆んどそのまま、而も根本の思想と原理は殆んど皆僕の頭から出たものだから何となく妙な感じで新聞を見、放送を聞いた。僕も歴史的な文章を一つ書いたことになる」と書いている。¹⁸⁾

この文章に示されているのは、矢部が書齋から出て現実の政治にたざさわることによって、M・ウェーバーの「権力感情」を満足させたということである。ウェーバーによれば、それは「歴史的な重大事件の神経纖維の一本にぎっている」といった感情であり、これこそが、政治にたざさわる者に「内的なよろこび」をあたえるものなのである。¹⁹⁾

このように政治家的な権力感情に満足をおぼえた矢部ではあるが、彼はまたやはり学者でもあった。右のように書いた三日後の八月三十一日、夏休みをふりかえって、「この夏は新体制で暮れにけり」とよむとともに、近衛のこの新体制の動きに乘じようとする政治家たちのさまざまな動きを距離をおいて観察し、右の句に並んで「幕あけて百鬼夜行のつづら哉」とも日記に記している。²⁰⁾

その後しばらく矢部は、近衛のこの新体制運動のために活動するが、それが大政翼賛会として具体化するようになると、近衛からも大政翼賛会からも次第に離れるようになる。ひとつには新体制をめぐって夜行する「觀念右翼」²¹⁾に愛相をつかしたこともよるが、何よりもそれを抑えることができないで、翼賛会がたんなる上意下達の行政補助組織となるのを放置する近衛の指導力のなさに失望したからでもあった。

こうして近衛に失望した矢部は、それだけ海軍との結びつきを強める。

矢部は、近衛と会う少し前の一五年六月、田中耕太郎の推薦によって海軍省の嘱託となった。仕事は、海軍大学の関係者ととも政治、経済、思想の将来を研究することであり、この仕事を通じて矢部は、当時海大の教官であった

高木惣吉大佐（後に少将）や千田金二大佐と関係をもつようになった。そして高木が海大教官のまま海軍省軍務局の新体制問題の担当となって海軍の政治関係を担当することになったため、この高木を介してこれまた一挙に、陸軍と対立していた海軍の中枢と関係をもつようになった。そして大政翼賛会が、陸軍と親念右翼によって国民運動組織としての性格を失うや、その認識において高木らと一致し、近衛のあとに末次信正を推そうとする海軍の動きに同調し、さまざまの助言をあたえたりもした。

この動きは、近衛内閣が一〇月一六日に総辞職し、一八日に東条内閣が成立したため無に帰した。しかし矢部が、以上のように近衛のブレイン、さらには海軍嘱託として政治の動きの中心へと接近するにつれ、彼はまた内務省にあって次第に地位を高めつつあった古井を介して大達茂雄や山崎巖といった内務省の要衝にある人びとも交渉をもつようになった。そして矢部は古井と入江とともに、これらの人びとも国事を論じる機会を増加させ、そのことによってまた古井との関係をもさらに深めていった。矢部が古井と「一生を投げ出して何かやる時にはお互に打明け合ってやろうではないかと約」したのは、彼が一五年一〇月に古井を訪ねて近衛との関係を説明したときのことであるが、この時以来両者はこの約束を忠実に守り、たがいに利害を無視して助け合う仲となった。

この海軍との関係によって矢部は、京都学派の高山岩男、西谷啓治、高坂正顕、鈴木成高たちとも交わりをもつとともに、一七年一〇月には外務省嘱託、一九年一〇月には大東亜省嘱託となり、大東亜戦争の理論的正当化にあたるとともに、ますます現実の政治とのかかわりを深めていった。そして一九年に入って戦局が絶望的になるなかで東条が人心の離反にもかかわらず独裁体制を強化して行くや、ひそかに海軍の高木惣吉、内務省の古井や大達や山崎らとともに東条内閣の打倒をめざし、木戸内府、末次信正、米内光政などへの働きかけを行った。

このように現実の政治に大きくかかわってきた矢部にとって敗戦は痛恨事であり、彼は敗戦の不可避を知るや、いち早く無条件降伏にともなう日本の再出発の問題にとり組み、二〇年八月一三日から一七日にかけて「日本の自己革新」の執筆に没頭した。そして降伏の詔書の下った一日には、日記に「我々の忍苦は此の日から始まる。どのような運命が待っているのかは判らぬが、興国の先駆者として志士仁人として生きたい」と敗戦を迎えての覚悟を書いた。今にしては大ききに響くが、当時の彼の立場を考えると、いつわりなき真情の吐露であつたらう。

こう書いた矢部にとっては、敗戦とともに発言権を増大させた自由主義者たちは、「今までの鬱憤をハツ当り式に言ふようなもの」であり、あるいは「戦争に何ものも寄与しなかった傍観者が、時運に際会したやうにのさばる」ものと観じられた。しかし彼の戦争責任もまた否定しえない。彼は、内務次官に就任した古井の依頼によって中村哲、佐藤功、山根秀男、木村剛輔らと憲法問題の研究会を組織して、戦後の方向の模索を始めるとともに、九月二四日には法學部長南原繁にたいして自己の戦争責任にかんする見解とともに、「いつでも進退を明らかにする覚悟をしていることを申述べ、自由に処理願いたいと申入れ」た。そして戦中から関係のあつた矢次一男の「政策研究会」が「新政研究会」の新しい名称のもとに再出発するや、それに参加し、さらには鶴見祐輔が組織した「戦後政治経済研究会」にも加わって、新しい日本の向うべき方向についての研究を続けようとした。

このような矢部にとっては、敗戦とともに大学に生じた改革の動きは、マッカーサー指令部への迎合ともみえ、その動きのなかで右往左往する多くの同僚たちは「無気力、無責任、非実践的で、ともに道を説く同輩としては物足りない」と思われ、自由な身になって活動したいという願望が生じ、そして何よりも米軍の占領の目標と政策とに反対な者を不適合とするマッカーサー指令部への抵抗からも、一月三日に彼は正式の辞表を提出した。南原を中心に彼

の翻意をうながす人びともあつたが、一部にみられる「狭量醜惡の淫売婦的根性」に「早く大学をやめて悠々と浪人したいという念願」はますます切なるものとなり、⁽²⁸⁾ 二月一〇日に辞表は教授会において正式に承認され、一七日付で翌二年一月一二日に彼に伝達された。

自由の身となつた矢部は、類似の境遇におかれた古井とよりしげく来往しながら、講演あるいは執筆活動によつて主として生計を立てながら、右は保守諸党の左翼に位置する人びとから、左は社会党の右翼に位置する人びとにいたるまでの幅広い政界人と関係をもつた。とりわけ彼は、二年三月に結成された国民協同党の書記長三木武夫のブロンとして活動し、實際政治への影響をおよぼすとともに、政治評論家としての地位を確立し、古井の政治家としての出発と、政治家としての古井の方向にも大きな影響をあたえることになる。

古井は自らの政界への進出について「正直いって、私は政治は性分に向かないし、あまり好きでない。しかし、周りから何だかんだ言われると、人間とは不思議なもので、いつとはなしに足がそちらに向く⁽²⁹⁾」と書いて、明瞭な事情については述べていない。いろいろな事情が重なつたのであろう。

まずあげられるのは、旧内務省時代の後輩岡田典一のすすめである。二五年の春、当時内閣参事官であつた岡田が古井を訪ね、「一人くらい内務出身者も政界に立つべきである」と古井に特免の申請を促した。⁽³⁰⁾ 特免とは、公職追放が一定基準にしたがって行われたため、形式的には追放に該当するが実際には追放する必要のない者を救済するための制度である。内務省は大政翼賛会との関係などから、他の官庁に比較して多数の追放該当者を出していた。そこで旧内務省関係者の一部には、当時の他の官庁出身者の政界進出に対抗して、政界での復権を意図する動きがあつた

ようである。岡田はそのような動きを代表し、古井をいわば突破口にしようとしたわけである。古井は知事として翼賛会と武徳会の支部長であったのみでなく、さらに警保局長として戦時体制のもとで警察行政の最高責任者でもあった。そのため特免の可能性にたいして疑いをもち消極的であったが、強いすめにしたがって申請を提出した。ところが図らずもこれが通り、二五年の秋には特免が下りた。しかし、これを利用して政界に出るまえに、二七年には講和条約の発効によって追放制度そのものが廃止された。しかしこの特免申請は、やはり古井を政界に方向づけたものと思われる。古井はあるところで「追放を免れた同時代の官僚ども、ことに税金をとったり汽車を動かしたりするとしか知らぬ官僚などが、鬼のいぬ間にのさばっていたのが気に食わなかったことも一つの動機だったように思う」と書いている。⁽³¹⁾ ここには、すでに政界において重きをなしていた池田勇人や佐藤栄作らにたいする内務官僚としての自負と対抗心とが示されている。

このような東京での動きとともに、出身地の鳥取においては、「知事をやってみたらとか参議院をやってみたらとか衆議院はどうだとか」⁽³²⁾と、彼を政界へ擁立しようとする動きが生じつつあった。彼の経歴を考えれば、これまた生じるべくして生じた動きであり、すでに二六年春の第二回統一地方選挙には、鳥取県の民主党内には知事に古井を推そうとする動きがあった。⁽³³⁾

このような外部からの働きかけとともに古井の側にも政界進出を促す事情があった。弁護士は彼が学生時代に一時は望んだ職業ではあった。しかし実際に官僚を登りつめて四〇歳をこえての開業では、それは若い頃に考えたほどの職業ではなかった。「私の弁護士稼業は、さっぱり収入にならない。『やあ、ありがとう』といってウイスキーを一本持ってくるお客が大部分である。一方、弁護士会の会費は高くなるし、税務所は所得があるだろうといつてせめる

し、どうしようと思ひ惑ひながら、無職というのも困るので細々と続けていた³⁴という状態であった。

このような状態であれば、特免申請をきっかけに彼の関心が政界へ向いたとしても自然であり、しかも戦時中を通じて強い友情で結ばれてきた矢部が、三木のブレンとして、あるいは政治評論家として活動し、それを身近にみているとあれば、なおさら政界での活動を思わざるをえないであろう。右の文章にいうように「いつとはなしに足がそちらへ向く」といった消極的なものではなく、積極的な意欲をもったはずである。このことを示すのは矢部の日記であり、二五年一月二九日のそれには「古井は衆議院選挙に色気があるようで、必ずしも反対しないが、しかし本当は弁護士を中心にして若干のふさわしい公職に就くのがいいと僕は言う³⁵」と記されている。矢部がこのように書いたのが、古井の追放解除の約一ヶ月後のことであつたことを考えると、後に古井が記している古井自身の政界への消極的な記述とは異つて、古井自身はかなり早くから政治への強い意欲をもち、むしろ逆に政界への周囲の環境づくりを行つていたのではないかとさえ思われる。後の文章の示す消極的な表現は、むしろこれからみるように、当時の彼の積極的な抱負を実現しえなかつたことへの、後悔と気恥しさのもたらしたものであろう。

ところで実際に政界に出るともなれば、政治資金が問題となる。職業としての弁護士が右のような状態であるとすれば、資金提供者を求めなければならぬ。彼は、PH P研究所と関係をもつていた矢部に、松下幸之助からの資金提供を依頼してもらい、松下から若干提供を受け³⁶、また自らも警保局長時代に知り合つた岸本商店の岸本吉左衛門にも依頼し、彼から三〇〇万円の提供を受けている³⁷。他に郷里では鳥取県の政財界で重きをなした米原章三の支援を受けており、彼からも何ほどの援助を受けたと思われる。

実際の立候補は、二七年八月のいわゆる「抜き打ち解散」によつて行われた第二五回総選挙においてであつた。こ

の選挙は講和条約による独立後の最初の選挙であったため、政界復帰をめざす追放解除者たちの立候補もあって、どの選挙区も激戦となった。全県一区の鳥取県においても、四議席をめざして一名が立候補した。しかも当初この選挙には、第一次近衛内閣と小磯内閣で外務次官を務めた沢田廉三（後の国連大使）が立候補を予定していた。米原は古井と沢田の調整に頭を悩まし、沢田の方が古井よりは先輩であるところから、古井にはまず県会へ出ることをすすめたが、古井は出馬意志をかえず、かえって沢田が譲歩して立候補をとりやめた。

沢田と古井とのこの立候補をめぐる競合については、古井が追放中にもその経歴から、中央官庁への鳥取県の陳情その他に適切な援助や助言、あるいは指示をあたえ、地元選挙区ではこの面からも、外交畑出身の沢田よりも古井を支持する者が多かったという理由も見落してはならないであろう。

しかしともあれ政界に入ってからほとんど人を押しつけることのなかった古井を考えると、やはり彼の出馬が、後に彼が書いているように受動的なものではなく、積極的な抱負のもとに決意されたものであることが、これによっても何われるのではないかと思われる。

自由党への入党をすすめる者もあつたが、古井は自由党の保守的性格にあきたらず、かつは矢部が改進黨の三木のブレンンとなっており、矢部のすすめもあつて改進黨から立候補した。⁴⁰この選挙以来、矢部はその生存中の古井の選挙にはすべて応援にかけつけたのみではなく、古井が昭和三六年八月から始めた大山での夏期大学の講師として、毎年鳥取に赴き、さらに夏期大学の計画と講師の依頼に当るなど、ことあるごとに古井の相談にあずかり、よき助言者として政治家としての古井の活動を援助した。

さらにこの最初の選挙において古井は、同じく追放解除から政界復帰をめざして改進黨から富山県で立候補した松

村謙三の応援を受けた。古井は内務省地方課の行政課長時代に、当時民政党の政調会長であった松村に会い、選挙制度の問題にとりくんでいたこともあって松村との関係は続いたが、やがて両者はともに公職から追放されて公的生活が禁じられたため、関係は絶えていた。ところが選挙の応援という形で両者の関係が復活し、古井の政治生活は、矢部との関係とともに、この松村との関係によっても大きく左右されることになる。

一〇月一日に行われた選挙の結果は、有効投票二九三、七五六票のうち、古井は三九、八一七票を獲得し、第四位ではあるが当選した。

- (1) 『政治家』七一―七二ページ。
- (2) 同、八一―八二ページ。
- (3) 同、七二ページ。なお、これらの句は、『矢部日記』Ⅱ、七〇ページに「浪人古井を歌う(句集『いもの葉』)」として昭和二年八月三〇日に書かれている。
- (4) 『第一五年』四ページ。また矢部の一周忌にさいしても古井は同じように「私の体には彼の体臭と思いがしみ込んでいる。彼なきあとも、彼の魂が宿っていて、いつまでも守り神として導いてくれるだろう」と書いている(『第一六年』一四九ページ)。
- (5) 以下の矢部の年譜的記述は、『矢部日記』の巻末の「矢部貞治略歴」による。
- (6) 『第一六年』一四九ページ。
- (7) 『矢部日記』Ⅰ、三三ページ。
- (8) 同、八四ページ。
- (9) 同、八六ページ。
- (10) 同、一五〇ページ。
- (11) 同、一四六、一四八、二四六ページ。
- (12) 同、一五八ページ。
- (13) 同、九八ページ。
- (14) 同、一〇二ページ。
- (15) 同、一一六ページ。
- (16) 同、一〇八ページ。昭和研究会と、そこにおける矢部の活動については、昭和同人会編『昭和研究会』経済往来社、昭四三、および酒井三郎『昭和研究会―ある知識人集団の軌跡―』講談社学術文庫、昭六〇、が参考になり、また伊藤隆『昭和十年代史断章』東京大学出版会、昭五六、は『矢部日記』Ⅰを中心として、敗戦にいたるまでの昭和十年代の政治史を考察したものであり、政治上における矢部の動きの詳細は、本書によって知ることができよう。
- (17) 「協同主義」については、前掲『昭和研究会』一六五―一七七

- ページ、『昭和研究会』ある知識人集団の軌跡』一四五—一五四ページ、『昭和十年代史断章』二二—二九ページが参考となる。
- (18) 『矢部日記』I、三四四ページ。後に矢部は、国策研究会の矢次一男に、彼の『新体制論』はもやもやした近衛の頭の中に、一本筋を通し得た様だ」と語ったという(矢次一男『昭和動乱私史』中、経済往来社、昭五二、一八一—一八二ページ)。
- (19) M. Weber, Gesamthe Politische Schriften, 1958, S. 545.
- (20) 『矢部日記』I、三四五ページ。
- (21) 『觀念右翼』については、前掲『昭和十年代史断章』六三一—六四が参考となる。
- (22) 『矢部日記』I、三七二ページ。
- (23) 同、八三一ページ。
- (24) 同、八三六ページ。
- (25) 同、八三七ページ。
- (26) 同、八四三ページ。
- (27) 同、八五五ページ。
- (28) 同、八五七—八五八ページ。
- (29) 『政治家』八八ページ。
- (30) 『第二〇年』六七ページ。
- (31) 『東京通信』第七号(昭四九年一月、七一八ページ)。
- (32) 『政治家』八八ページ。
- (33) 土谷米一『わが経し跡のあと』昭五六、三一四ページ。土谷は鳥取県会議員で議長も歴任した県政の実力者であり、本書は彼の詳細な回想録である。
- (34) 『政治家』八五ページ。
- (35) 『矢部日記』I、四七二ページ。
- (36) 『矢部日記』Iには二七年七月二日に「尚古井のため松下氏十万円出してくれる約束をした由」の記述がある(六二七ページ)。
- (37) 古井喜実「めぐりあい」『毎日新聞』五四年三月三〇日、には「三百万前後(はつきり記憶せぬ)」とあり、『政治家』には「確か三百万(正確でないかも知れぬ)」と書かれている(九〇ページ)。
- (38) 『政治家』一一五—一一六ページ。
- (39) 選挙区内にあって古井を支持した元鳥取市議広田敏男、元郡家町議永田文俊らとの面接による。
- (40) 『政治家』一一六ページ。
- (41) 同、一一七—一一八ページ。

四 政務と党務のはざままで

——厚相になるまで——

こうして古井は、内務次官辞任後の七年の浪人生活をへて、四九歳にして新たに政治家としての第一歩をふみ出し

た。

後に彼は当時の自己を顧みて、「海千山千の集りというか、ひと通りやふた通りでない政界のなかで、まことに純真だったというか、幼稚だったというか、一本調子の若造だったという感が深い」と述べている。ここに、法律と法規と上司の命令としたがって、ひたすら筋を通して正確に行政の執行に当る官僚の世界から、権謀術数のもとに権力を求めて鬭争と妥協にあけくれる政治家の世界へと第一歩をふみ出した彼の状況の変化が伺われる。

ところで当時の政局は、吉田内閣による講和条約の締結をめぐって、いわゆる革新の側にあつては二六年一〇月に社会党が左右に分裂し、保守政党にあつては追放解除組の政界復帰によつて、たんに野党の改進黨のみではなく、与党の自由党のなかにも鳩山一郎を中心として反吉田勢力が台頭するにいたり、ようやく吉田のいわゆるワンマン体制が動搖を示し、大きな変化が訪れつつあつた。

この変化はまず、第二五回総選挙の半年余り後の「バカヤロー」解散による第二六回総選挙となつてあらわれ、次いで第二六回総選挙後の第五次吉田内閣における造船疑獄にさいしての犬養法相の指揮権発動、それによる吉田内閣からの世論の離反となり、やがて吉田内閣の退陣をへて保守合同をもたらすことになる。この保守合同への歩みのなかで、保守の各党においては、主導権をめぐつてさまざまな動きが競合し、複雑な離合集散が展開された。古井は「当時の国会は、私どもの頭から見れば、全く醜い政略ばかりのように思えた」と記している。

このような従来とは異つた政界のなかに第一歩をふみ入れた古井は、政治家としての自らの課題をどのように考えたか。これは彼の第一年度の報告の「はしがき」に示されている。

彼がまずあげるのは、自らを選出した鳥取県の有権者の代表として、後進県としての鳥取県の発展への努力である。「わが鳥取県は天下の貧県だといわれます。鳥取県から貧乏を追放したい、貧乏から鳥取県を解放したい」ということは、鳥取県にゆかりをもつすべての人の念願でなければなりません。ましてや県の皆様の御支援によって国会に議席をもったのでありますから、ありつたけの力をこれに捧げることは当然の責務であります。一本の林道をつけ、河を改修し、港を修築し、或いは保育所を建て、学校を直し、簡易水道を敷く等の努力を積み重ね、またすべての元になる県市町村の窮迫した財政を打開する等のことによって、一步一步堅実にその実を収めて行きたいものと思ひます³⁾。

この文章に、彼を擁立し支援した人びとの一部が彼に期待したものと、その期待にこたえようとする彼の態度とが伺われる。

この鳥取県の発展への努力とならんで彼が自らに課すいまひとつの課題は、国政への尽力である。

「県の皆様が私を国会に送って下さったのは、大いに国政のために尽せよという御負託であると思ひます。これこそ私にとって余りにも大きな任務であります。一生を捧げてどれだけのことができるであろうか、そのみを恐れます。ただ私は、名利を追わないで、ひたすら筋の通った、国民の納得する政治を打建てるために微力を捧げて行きたい一念に燃えております。初印象として頭にうつる国会の姿、ことに、ややもすれば党利党略のための政争にはしり、国民国家を忘れようとする宿弊を矯めるために闘って行こうと思ひます⁴⁾。

ここには、たびたび指摘してきたことではあるが、後の古井の記述とは異って、当時の古井が、なみなみならぬ決意で政界に身を投じた積極的な意欲を読みとることができるのではないかと思われる。

この二つの課題のうち、古井がその後の報告書において支持者に報告するのは、もっぱら第二の国政への尽力に力を入れてあり、第一の鳥取県の発展への尽力に力を入れては、まったくといってよいほど記述はない。しかしこの記述の欠如は、彼が鳥取県のために何もしなかったことを意味するものではない。彼は実際にはこの面についても、その長い議員生活を通じて多くの貢献を行った。たとえば、後進県の財政窮乏を打開するため、鳥取県の県会議員によって提唱された自民党財政窮乏後進県連盟の結成と運動にたいし、古井がいかに尽力し、その運動を成功に導いたかは、その運動を推進した当事者たちの回想が記録するところであり、また鳥取大火後の赤字財政に苦しむ鳥取市の資金ぐりに、古井がいかに自治省への働きかけに力をそえたかは、鳥取市会の有力者であった人物の回想するところである。さらに鳥取大学の移転、県内の若桜から山陽線の相生へと結ぶ鉄道の敷設など、いわゆる地元への貢献については、多くの人びとの語るところである。しかし古井は、これらの貢献については、すでに述べたように自らはほとんど書かないのみでなく、選挙のさいにもけっしてそれを口にせず、さらに支持者がそれを語ることも許さなかった。

その理由は、古井が次のように信じたからである。すなわち、「選挙区内の事業については、たとえばどんなに骨を折ったことでも、断じていわない。なぜかといえば、それは知事や市町村長の責任に属する仕事だからである。うまく行ったら、知事や市町村長の手柄にしたらいのである。国防や外交や国内政治の基本政策こそ、知事や市町村長のできないことで、われわれが全責任を負わなければならないから、これについては国会議員が堂々と語る」。

こうして古井は、鳥取県選出の国会議員としての自らの課題として、鳥取県の発展と国政への尽力とをあげながらも、後者こそが本質的であると考え、前者の遂行を誘示することによって選出されることを邪道とみなし、かつその立場をつらぬいた。国会議員は国民の一部の代表ではなく、「全国民を代表する」という憲法の規定(第三十四条)

を、文字通り実践したわけである。

古井のこの態度が、政治家としての彼の行路にどう作用したかは、やがてまた後に検討しなければならない。しかし、さし当りは、彼が自らの第一の課題とみなした国政への尽力にそって、彼の軌跡をたどってゆかねばなるまい。

ところで彼の国政上での活動を考察するに先立って、まず彼の政治的な立場を明らかにしておく必要があるだろう。

彼が立候補にさいして、自由党の保守的性格にあきたらず、矢部の影響のもとに改進黨をえらんだことは、すでにみたところである。この彼の立場は、当時の自由党と社会党とにたいする彼の批判により具体的に示される。すなわち彼によれば、「今日の社会党はまだ無責任な批判政党的域を脱していない。實際政治を担当するまでにはもつと大人に成熟しなければならぬ。……自由党は余りに保守的であり反動的でさえある。保守主義の真精神は、歴史と秩序とを重んじつつ進歩と向上とを求めてやまないところにある。保守党の今日あるべき姿は決して自由党の如きものではないと思う。国民大衆の生活と幸福とにもつと深く関心を払い、国民が食って行ける安心をもつた社会の建設に真摯な努力を傾けるべきである。社会保障の推進、福祉国家の建設という方向に大きく政策を転ずべきである。そして社会党と紙一重という進歩政策に立つ政党に進むべきである」。

この「社会党と紙一重」という保守の最左翼の立場は、かつて矢部が昭和研究会において資本主義と社会主義の克服をめざし、会他のメンバーとともに到達した協同主義の立場の影響を受けたものと思われる。古井のこの保守の最左翼の立場は、個々の具体的な問題への対応については変化を示しながら、ほぼ政治家としての彼の生涯をつらぬくものとなった。

さて以上のような立場に立った古井の最初の努力は、「全く醜い政略ばかりの政界」にあって、政策本位の「筋の通った」政治を実現することに向けられた。そしてこのことは、まずは党内にあっては、「改進黨の立場をはっきりさせよ、社会党とりわけ左派社会党と絶縁せよという争いであった」⁽¹⁰⁾。

改進黨議員として国会の一員となった古井は、国会では予算委員会に所属するとともに、党にあっては政策委員会（政務調査会）に入った。「政策こそは政党の生命であり……地味な仕事ではありますが、こつこつと政策の調査立案に専念して行きたいと考⁽¹¹⁾え」⁽¹¹⁾たからである。

ところが議会は間もなく、予算委員会での右社の西村栄一の質問にたいする吉田首相の「バカヤロー」の発言に端を発して、三月一四日には両派社会党と改進黨とが内閣不信任案を提出し、これに自由党から鳩山派が同調して不信任案が可決され、吉田が解散権を行使して、いわゆる「バカヤロー解散」を迎える。

この動きのなかで古井は、町村金吾、中島茂喜らとともに最後まで党の動きに反抗した。なぜなら彼には、「まだ予算の審議も終らず、法案の審議をそっちのけにして、自由党内の内紛とからみ合い、主義政策を全く異にする社会党両派と手を握って、いわば政争のための政争にふけることが正しい政治の姿とは思⁽¹²⁾え」⁽¹²⁾なかつたからである。しかしこの考⁽¹²⁾えは多数の賛同をえることができず、古井らは党人として多数に従わなければならなかつた。

ところが四月一九日の第二六回総選挙の結果は、吉田自由、改進黨、鳩山自由の保守諸党の議席減、両派社会党の議席増におわり、とりわけ自由党は鳩山派の分離によって過半数を割った。この状況では改進黨が鳩山自由党とともに両派社会党と組めば、吉田を退陣させ、改進黨の重光を内閣首班とすることも可能であり、現実にも改進黨内にはその動きがあらわれ、両派社会党の一部にもそれにこたえようとする傾向がみられた。古井は改進黨内のそのような動

きにたいし、五月一日の改進黨の中央委員会において「重ねて党利党略の『そしり』を受けることを繰返してはならない。政治的な行動は政策が中心でなければならぬ」と主張した。今回は古井らのこの立場が党内の多数を制し、改進黨は政局安定のために「従来の野党連合は打切り、吉田内閣に対してはいわゆる是々非々の態度を取ることとなつた」。

第二六回総選挙後の改進黨のこの野党連合の打切りと自由党政権にたいする是々非々主義の立場は、吉田茂のいわゆる「保守連携」を出現させ、兩派社会党の進出にたいして、自由党と改進黨とに保守としての共通の理念と政策とを自覚させ、このことが、やがて古井がはげしく批判する保守合同へ大きく道を開くこととなる。これもまた歴史の皮肉というべきであろうか。

自由と改進黨の保守兩党の共通な立場の自覚にたいし、古井がいまひとつ寄与したものとしては、憲法改正問題がある。

古井は改進黨内では引続き政策委員会に所属したが、二八年二月からは同会の副委員長に就任し、六月には松村謙三が委員長に就任することによって、松村との関係を深めるとともに、野党連合路線を清算し、自由党との是々非々の友党関係を推進させた。そして、さらに一月には、改進黨内のみでなく自由党内の有志にも呼びかけて、憲法問題の研究懇談会を開催し、これが憲法改正問題の氣運を盛りあげ、二九年一月の改進黨の党大会では、憲法改正問題に党が正式に取組むという方針が決定された。そして、やがて自由党内にも憲法問題調査会が設置されることになり、こうして改進黨が改進黨と自由の兩党の目標とされ、憲法擁護を主張する革新にたいする保守の立場がより鮮明となった。併

古井の日本国憲法にたいする考えは、彼自身の「民主主義、平和主義の大きな理想は死守しなければならない。併

し日本人の意思と国情とを無視して押付けられた憲法は、日本人の自由な意思によって根本的に再検討されなければならぬ¹⁶⁾」という文章に要約されよう。ここには、アメリカに追従して自衛隊を軍隊ではないといくくめてその合憲化をはからない自由党と、容共勢力のもとにアメリカを批判しながら、アメリカの作らせた憲法の擁護を主張する社会党の方便論にたいする批判¹⁷⁾とともに、敗戦後自ら憲法改正に関係しながらも徒勞に終った彼自身の自主憲法への願いがみられる。

ところで二三年一〇月の第二次吉田内閣成立から五年におよぶ吉田の長期政権は、さまざまな腐敗をまねき、二九年に入るや保全経済会汚職、次いで造船疑獄が問題化し、疑惑は吉田の腹心であった幹事長佐藤栄作と政調会長池田勇人にまでおよび、自由党は危機を迎えた。この危機を自由党は保守合同によって打開しようとし、自由党副総裁緒方竹虎は四月、あの有名な「政局の安定は現下爛頭の急務」の声明を發し、改進黨に合同を呼びかけた。

古井は、汚職問題にたいしては、「戦後いかに国民道義が頹廢したといっても、少くとも公の地位に立つ者にかかると醜事實が大規模に行われたとすれば、弁解の余地がない」と考え、とりわけ池田と佐藤の逮捕にたいして発動された犬養法相の指揮権発動を「驚くべき暴挙」と批判し、このような考えから、吉田内閣にたいする野党一致の不信任案にたいしては、今回は積極的にそれを支持した¹⁸⁾。

しかし緒方副総裁の声明に發した保守合同の動きについては、古井は当初からすべきでないという考えを持ち続けた。なぜならそれは汚職乗り切り策として打出された点において「動機と意図」とが「不純であって、筋が通らぬ¹⁹⁾」と思つたからであり、また「保守党の過去と現状に対する深い反省も時代に対する新しい感覚もなく、ただ数だけ揃えた保守者流が政界に君臨したら、数の横暴と権力の濫用を露骨にし、ひいては未だに暴力主義から脱脚し切れない

幼稚な革新政党と激突し、政治と社会の混乱をますことを憂えたから⁽²⁰⁾でもあった。彼は保守合同のまえに保守党がなすべき「必要条件」として次の三つをあげる。「第一は党の基本的性格（あり方）及び政策において思切った『進歩性』を実現し確保しなければならぬということ……」

第二は、党の組織において国民大衆と融合し一般大衆に基礎をおく『大衆性』を開拓するということ……

第三は、党の人事において思切った『若返り』を断行するということである⁽²¹⁾。

保守政党のこのような脱皮がなされないうちは、保守が分立して競合すべきであるというのが、彼の考えであった。そこでこの考えのもとに古井は、矢部の協力のもとに二九年六月、党派をこえて言論人と政治家とを糾合して「国政同志会」を結成した⁽²²⁾。

これへの参加を呼びかけた趣意書のなかの「原則」および「当務」に、これまでにみた彼の立場がよく示されているので、それを示しておこう。

〔原則〕

- 一、民主主義を堅持すると共に、被占領以来の弊風を一掃し、独立日本にふさわしい新国家体制を実現する。
- 二、資本主義の弊を是正すると共に、唯物史観的階級闘争主義を排し、国民協和による経済力の増強と福祉国家の建設を図る。
- 三、歴史と秩序を重んじつつ進歩と向上を求める進歩主義の真精神に則り極端な左右偏向を斥け、特に容共勢力を排撃する。
- 四、国民的自主外交を展開し対外関係の積極的打開を図ると共に国連憲章の精神を基調として世界平和に貢献する。

〔当務〕

- 一、政治を肅正し、議會政治の信用を回復する。
- 二、経済の危機を打開し、民生の安定と自立経済の達成を図る。
- 三、占領憲法擁護運動と対決し、自主憲法の制定を推進する。⁽²³⁾

ここに示されるのは、民主主義の原理的な受容とともに、わが国の「自主性の回復」であり、これが「国民的自主外交」と「自主憲法の制定」の主張となるわけであるが、それとともに「政治の肅正」と「福祉国家の建設」が掲げられているのも注意されてよい。そして、この「原則」と「当務」に続いて「課題」として七つの項目のもとにやや具体的な政策課題が示されている。

右のような呼びかけのもとに、六月四日の発会式には自由と改進黨の兩黨の衆參兩院議員が約二〇名出席し、その後いくらか増加して一時は衆議院議員約三〇名、參議院議員約一五名に達したようである。この國政同志会にたいしては、「東京及び關西の有力な実業人の共鳴者もできて来た」とあれば、古井にしてみても積極的に資金集めに努力し、資金面からも会員の維持と拡大とに尽力すれば、それを彼の派閥へと成長させることもできたはずである。しかし彼は、そうしようとは努力しなかった。なぜか、それは次の彼の文章に示される。

「私にとつての用務は終始『政策』であつて、『党務』には関与したことがない。地味ではあるが、政策こそ政黨の生命だし、いつかは政策が党務に優先する時期が来ると信じているので、大いに満足している。党内生活で厭なのは党内派閥である。よい派閥に与しておれば、よからぬ者でものさばるのは不愉快千万である。私は、たとえ冷飯を食わされようと、派閥から超然とし、純理を逐い志操を貫いて行きたいと願っている。」

この彼の態度から、國政同志会は純然たる研究団体として、各党と各派の動きにたいし超然たる態度をつらぬこうとした。しかしそのため保守合同の動きと、そこでの各派閥の締めつけとのために不活発となり、自然消滅の形となつた。古井はやや後に、この國政同志会の失敗を顧みて、「派閥や親分に迎合しない純真な政治活動がいかに六ヶしいものか、つくづく感じさせられた」と述べ、その「六ヶしさ」を次のように具体的に記している。

「われわれの理想を貫こうとすれば毎日党の幹部に楯をついて争っていなければならぬ。そうすれば、当然冷飯を食わされ地位など与えられはしない。これ位は覚悟の上としても、選挙区の人々が我慢してくれない。それは忍ぶとしても、いざ選挙となつて、党幹部から憎まれると選挙費にも参つてしまふ。選挙に落ちては元も子もない。さらばといつて、御前達の考えは立派だといつてくれる外部の人々が少しでも心配してくれるかといえば、そんなことは間違ひにもない。つまり非難はするけれども助けてはくれないで見殺しにされてしまふ。やり切れなくて一人減り二人減り、そして幹部や親分の軍門に降つて行くのである」⁽²⁸⁾。

こうして、保守政党の脱皮をめざした国政同志会の活動は、保守合同のなかでの各党各派の動きに分断されて、そのなかに埋没して現実の勢力とはなりえなかつた。それとともに古井のような保守合同への批判的立場もごく少数にとどまり、大勢は合同へと向つていった。

まず二九年一月には改進黨と自由党鳩山派と日本自由党とは、新たに日本民主党を結成し、兩派社会党と結んで吉田内閣不信任案を可決させ、六年余の吉田政権を終らせて、民主党の鳩山内閣を誕生させた。この民主党にあって古井は、依然として政務調査会の副会長を務めるとともに、七月一日に民主と自由の兩党、さらには緑風会にも呼びかけて結成された「自主憲法期成議員同盟」の結成に参画し、その趣意書の起草に当り、発会式においては趣意書の説明を担当し、常任理事に選出された。そして七月に国会に「憲法調査会法案」が提出されるや、政調会長清瀬一郎とともに、法案の説明に當つた。これらは、国政同志会にみられた立場を実現しようとする努力である。

このように古井は、党務あるいは閣務をさけ、ひたすら政務一本で「筋を通す」ことに努力してきた。しかし、こ

の古井を党務のうえに引き出し、彼を権力へ接近させる機会が訪れた。それをもたらしたのは、皮肉にも彼が批判した保守合同であった。

古井は、すでにみた保守合同にたいする批判的態度から、民主党の成立にたいしても懐疑的であったが、民主党と自由党による保守合同にさいしても、三木武夫や宇都宮徳馬らとともに反対の態度をとった。⁽³⁰⁾しかし両党の大勢が合同に向い、社会党とは原理的に立場を異にするとすれば、大勢に従わざるをえない。「鳩山傘下に合同が実現し、拳党一致これに参加するというなら、これと行を共にする外ない。これをしも厭うのは余りに潔癖、偏狭の譏りを免れまいし、また少数離脱して孤塁を守っても、政界の実情としては無意味であるというのが最後のやむを得ぬ結論であった」。⁽³¹⁾

この古井にとつてのせめての慰みは、「かねて私が世話して来た国政同志会で研究した政策が、新党の政綱、政策に大きく取り入れられたことである。盗まれたといえは悪くなるが、大きな影響を与えいわば実を結んだと思えば欣快の至りである」。⁽³²⁾

ところで「新党では、保守合同に反対した者は、党及び政府の重要なポストには就かせないという人事の大原則が党首脳の間できめられ」⁽³³⁾、旧自由党の吉田派と旧民主党の改進黨系は冷遇された。しかし古井は党内では、党の政策決定の中枢機関として設けられた政務調査会審議会の委員、また憲法調査会の副会長、さらに党が選挙区改正問題に取り組むや、選挙制度調査特別委員会の副委員長に選ばれた。彼の政策面での能力が評価されたからであろう。これら党内での要職に加えて、国会内では従来同様に予算委員、地方行政委員、選挙法特別委員を務め、政策面での活動は、民主党時代よりも多忙さを増した。⁽³⁴⁾

このような政策上の活動に加えて、古井は三一年には、青年の政治的関心を喚起するために選挙区において「青年夏期大学」を開催するとともに、自由民主党内にあつては党の脱皮をめざして行動し、期せずして党務にかかわりをもつていたつた。

青年夏期大学は古井が、一部の左翼系の活動家を除いて一般に青年が政治にたいして無関心であるのを憂い、政治にたいする青年の関心を喚起し、理解を深めることを目的として、これもまた矢部の援助によって、八月三日から三日間にわたつて、大山において開催された。論題と講師を示せば次のようになる。

民主主義の理論と実際 矢部貞治

社会主義の理論と実際 鍋山貞親

地方自治の理論と実際 小林与三次

日本の内外情勢 愛川重蔵

定員を一五〇名としたが希望者が多く、実際は一八三名となり、古井自身も「この講習会によって自民党員を殖えうとか尻んや私自身の支持者をえようとかいうケチな考えはなく、聴講生にも、今の政党がどうなるということより日本がよくなることが大事だということを強調し、政治的にどの政党、また誰を支持しようと勝手に、要はどの道に進まうと正しい考えだけのもってもらいたいという微意を披瀝した」⁽⁶⁵⁾。

この夏期大学は好評をえたため、古井はこれを続行することとし、その後「夏期自治大学」の名のもとに五五年にいたるまで二五年間続けられた。この間、講師陣も充実し、多い時は一三名を数えるまでになるが、右の初回に述べられた古井のこの夏期大学にたいする立場は、これまた終始変わらずに貫かれた。

受講生は宿泊食事代などの実費を負担し、講師の費用は古井が負担したようであるが、これは古井と矢部の人望から、古井が「東大以上」⁽³⁶⁾と誇示する人びとを集めながらも、ほとんど謝礼らしき謝礼を必要とせず、講師たちも喜んで応じたようである。そしてこの夏期大学の受講生のなかから、地方自治に活躍する人材が育つとともに、四二年からは社会党代議士の足鹿寛がこれにならって、「農政経済夏期大学」を開催するようになった。昨今の代議士たちが、観光旅行などによって後援会員にたいするサービス競争にしのぎをけずっているのと対比さるべきであろう。⁽³⁷⁾

この選挙区内での政治的啓蒙活動につづいて、古井は党内においても党改革の動きに積極的に参加することとなった。

右の大山の夏期大学を終えて東京に帰った古井は、松村謙三の依頼によって三木武夫を訪問した。自民党の改革に乗り出そうとした松村は、三木武夫との連携を考え、矢部を介して三木に近かった古井に幹施を依頼したわけである。これは首尾よく行き、松村を中心として「政策研究会」が結成された。いわゆる「松村・三木派」の結成である。そして松村は、そこで検討した党改革のための基本的政策を八月末に発表した。いわゆる「松村構想」である。これは党内外に大きな波紋を投じ、鳩山訪ソをめぐる論議とともに党内をわかせた。

松村や古井らは、農相河野一郎の強引なやり方には反感をもちながらも、鳩山訪ソに賛成の立場をとったが、しかしそれだけに訪ソ後に予想される鳩山引退後の総裁選を、党改革の好機ととらえ、それへの対応を急がなければならなかった。そこで党内各派の中堅議員の参集を求めて「自由民主党再建の基本目標」を作製し、有志代表松村謙三、小笠原三九郎の名によって自民党と緑風会に所属する衆参両院議員、自民党支部、言論機関などに送付し、批判を求

めるとともに、党改革に共鳴がえられる他派にも積極的に働きかけることになった。古井はまずかつての内務省の先輩の石井派内の灘尾弘吉に会い、次いで従来から松村・三木派に近かった石橋派の加藤常太郎と接触し、三名で幾度か会合を重ね、ついに三派連携の盟約を結んだ。「その要旨は、三派は党の浄化刷新について完全に意見の一致を見た。よって三派は相提携してその実現を図る。総裁選挙においては、少くとも決選投票において三派は合流する。選挙後は、何れが総裁となっても三派は相提携して党の刷新を推進する」というものであった。

この三派連携のうえに、さらに石橋派の石田博英によって池田派との連携が成立し、最終的には石橋と三木と池田の間に、岸にたいして石橋と石井とのあいだの二、三位の連盟が成立した。

鳩山退陣を受けての三一年一月四日総裁選は、第一回は岸が一位となりながら、決選投票では右の二、三位の連盟によって石橋の逆転勝ちとなった。

自民党の第一回総裁選のこの二、三位連盟は、その最終段階での立役者石田博英の名と結びつけられるが、右にみたようにそれへの布石は古井を中心になされていたわけである。党務をさけてきた古井ではあったが、党革新のためにはじめてこうして党務に深入りするにいたった。彼はこの体験を次のように記している。「一年前は、保守合同に同調できないで時の政治に超然とし、ひたすら所信を守りつづけた私も、この一年こそは自ら政治に飛込んで現実と取組んだ。これによって地位も名譽もえたわけではないが、政治家としてよい経験をし修業を積んだ。形のない大きな獲物があつたと思う」

石橋内閣の成立にさいし、古井は新聞紙上で入閣を問題とされ、本人もまたそれを希望し、三木も古井を推薦した模様である。しかし石橋は強固な派閥的基盤をもたず、石橋派は岸派の豊富な資金攻勢にたいし閣僚ポストの空手形

の濫発によって多数を獲得しなればならなかったとされ、ために石橋の組閣は、各派のポスト要求のために難行し、古井の要求はいれられなかった。まさに「地位も名誉もえたわけではな^く、古井はこの組閣を「適材適所の人材主義の看板はいっしか降され、派閥均衡主義の人事とな^{った}」と批判している。

ところが不幸にして石橋内閣は、石橋の発病のために僅か二ヶ月余の短命に終り、代って三二年二月二五日に岸内閣が成立した。これによって、石橋擁立で自民党の脱皮をはかろうとした古井らの意図は画餅に帰すことになる。後に彼は「党の姿勢は逆転した。いわば元の黙阿弥になったのである。爾来今日まで、われわれの考え方は党内の少数意見となり、われわれの立場は反主流とな^{った}」と書かねばならなくなる。

しかし束の間といえ古井は主流派となり、しかも彼自身がその状況の創出に大きく寄与した。してみれば「政策問題でも党内問題でも、もう老人や顔役に頼らないで、われわれがやるべき時期にな^{った}」と自信をもつようになったのもまた当然であろう。

この自信のうえに古井は、ふたたび政界の浄化と党改革をめざして四月、衆議院内の各派からの同志二〇人と語り、
「吾友会」を結成した。その意図は次に示される。

「吾友会綱領

超党派の立場に立ち、政治の浄化と政策の刷新に邁進する。

(個人の修養)

一、互に切磋琢磨し、民主政治家としてあるべき姿を追求する。

(政治の浄化)

一、民主政治の倫理とルールの確立に挺身する。

(政策の刷新)

一、大いに政策を論議検討し、正しい政策の実現を推進する」⁽⁴⁷⁾

かつての国政同志会の趣意書に比して、ここには政策の具体的な内容がみられないが、それは古井の政策上の主張の多くが、すでにみたように自民党に採用されたためであろう。ただ古井のその後の日中問題への取組みと関係して注目されるのは、この会で最初に取上げられたのがアジア問題であった点である。「発足以来、先ずもってアジア問題を研究しようというので、これを主題に会合を開いて来た。アジア問題こそ日本の将来の運命のかかるところである。日本はアジアの中に活き、アジアの繁栄の中に自らの将来を築かなければならない。大きな理想をここにおきつつ現実のアジアを知り、われわれの政治家としての考えを打ち立てようというのである」⁽⁴⁸⁾。

このような自民党内での活動に加えて古井は、内務省出身という利点を生かして、すでに地元への彼の貢献についてふれたが、鳥取県の県議員によって提唱された「財政窮乏後進県公債費対策連盟」の結成に側面から尽力し、三年度予算編成に引き続き、三年度予算編成においても、地方財政の健全化に大きく寄与し、鳥取県会はもちろん全国知事会、地方六団体からも謝辞を呈せられ、同僚議員から「地方自治の守り神さん」とからかわれるまでとなった⁽⁴⁹⁾。

右のような実績に立って、古井は次のように自負と抱負とを語る。「もともと微力であるし、まだ顔が顔だから、多くは陰の役者、縁の下の力持ちをやっているが、しかし些か発言権が強まったと自負している。ある種の政策問題については私の考えで動かすこともできるようになった。地方六団体などが私に頼ってくれるのもそのためである。

政策問題以外でも、われわれがその気で働けば党の最高幹部にも大きな影響を与えうる。そろそろ党はわれわれの時

代になったのである。ここまで来た以上、よい党にし正しい政治を実現するために一段と精進しなければならぬとつくづく思う。⁽⁵⁰⁾」

こうして古井の自民党改革の願いは、古井がそれまで避けてきた党務へと彼を向わせ、派閥抗争の渦中に彼を投げ込むこととなった。しかし彼はそのなかにあって、かえって「些か発言権」を獲得するにいたり、現実の政治へと立向うにいたった。しかし、このような態度の変更は、彼の従来の派閥にたいする認識の変更とともに、それに応ずる内的な変更とを必要とする。彼は一方では、「一口に派閥といわれるものに二種類あると思っている。理くつも糞もなく、ただ椅子の取り合いしか知らぬ親分仔分の徒党は、正に排撃すべき派閥であり、……党のあり方や政策の方向などについての考え方を同じくするために集るグループもある」と述べて、従来の派閥一般にたいする否定的な考えをすてて、政策派閥を肯定するとともに、次のように自己を反省する。

「わたくしの過去には、あまりにも悪をにくみ、悪を避け、悪と対立して妥協を許さない潔癖と偏狭があったろう。たまたま数日前身延山に詣うで、沈思するうち、そのことの非人間性、非現実性に思に至った。悪をにくまず、悪に近寄り、悪と取組んで、同化するかされるかの途に突進む修業を積みたいたいと思う。少くとも一本調子でなく、ある程度の柔軟性と弾力性をもって事に向わねばなるまい。⁽⁵¹⁾」

とはいえ、これは現実の悪への妥協ではなく、悪を克服するための現実への適応であるかぎり、反主流派におかれ
た古井のまえには苦難な道が横たわっていた。

石橋の病氣退陣によって成立した第一次岸内閣は、石井を副総理として國務相に迎えたほかは石橋内閣の全閣僚を

継承し、低姿勢を示した。しかし岸は三月の党大会において正式に党総裁に選出され、七月には内閣改造を行って、河野、大野、佐藤の三派で体制を固めた。そして彼は、翌三三年五月の第二八回総選挙に勝利することによって自信を深め、六月一二日に第二次内閣を成立させて、いわゆる「高姿勢」に転じ、社会党に対決姿勢を示すようになる。

古井はこの間、党内にあっては引き続き政調副会長、政調審議会委員、さらに三三年二月には党総務に就任し、また三二年八月に憲法調査会が成立するや委員となり、その運営委員として会の運営に当るなど、さまざまな政策面の活動を続けるとともに、また松村・三木派の「政策研究会」の世話役を務め、「吾友会」の運営にもあたり、党務の面でも積極的な活動を行った。

そして古井は、一〇月の岸の警察官職務執行法改正案の国会への提出にさいしては、その内容については必ずしも反対ではなかったが、法案が国民の権利と自由にかかわるところから、十分に世論の啓発のうえに、慎重に審議すべきであると考えていた。しかし岸がその通過のために、会期の打ち延長を行うや、彼は、その強行策にたいしては反対の態度をとった。そして世論のこれにたいする批判の高まりのなかで、反主流派の岸批判が強まり、反主流派の池田国務相、三木経済企画庁長官、灘尾文相が辞任するや、古井は反主流四派、すなわち池田、松村・三木派、石橋派、石井派の結成した「刷新懇談会」の常任世話人となり、次第に岸批判を強め、「反岸五人男」の一人に数えられるまでになる。⁶⁸

そして岸が翌三四年に三選をめざして、反主流派の体制のとのわないうちにと、総裁選を一月二四日に繰り上げるや、古井は反主流派を松村謙三擁立にまとめるのに努力した。彼はこれまで松村と行動を共にすることによって、松村を政治上の師と仰ぎ、「松村精神」を自己の政治的信念とするにいたっていたからである。古井は松村精神を詳

しく説明しているが、そのまま紹介するとやや長くなるので、要約すれば次のようになろう。

まず第一に、選挙にも党運営にも金のかかるのは当然とみなされ、資金調達能力のある者が有力政治家とされ、金力政治化、金権政治化が深行し、そこから汚職や疑獄が生じるが、松村精神は「清潔な政治」をめざすものであり、松村自身の「清貧」はまさにそれを象徴する。

第二に、今日の政治は力の政治であり、多数党は数に頼って少数派の正しい意見をふみにじり、党幹部は自己や自己の派閥の利益のために党内の公正な意見を圧迫するが、松村精神は「道理」を尊重し、筋を通し、政治の合理化と近代化をめざす。

第三に、それは「進歩的」であり、国内政策においては、すでに松村が農地改革の推進にあたって示したように、常に大衆の味方であり、外交政策においてはアジアに格別の関心を示し、アジア諸民族との提携融和、とりわけ日中関係の打開をめざす。

第四にそれは、民主主義の真髄ともいべき「反権力」の思想であり、常に国民の立場に立つて考え、国民の理解と共鳴をえつつ政治を行おうとするものである。⁽⁵⁴⁾

この松村精神にしたがって、反主流派は岸にたいして「金力政治から金のかからぬ政治へ」と「権力政治から国民とともに行く政治へ」の二つのスローガンをかかげ、公明選挙を行うこととし、資金を募った。集った資金は同志のカンパ六万五千円、外部からの浄財五万二千五百円、計一十七万五千五百円となり、使った費用は、推薦会と激励会各二回の費用、通信費、事務所借費など合わせて四万四千三百円、差引して七万三千二百円残ったという。⁽⁵⁵⁾ 前回の総裁選で岸派が三億、石橋派が一億五千万、石井派が八千万円使用したと伝えられるの⁽⁵⁶⁾と比較すると、全く嘘の

ような話である。

資金は残ったが選挙結果は、岸の三二〇票にたいし松村の一六六票と敗北に終った。しかし一般の予想を上廻った松村の得票に、古井は「自民党の良心と良識は未だ消えずである」と書いてる。

総裁選後、「反主流派の「刷新議員懇談会」は解散したが、古井は反主流派に推されて党内ではなお総務の地位にとどまった。

この年の六月に行われた内閣改造では、従来は岸を支えた河野一郎が閣外に去り、それまでは反主流派であった池田勇人が入閣し、これがやがて岸退陣後の両者の運命を大きく分けることになるが、岸の要請で入閣した池田は、石田博英とともに古井の入閣を要求した。古井と池田との関係は、すでに述べたように古井の内務官僚時代にさかのぼるが、古井はその追放中にも幣原内閣の蔵相渋沢敏三と懇意であったことから、池田の大蔵次官就任にも尽力したこともあって、政界に入ってから親しい関係が続いていた。池田は同じく反主流派の石田と古井とともに内閣に入ることによって、閣内での発言権の増大をはかったわけである。しかし、この要求は主流派の反対にあって実現しなかった。古井の岸批判が、すでにみたように彼を「反岸五人男」の一人に数えさせるようになっていたとすれば、これは当然のことであろう。

古井の岸批判は、三五年の岸のあの安保条約改訂にたいする批判において頂点に達する。そしてこれをもたらしたのは、三四年の欧米への旅行と、それに引続いて行われた中国訪問であった。

古井はかなり以前からアジア、とりわけ中国にたいしていちおうの関心はもっていた。このことは彼が三二年に結成した吾友会において、すでにみたように最初にアジア問題がとりあげられたことにも示される。

ところで古井は、三四年七月一八日から八月三一日にかけて、衆議院の予算委員として、欧米各国の予算制度と經濟事情の調査を目的として、欧米九ヶ国を歴訪した。そしてこれから帰るや次いで一〇月一八日から、松村謙三に誘われて中国を訪問した。この二つの外国への旅が、従来は主として国内の問題にかざられていた彼の関心を、広く外交問題へと向け、彼を安保改訂の問題へと立ち向わせることになった。欧米訪問から中国訪問をへて安保問題への質問にいたる自己をふり返って彼は次のように述べている。

「この一年は、わたくしにとつて、外交を考える年であった。昨夏欧米を旅し、つづいて昨秋新中国を訪ねた。世界の、アジアの、そして日本の現状と将来を考えつつ二つの旅を過した。帰つて後、国の大問題である安保条約の改訂に取り組んだ。その間、日本の外交はどうあるべきかを考え続けた。内務畑に育つたわたくしの、政治家としての弱点を補うにもつてこいであつた」。

この両旅行によつて古井が考えた日本の外交のあるべき道は、東西兩陣營の力の均衡で保たれている世界の平和のなかにあつて、軍拡競争に加担して世界を破滅に導くのではなく、世界の平和への願ひにこたえ、「日本はむしろ、力の競争の愚劣で危険なことを兩陣營と世界に訴え、話合いと理解を元にした平和を築き上げるために、積極的に働きかけ努力する方が、何ほどか世界の平和に大きく貢献するものではなからうか」ということであつた。この観点から中国を考えるばあい、中国の問題は世界の平和の問題であり、中国に隣接する日本には、他の国とは異なつた立場が要求される。「日本は自由主義の国であるし、この途は守らなければならぬが、さらばといつて、自由主義の一つの国に従属しなければならぬことはない。日本の進路は日本人が考え、開拓すべきである。況んや中国の問題のごとき、日本が他の自由主義国を啓蒙し引きつづつてこそ、独立日本の立場がある。属国根性の政治から自由独立の政治への切

換えを切に望むのである」。

この観点からするばあい、安保条約の改訂は、わが国の自主性を高めようとする意図においては正しいにしても、中国やソ連を徒らに刺激し、世界の平和をそこない、また日本のアジアにおける役割をそこなうものとなつてはならない。そこから彼は改訂の時期と内容とにかんして最初から批判的であつたが、さらに内容を検討するにつれて疑問をいだくようになった。しかし、すでに締結されたからには、彼はせめて「安保条約が日本の自衛というワクを逸脱して濫用され、日本に関係のない他の紛争に日本が巻き込まれることが起らぬよう」と考へた。そこでこの点について政府の言明と保障をえておきたいと考へて彼は、五月一二日の予算委員会において岸に二時間半にわたつて質問した。この質問中には野党席からも拍手が生じた。そして、いまは閣僚として岸と連帯責任を負わなければならない池田は、質問の直後に古井に「よくやったぞ」と電話してきたといふ。

古井は五月一九日の安保批准の強硬採択には、松村謙三、三木武夫らとともにそれに反対して欠席した。

安保改訂の批准案強行採択によつてもえ上つた安保闘争は、六月二三日の岸の退陣声明によつて鎮静化し、政局は次期政権へ向つて動き出した。

岸は後任総裁の一本化を望み、実力者間の話し合いが行われた。しかしこれは不調に終り、池田勇人、大野伴睦、石井光次郎、藤山愛一郎、松村謙三の五名が立候補の意志を表明した。この五名をめぐつて各派のあいだに熾烈な多数派工作が進行した。池田は池田派がいかに佐藤派と岸直系派の支持をえ、大野は大野派がいかに河野派と、岸派からは川島系の支持をとりつけ、石井は石井派におされ、藤山は藤山派がいかに参議院の松野系の支持をとりつけた。

このような状況のなかで古井は、松村・三木派にあって松村の擁立に反対した。なるほど主流派が行き詰ったからには、これまで反主流の旗色を鮮明にしてきた松村を立てて戦うのは当然である。しかしそれは松村のもとに反主流派を糾合しえたばあいのことであって、右の状況からすれば、「松村先生を立てたからといって、当選は覚束ないし、票数も五十票前後しかとれないことが見えている。それでは、筋は通るが実際政治としては意味がないし、却って松村先生に恥をかかせるだけ」というのがその理由であった。ここに古井の「筋」よりも「実際政治」への現実政治家への傾斜をみることができるが、この傾斜にはいまひとつ、官僚時代らしい親しくしてきた池田の立候補への配慮があったものと考えられる。

古井のこの反対にもかかわらず、「理屈を尊ぶ松村・三木派の大勢は立候補を要望し」、松村もこれを受けて立候補を決意した。こうして結局は五名のあいだで争われることになったが、対立は次第に、池田と佐藤の両派に岸派の福田赳夫系を加えた官僚派を代表する池田と、この池田に反対する党人派との対立といった形を呈し、党人派のなかでは石井支持派と大野支持派とのあいだに二、三位連合が成立した。古井は前回の総裁選のばあいのようにには動けなかった。松村の立候補が彼の意図に反したばかりではなく、彼は党人派の背後にある河野を好ましく思わず、むしろ池田に好意を寄せていたからである。⁽⁶⁸⁾

ところが大会前日の七月一二日、さらに党人派のあいだに党人派の候補を一本化しようという動きがあらわれ、大野が三日の未明に立候補をとりやめ、松村にも同調を呼びかけ、三木をはじめとして松村・三木派の大勢はこれに同調し、今度は古井が、それではあまりに政略的であって筋が通らないと頑強に反対し、一度は辞退しないことになった。しかし松村は党人派の強い説得におれ、ついに立候補辞退を決意した。⁽⁶⁹⁾そして党人派は石井支持に票をとりま

とめるため、強引に大会を一日延期させた。しかし、この延期がかえって裏目に出て、党人派は官僚派の豊富な資金によって切りくずされ、一四日の大会は第一回の投票において池田が二四六票を獲得し、石井の一九六票をひきはなし、藤山が四九票にとどまった。そして決戦投票には藤山派が池田支持にまわったため、池田が石井の一九四票にたいして三〇二票を獲得して総裁に選出された。

この総裁選挙は、自民党における派閥の定着とともに、いわゆる保守本流と称される官僚派の優位の確立を示すものとして、重要な意義をもつが、この具体的な経過については当事者でさえも「真相は誰も知らんでしよう」と語るように、なお不明な点を残す。古井は選挙にいたるまでは右のような態度をとり、選挙においては松村・三木派の多数とは異り池田を支持した。⁽¹⁷⁾

そして三五年一月の第二九回総選挙後に成立した第二次池田内閣において、彼は厚相に就任した。古井自身はこの入閣を、松村・三木派が「反主流派であったので、本来ならば閣僚のポストはないはずなのに、なぜか私に厚相の座が回ってきた。多分、池田氏は私を派閥と関係なく挙用したのであろう」と書いている。⁽¹⁸⁾しかし、古井のこの厚相就任については、右の古井の文章に示されていない経過が矢部によって示されている。次に矢部日記の關係箇所のみ示せばこうである。

「夜古井が電話してきて、公選のいきさつを述べていた。そして松村さんが老兵は消えるかと頑張っている、自分も重大決意をしなければならぬかも知れんなどという。僕はいかんとおいておいた」(六月一五日)

「古井が電話をかけてきて池田が今晚から箱根に行くので、電話しておいてくれという。昨夜は松村さんと一緒にやめるようなことをいっていたが、今日は三木・松村派から暫く離れたいので、入閣の件強くいつてくれなどという。

一貫していない。明朝やってみてやろうと返事。しかし僕にとっては一番嫌なことだ」（六月一六日）

「八時半ごろ仙石原の池田勇人のところに電話をしたら幸い直ぐ出てきたので、総裁になったことに対する挨拶と、党内の融和問題と亜流のレットルを貼ろうと待ち構えているから御用心をということを書いて、古井のことを申入れおいた。これはイエスともノーとも勿論いわない」（六月一七日）

「帰宅したら組閣は完了していて、東京新聞の漆山君から電話。古井は入っていない」（六月一八日）

ここには古井が、総裁選後の第一次池田内閣の成立にさいして、池田にたいして発言権を増大させていた矢部を介して、入閣運動を行ったことが示される。一五日の記述は総裁選において筋を通しえなかった松村が、官僚派の勝利に終わったということもあって、一度は政界からの引退を考え、古井もそれに同調しようとしたことが伺われる。ところが翌一六日になると古井は、三木・松村派からしばらく離れるからと矢部に入閣推薦を依頼しているわけである。

矢部は「一貫していない」と怒りながらも、この友人のために一七日にはあえて「一番嫌なこと」をやったが、さし当っては成功しなかった。第二次内閣の発足に当って池田は、古井との関係とともにこの矢部の働きかけも考え、古井を入閣させたいと思われる。矢部は、古井の従来態度からも「佐藤は反対するにきまっているし、こんど三木・松村派のといった態度と睨み合わせて、今直ぐには行くまい」と思いながら、次の機会にはの感触をえたようである。

第二次内閣成立時矢部は東南アジアに旅行中であつたが、三五年を回顧した一二月三一日の日記に「僕の予想したとおり、十一月選挙後の池田内閣には古井が入閣した」と書いている。

硬骨、頑固、反骨、筋を通すといった評価を定着させつつあつた古井ではあるが、石橋内閣、さらには岸内閣の組閣と改造のたびごとに名前があげられながら入閣が実現せず、ために選挙区の支持者の期待を裏切ってきたとあつて

は、そろそろこの辺で積極的に動かざるをえなかったであろう。さらに年令と政界歴からすれば古井がやや後輩であるにせよ、官僚歴からみれば同じかむしろ古井が先輩に当る池田や佐藤が、すでにいくたびか閣僚歴を重ねているのみでなく、派閥の領袖として首相の地位を占めようとし、現に池田が首相となつたとあつては、従来からの親しい関係からも、これをチャンスと考え、一夜にして態度を変えざるをえなかったことも、無理からぬことであつた。

こうして古井は、第二五回総選挙で政界入りしてから八年をへて当選五回にして入閣した。時に五七歳であり、次官経歴者としては早くはない。この古井を待っていたのは、山積した難問であり、さらには大きな転換であつた。

(1) 『政治家』一一九ページ。

(2) 同、二二〇ページ。

(3) 『第一年』二二ページ。

(4) 同。

(5) 土谷『わが経し跡のあと』四三七—四五一ページ、上根政幸

『砂にのこす』昭五八、六—七ページ。上根も土谷とともに鳥取県会議員であり、県会議長にも就任した県政の実力者であり、土谷が米子市出身であるところから、代議士では地元の自民党の赤沢正道を支持したのたいたし、上根は鳥取市出身であり、古井を支持し、彼の選挙参謀も務めた。

(6) 広田敏男『鳥取市政秘話』⑩『県政新聞』昭五七年四月一五日。

(7) なお古井の地元への具体的な貢献については、金田裕夫『夢は遠くにあれど—人と市政を語る—』県政新聞社、昭五七、一〇、二二—二三ページなどにも述べられている。著者金田は鳥取市長

を務めた。また口頭では多くの人びとから聞いたが、本文で述べるように、それを暗示することを古井が好まなかつたかぎりには、それを詳しく挙げる必要はないであろう。ただ古井も人並には地元の面倒をみ、真剣に鳥取の将来を考えた点ではむしろ人並以上であつたと記しておけばよいであろう。

(8) 『一九九年』二二二ページ。

(9) 『第二年』八—九ページ。これと類似した表現は、すでに『第一年』二二—二四ページにみられる。

(10) 『第二年』二二ページ。

(11) 『第一年』二二ページ。

(12) 同、二二四ページ。

(13) 同、二二五ページ。

(14) 同、二二九ページ。

(15) 吉田茂『回顧十年』第一巻、新潮社、昭三二、一七五—一七六ページ。

(16) 『第二年』五ページ。

- (17) 同、四一五ページ。
- (18) 同、六一七ページ。
- (19) 同、八ページ。
- (20) 『第三年』一四ページ。この点は『第二年』八一九ページにさらに詳しく論じられている。
- (21) 『第三年』一八ページ。
- (22) 矢部によれば、この国政同志会については、古井から二九年二月一日に話しがあり、矢部は「一人では自信がないが、御手洗辰雄氏などと一緒なら協力しようと言った。古井は安岡正篤氏のことでもいので、この人は詩か夢の様なものだが、しかし一枚加わって貰うのはよからう」と考えて同意し、『矢部日記』Ⅱ、七九九ページ)、二月二七日に矢部と古井いがいに、御手洗、安岡のほか灘尾弘吉、浜田幸雄、広瀬正雄、山崎巖の各代議士が集まり(同、八〇一ページ)、以降いく度か準備会が開かれ、六月四日に発会式を迎えた(同、八三一ページ)。
- (23) 『第二年』一一ページ。
- (24) 『矢部日記』Ⅱ、八三二ページ。
- (25) 『第二年』一〇ページ。
- (26) 同。
- (27) 『第四年』六六ページ。
- (28) 『第五年』四七ページ。
- (29) 同、四九ページ。
- (30) 保守合同と兩派社会党の統一による二大政党制への強い一般の世論の期待のなかで、民主党内のこの合同反対の立場を代表したものととしては、宇都宮徳馬「保守合同の流れに抗して」『政策』

昭三〇年八月号(後に宇都宮徳馬『アジアに立つ』昭五三、一五九—一七〇ページ所収)がある。

- (31) 『第四年』一一一—一二ページ。
- (32) 同、一四一—一五ページ。
- (33) 同、二二—二三ページ。
- (34) 同、一三一—一四ページ。
- (35) 『第五年』一一ページ。
- (36) 『夏期自治大学』。25年の歩み「東京喜交会、昭四五、一二—一三」。
- (37) この夏期自治大学の二五年間の歩みは、右の『夏期自治大学』に簡単にまとめられているが、これによって以下に第一三回と最終回の第二五回の論題と講師とを示しておく。

第一三回(昭和四三年)(一九ページ)
 社会主義と労働運動の過去と展望

世界経済の動向と日本経済
 政治評論家 鍋山貞親

農業及び農村の将来
 慶応義塾大学教授 加藤 寛
 農業総合研究所 並木 正吉
 計画部室長

国際政局と日本の安全保障
 京都産業大学教授 若泉 敬
 政局所感 衆議院議員 赤城 宗徳
 地方自治所感 兵庫県知事 金井 元彦
 東京雑感 現参議院議員 今 日出海
 人生閑話 文化庁長官 井植 歳男
 三洋電機会長

日本人の精神再開発 移動教室協会役員 片岡 氣介
 理想をめざして 衆議院議員 古井 喜実
 健康体操(実地指導) 鳥取 大学教授 山西 長太郎
 第二回(昭和五年) (二五ページ)

民主政治と地方自治

地方制度調査会々々長、日本赤十字社々々長、元鳥取県知事 林 敬三
 農業に活力を 農政研究センター理事 並木 正吉
 政局と政界の展望 共同通信・論説委員長 内田 健三
 日本史研究者の見た欧米

京都大学(文学部)助教授 松尾 尊兪
 女性の役割の変化 日本経済新聞婦人家庭部 藤原 房子
 何が大切か 衆議院議員 古井 喜実

(38) 『第五年』三五—三六ページ。

(39) 石田博英「初の総裁公選—石橋内閣の誕生」、自由民主党広報委員会出版局『秘録・戦後政治の実像』永田書房、昭五一、一二七ページ。

(40) 『第五年』三八—三九ページ。

(41) 同、三九ページ。

(42) 『矢部日記』Ⅲ、二五〇ページ。

(43) 富森教尼『戦後保守政党史』昭五二、八一ページ。ただし石田は空手形の濫発を否定している(石田、前掲、二二九ページ)。

(44) 『第五年』三九ページ。

(45) 『第七年』「まえがき」二二ページ。

(46) 『第五年』四六ページ。

(47) 同、四九ページ。

(48) 同。

(49) 同、五一—五三ページ。

(50) 同、六四ページ。

(51) 『第六年』一九ページ。

(52) 同、「まえがき」、二一三ページ。

(53) 『第七年』二七ページ。細川、前掲『現代の政治家』によれば、古井は宇都宮徳馬、川崎秀二とともに「反岸急先鋒三人男」として勇名を轟かせていた(一一二ページ)とある。

(54) 『第七年』四八—五三ページ。なお古井は後に松村精神を簡潔に次のように表現している。—「第一に、松村先生は身をもって清廉潔白を実行された。泥中の蓮のような清らかさがあった。第二に、常に庶民の立場に立ち、与論とともに政治を行なうべしとされた。よく、党内だけを見ないで、国民と角力をとれといわれた。根っからの民主主義者であった。第三に、農業を重んじ農民を熱愛された。農業問題といえは先生の目が光った。食糧だけの問題ではなく、質実強韌な農民精神こそが永久に日本を支える根源であると私は思っている。第四に、日中友好に執念を燃やし、国内保守派や右翼の非難を物ともせず、率先挺身された(『明日を開くために』牧野出版、昭五二、九ページ)。

なお、松村の秘書から政界入りをした現新自由クラブの田川誠一も「松村精神」を継承して行く決意」を表明し(田川誠一『ドキュメント自民脱党』徳間書店、昭五八、一一五ページ)、松村の「特筆すべき足跡」として「反権力の姿勢」と「身辺の清潔、清廉ぶり」、「日中国交に尽した功績」、「憲法擁護の姿勢」

をあげている(同、二五二―二五三ページ)。

(55) 『第七年』三〇ページ。

(56) 同、三一―三二ページ。

(57) 渡辺恒雄『派閥―保守党の解剖―』弘文堂、昭三三、一一―一八一ジ。

(58) 『第七年』三三三ページ。

(59) 『政治家』七七ページ。

(60) 『第七年』三九、四二ページ。

(61) 『第八年』「はしがき」一ページ。

(62) 同、六三ページ。

(63) 同、四三ページ。

(64) 同、五七ページ。

(65) 『政治家』一一八ページ。なお、古井はこの予算委員会における質疑応答内容を『国の将来のために新安保条約を賛す―衆議院安保特別委員会において―』新政治経済研究所、昭三五にまとめ、関係者に配布した。

(66) 『第九年』三ページ。

(67) 同、四ページ。

(68) 古井は「長い間私は、河野氏は、よいこともするが悪いことをする人物だと思って毛嫌いをしていた(『第一四年』一四七ページ)と書いている。この河野にたいする毛嫌いが解消し、「あれほどの人材は多くない」(同、一四八ページ)と思うようになったのは、昭和三八年秋に田川誠一の紹介で河野に会ってからであり、河野もまた古井に好意をもったようで、後に古井を「体力づくり国民会議」の議長に推したのは河野であった。

(69) 『第九年』四ページ。

(70) 前尾繁三郎、水田三喜男、尾関通充「池田時代」、自由民主党広報委員会出版局、前掲書、一六六ページにおける水田三喜男の発言。水田はこの総裁選における大野派の選挙参謀であった。

(71) 『政治家』一一九ページ。

(72) 同、一三〇ページ。

(73) 『矢部日記』Ⅲ、七七二―七七三ページ。

(74) 同、七七二ページ。

(75) 同、八六六ページ。

五 政治家は貧しく国民は豊かに

――厚相から落選まで――

岸退陣のあとをうけて三五年七月に組閣した池田は、安保反対闘争によって生じた騒然たる事態の鎮静化をはかるため、まずは岸亜流政権のイメージを払拭しようとして、岸の高姿勢にたいして「寛容と忍耐」をスローガンとして

出発し、所得増計画によって人心の一新をはかろうとした。厚相にはじめて女性中山マサを登用したのも、またその努力のあらわれであった。中山のこの登用は、たしかにそれなりの効果を示し、池田政権の新しさを人びとに印象づけた。しかし多くの難問をかかえた厚生行政にとっては、それは必ずしも適切ではなかったようである。古井が厚相に就任したとき、古井にいわせると「難問山積、まるで火事場のようであった」。

緊急に解決を要する問題としては、結核治療薬カナマイシンの使用許可の問題と、多発する病院ストへの対策とがあり、これらの問題に、医療費値上げをめぐる厚生省と日本医師会との多年にわたるトラブルがからんでいた。そして当時、圧力団体としてのこの医師会を代表したのが、「ケンカ太郎」として知られた武見太郎であり、彼は医師会の自民党への政治献金とともに、自民党の最長老吉田茂と縁続きでしかも彼の主治医とあって、自民党の実力者たちに大きな影響力をもった。

これらの緊急の対処をせまる問題とともに、さらに古井には、池田内閣が総選挙をまえに発表した「新政策」のなかの「社会福祉の充実」をいかに具体化するかの問題があった。

以下、古井によって処理された順にこれらの問題への古井の対応をみて行こう。

結核は今ではほとんど問題にもされない病気であるが、戦前と戦中はもちろん、戦後なおしばらくはわが国の死因病の第一位を占めた。これが、アメリカからもたらされたストレプトマイシンによって急速に死亡率を低下させたのは、三〇年代に入ってからである。しかしストレプトマイシンの長期継続注射は副作用をとまなうとともに、結核菌の耐性を生むという欠点をもった。この欠点を取除いたのが、梅沢浜雄博士によって開発された新薬カナマイシンであり、その効能はすでに医学界において承認されていた。にもかかわらず、カナマイシンの医療保険への採用がおく

れ、それを用いる患者は高額の負担を必要とされ、保険への早期採用が一般に強く望まれていた。

保険への採用をおくらせていたのは、医師会と厚生省との対立であった。実はすでに三五年の三月には、カナマイシンの保険採用は結核予防審議会によって厚生大臣に答申されていた。しかし採用を最終的に決定するのは中央医療協議会であり、これが医療費問題で厚生省と対立する医師会によってボイコットされ、開くことができない状態にあった。そしてそこには、厚生省と医師会双方の、患者を忘れた迷惑があった。厚生省は、カナマイ採用を要求する世論の力によって、医師会を中央医療協議会に復帰させようとし、医師会は復帰によって医療費問題において厚生省に乘ぜられることを恐れたわけである。

古井は厚相就任から六日目の一月一三日、「手続きのために人命を助ける方策を阻むのは本末転倒」と考えて決断し、厚生省内の反対をおさえて翌三六年一月一日からのカナマイの保険採用を厚生当局に指示した。この決定は、一部に「勇み足」との批判をまねいたが、多くのジャーナリズムによって「英断」として歓迎され、何よりも多くの患者とその家族に福音をもたらしたはずである。

次の続発する病院ストの問題は、日本医療労組協議会の看護婦の待遇改善要求に発するものであったが、医師会の医療費値上げ要求と直接にかかわりをもつものであった。医師会はこれを医療費値上げによって解決しようとした。しかしストの原因としては、病院経営の前近代性が一般に指摘され、医療費の値上げによる安易な解決には、健康保険組合連合会が、病院経営の不手ぎわを患者と国民に転嫁するものと強く反対しており、厚生省も容易には医師会の要求に応じることができず、医師会と対立し、この対立関係から厚生省は、病院スト問題に介入するのをさげ、これが問題の解決をさまたげてきた。

古井はこのばあいもまず、「患者の安全保持」を第一とする立場から、病院経営の改善への積極的指導に乗り出すことを決意した。彼は一月一〇の閣議において、第三者機関である「病院経営管理改善懇談会」の設置の了解をとりつけるとともに、他方では三年越しに医療費の値上げが見送られているところから、値上げの時期に来ていると判断し、医療協と医師会とに譲歩を示し、三六年四月一日から医療費を値上げすると声明した。

この声明によって病院ストの方は鎮静化し、やがて古井の要望にこたえて改善懇談会の答申が三月末に出され、これにしたがって病院経営の改善が行われ、スト問題は解決されるにいたった。

しかし医療費値上げについては、平均一〇%の値上げが三六年度予算に計上されたが、古井はその配分は中央医療協議会で決定されるのが筋と考え、医師会がそれに参加していないところから、その改組を社会保障審議会に諮問した。ところが医師会はこれに反対して一律一〇%の値上げを要求し、全国一斉休診と保険医総辞退の戦略を打出した。古井が譲歩しなかったため、医師会は二月一九日一斉休診を行った。これは実際には日曜休診に終り、医療拒否のトランプは生じなかったが、医師会は古井の態度が固いのをみて、二五日に保険医総辞退のため辞表のとりまとめをするとし、さらに直接自民党へ働きかけ、結局は党三役を交渉にひきだし、党三役にはば医師会側の要求をのませた。この経過にたいしてジャーナリズムは「スジを曲げた」、あるいは「スジが違う」と医師会を批判し、古井の態度を評価した。

当面の最悪の事態はこれで回避されたが、古井は医療費問題の抜本的な解決をはかるため、社会保障審議会の答申をもとに、五月に中央社会保険医療協議会を改組する法律と、新たに内閣に臨時医療報酬調査会を設置する法律の法案を作製させ、両法案を国会に提出した。両法案ともに世論の強い支持を受け、成立が望まれたが、医師会はこの法

案が医療の官僚統制につながると反対し、これまた医師会の圧力のもとに修正がはかられ、結局は継続審議に終わった。この結果に古井は医師会と自民党に抗議して一度は辞職を決意した。後に彼は「医師会の騒ぎで気に食わぬことがあり、一時はやめようかと思ったが、くどかれてそのままにした」と書いている。⁸⁾

医師会と厚生省とのあいだには医療制度をめぐる長い対立と、そこから生じた相互の深い不信がよこたわり、双方の主張の内容については、医療制度についての知識のないものには、判断を下しえない。しがし、主張の可否をこえて、医師会が、責任者である厚生大臣と公的機関をさしおいて、党に直接の圧力を加えるということは全くの横暴という他はない。古井が辞任を考えたのは当然である。しかし、ここにも現実政治家たろうとしながらも、なお地位よりも筋を尊ぶ彼のあり方が示されている。

この医師会との対立のなかで、小児マヒが流行しはじめ、厚生省はそれへの対応にも迫られた。小児マヒには従来は予防薬としてソークワクチンが使用されていたが、日本ではその研究も緒にたばかりで絶対量が不足し、全国的な流行のきざしにたいしてはお手あげ状態であった。ところがソ連では生ワクチンを使用して効果をあげ、アメリカやイギリスにおいても安全であることが示され、わが国でも使用を望む声が生じつつあった。

古井はこれに注目して実験的に使用し、少くとも犠牲者が出ないということを確認した。そこで古井は、昨年同様の大流行のきざしのみえ始めた六月二二日、千三百万人分の生ワクチンのソ連からの緊急輸入と七月からの全国での投与開始を決定した。学者や専門家の一部になお慎重論のあるなかでのこの決定には、さすがの古井も大いに悩んだようである。

「緊急輸入して使用を断行しようか、すまいか——。万が一失敗すれば、日本の大ぜいの子供を殺し、私が職を辞

したくらいではすまない大問題になる。しかし、今のところはこれしか手はない。私は当時、秘書官をしていた信沢清君（前環境庁次官）を連れて、浜離宮へ出かけては海をながめ、愛宕山に登っては空を見上げて行きつ戻りつ考えた。

二ヶ月間、悩んだのち、ついに決断した。」

慎重というよりは鈍重な対応しか示さないのを常とする官庁のなかで、「責任はすべて私にある」と言い切った古井にたいして、各紙は「英断¹⁰」さらには「大英断¹¹」とまで称讃した。そして投与が開始されるや小児マタは次第に下火となった。このときの事情は、後に松山善三監督によって「われ一粒の麦なれど」（主演高峰秀子、小林桂樹）として映画化された。

このような数かずの問題への対応とともに、古井にはなお、池田内閣の「社会福祉の充実」の具体案の作製という仕事があり、彼は三六年に入るや所得倍増計画に見合った社会保障推進のための十ヶ年計画の樹立に着手した。そして六月にはその成案がなり、七月一日に「厚生行政長期計画の基本構想」として発表された。しかしこれが発表されて間もない七月一八日、古井は内閣改造によって厚相の座を去った。代って厚相に就任したのは、内務省の先輩であった灘尾弘吉であった。

離任直後に古井は厚相在任中をふり返って「就任の日から駈り出した。そして七ヶ月間、脇目もふらず息もつかず馬車馬のように駈り続けた¹²」と述べて、仕事に没頭した充実感をあらわしているが、やや後には「改造のとき、三木派への閣僚の派閥割り当ては一人であり、三木さんがしきりに入閣を希望したとかで、私ははみ出した。生意気な言分だが、もう一期つづけてやっていたら、医師会問題は片がついていたと思う¹³」と書き、離任の理由を説明すると

ともに、やり残した仕事への無念さを述べている。三木の入閣要求もあつたであろうが、池田にしてみれば医師会対策の重要性は認識しながらも、古井の強硬さと辞任さわぎにやや手をやき、古井と同じように強硬でありながらも、多少し老練な灘尾をえらんだのではないかと思われる。

この七ヶ月の厚相時代の彼の業績は、すでにみたように、一般には口の悪いジャーナリズムによつても珍らしく好評で迎えられた。そして各紙は、内閣改造にあつても他の人物についてはくい違いがあるにしても、古井にたいしては一致して高い評価をあたえ、その交替を惜しんだ。その後も彼の業績にたいする評価は高く、厚相のなかでは「歴代随一」⁽¹⁴⁾の声もでた。また大内兵衛は、矢部が新聞に古井との関係について書いたのを読み、矢部への私信に次のように書いた。「今朝『日経』で貴兄の古井君論を読んで大いによるこんだ。小生は古井君とは親しくしたことがないが、社会保障審議会議長として、この十数年十人ぐらいの大臣に接したが、これという奴はいなかった。唯一人古井君だけが政治家の名に値し将来モノになるかと思つていた。……」⁽¹⁵⁾古井にあてたものでなく矢部にあてた私信であるだけに、ここには大内の古井にたいする素直な評価が示されていよう。

この厚相としての古井にたいする高い評価は、同時にまた「反骨と頑固」⁽¹⁶⁾「硬骨漢」⁽¹⁷⁾「剛直」⁽¹⁸⁾あるいは「スジをまげない」⁽¹⁹⁾といった言葉を彼のものとした。古井は、わずか七ヶ月ではあつたが厚相という地位にあつて「馬車馬のよりに駆り続け」ることによつて多くのことをなして充実感を味わい、政治の世界において何事かをなすにはいかに地位が重要であるかを知つたはずである。しかし彼はまた同時に、派閥の力関係と利益団体の圧力とが交錯する政治の世界においては、「頑固」に「筋を通す」ことがいかに困難であり、それが権力と地位とにいかに両立しないかも、

その辞任決意によって痛感させられたはずである。

「一本調子の若造」として政界に入り、はからずも松村・三木派といった傍流派閥に所属しながらも次第に発言権をえ、「少くとも一本調子でなく、ある程度の柔軟性と弾力性」をもつ現実政治家たろうとし、漸く厚相の地位に到達し、そのことによって彼は改めて現実政治家としての道が、いかに彼自身にそぐわないかも知らされ、新たな岐路に立たされたわけである。

「私は頑固者だと相場がつけられた。同時に、筋を通す男だという世評も立った。頑固と筋、守るべきか改むべきか、こんごの私の宿題である」⁽²⁰⁾。

この新しい岐路は、古井が厚相時代に新しく取り組むようになった健康と福祉の二つの問題をめぐって展開する。前者の健康の問題は、社会党代議士三宅正一の提案にはじまる。「厚生大臣の末期ごろのことだ。現衆議院副議長(21)の三宅正一氏が拙宅を訪れ、『国会議員は不規則な生活ばかりしている。ひとつみんな健康体操でも始めようじゃないか。貴君が音頭をとってくれないか』という。あまり突然であったので一瞬考え込んだが、しかしよいことだと思つた。そこで『三宅さん、やりましょう。いっしょにやりましょう』と賛同した」⁽²¹⁾そこで三宅がすでに指導を受けていた民間体操の大御所三橋喜久雄が、古井の鳥取の先輩であるということから、国会の同志をつのり、他にも働きかけて、三六年四月三日に三橋の指導のもとに、健康体操の講習会を始めた。健康体操クラブの発足であり、講師にはさらに紅林武男や東竜太郎らが加わった。

古井は学校時代には体操を苦手としたが、健康体操を継続的に実践することによって、健康の問題がたんに個人の

幸福の基礎であるのみでなく、健全な社会の基礎をなすことを実感させられ、健康体操を普及させることが必要であると考えたようになった。そこで健康体操クラブは、たんに健康体操を実践するのみでなく、三六年の一月からは、その啓蒙と普及をめざして会報『健康と体操』を発行することになった。

いまひとつの社会福祉の問題は、すでにみたように古井の政界進出の当初からの問題であった。しかし実際に厚相として福祉行政にたずさわることによって、古井は日本の福祉行政がいかに先進国に立ちおくれ不十分であるかを痛感させられた。そこで彼は、福祉国家の実現をめざして、そのあるべき姿を明らかにするの必要を感じ、研究組織を作ることの思い立った。今回もまた矢部に相談を持ちかけ、言論界、学界、関係団体、実業界などに呼びかけて、三六年一月に社会福祉研究会を発足させた。

こうして厚相の地位を退くやいなや、古井は新しい二つの問題に取り組むことになった。退任後の一年を顧みて、彼は次のように書いている。

「この一年の間、寝ても覚めても、二つの問題を考え続けてきた。どれも、一足ふみ込んだという程度で、結論など出ようがない。永久の課題となるかもしれない。

世の中の不幸の原因は病氣と貧乏だといわれている。病氣の反対は健康であり、貧乏の反対は豊かな生活（福祉）である。病氣や貧乏からの苦勞や悩みのない世の中が実現できたら、どんなに人生は明るく楽しいだろう。政治の究極の目的はそこにあるはずである。私の二つの問題とは、すべての国民に健康と福祉を与える、つまり健康国家と福祉国家を実現する問題である。このような問題に真剣に突込むようになったのは、厚生大臣をやったお陰である。私なりに、こうだということまで、徹底的に詰めて見たいと思っている。」⁽²²⁾

この二つの新しい問題への取り組みは、いまひとつの新しい共通の問題、すなわち資金調達の問題を提起することになる。健康体操の普及活動にしても福祉社会研究会の運営にしても、それには資金が必要とされる。しかし、派閥への資金は領袖による何らかの便宜の見返りが期待されるのにはたいし、この種の活動への資金提供には直接の返礼は期待されない。とすれば派閥へ献金する企業や業界はあっても、このような活動へ資金を提供する者は少い。してみれば同じいやな資金集めをしなければならぬとすれば、資金も集まりやすく、かつ政界での地歩を高めるほうを選んだほうがよいではないか。古井にしてもこう考えなかったわけではないようである。しかし彼はこの安易な道を選らぼうとはしなかった。

「私のような、歳費生活をしている貧乏政治家が、金を食うこのような研究会をやって行こうというのだから、その資金調達にはほとほと苦勞する。

今日の政治は、遺憾ながら金力を握る者が支配する政治である。だから政界に大をなそうと思えば、政治に使える金をつくる外はない。しかしこれは、好ましからざる政治の現状に妥協し、あるいは屈服するものである。私も厚生大臣をやめた時、後援会でも作って今後の途を拓こうかと迷わなくてもなかった。しかし、熟慮した結論は、そのよくな途を歩かないで、やはり政治家として堅実に真面目に勉強して行こうということに帰着した。愚物と笑う人があるかも知れないが、私としては正しいと信じている。²⁴」

このようには書きながらも、古井はなお「政界に大をな」す途への未練を完全に絶ち切ったわけではなかった。厚相時代の体験が生なましく、かつそれへの世評が高かっただけに、しかるべき地位へ就いて大いに抱負を実現したいという思いが、その面からみれば徒勞と思われる資金集めの労苦とともによみがえったであろう。その後も「研究会

については、金づくりの不得手な私としては、経済維持に苦勞をし、つらさの余り、やめてしまおうかと思ふことも屢々であるが、齒をくいしばってつづけている」と書いてある。

そして現実政治からみたばあいには、「筋を通した」はずの健康体操の普及と社会福祉の追求とが、かえって現実の政治からの逃避ではないかという疑問も生じてくる。

古井は、右のように健康と福祉の追求を声明した翌年、六〇歳を迎えた報告書に「六十にして惑う」と次のように書き出さねばならなかった。

「孔子は四十にして迷わずといわれたが、わたくしは、六十にして迷いに迷い、大いに悩んでいる。浅ましい、哀れな姿だと思ふ」。

迷いは何んであるのか。

「政界に立つ以上、政治を握って、大いに抱負経綸を行おうと野心を燃すのは、むしろ当然である。それではどうして政治を握るか。今日の政界では、金を握るしかその道はない。それなら、ロッキンフェラーやケネディのように、親ゆずりの金のある者ならいざ知らず、布衣より身を起した者がどうして金を握るか。ロクなことにはないにきまつている。それを敢てやるか。そのことは、誤った今日の政治に迎合し屈服することに外ならぬのである。

それなら、体を張って政治の建て直しを企てるか。大いにそうである。それをやらぬのは勇気がないからではないか。まことに然りである。欠けたものは実に勇氣である。身が可愛いからである。地位が欲しいからである。わたくしは、この問題に悩んでいる。果して、いつの日か勇氣が沸き起るであろうか……

福祉国家の研究や健康体操の普及は、無駄な時間つぶしだろうか。政治家として脇道だろうか。あるいは政治から

の逃避だろうか」。

この迷いは翌年には解決される。翌三九年の報告書は「道はある」との副題のもとに、次のように「はしがき」に書かれている。

「ILO条約の批准、わが党総裁選挙をはじめ、日韓交渉のなりゆき、最終段階にきた憲法調査などの政治問題が目の前にあって、政界内外の耳目を奪っている。私も、これらの問題に関心をもたぬではない。しかし、大きく見れば、その中には、どちらに転んでも、日本や国民にとって痛くも痒くもないものもある。私としては、より以上に、国民の健康をどう守り増進するか、人間の幸せとは何か、またどうしたらこれを向上させられるか、世界の焦点となっている中国をどう考え、これにどう対処したらよいかという、人生や社会や国にとっての、もっと大きな問題に心をひかれ、これを見つめ、かつ取組んできたのが過去一年である。誤っていただろうか。これらの問題は、決して、現実政治における政策や国民の実生活から離れた空理空論ではなく、それに誤りない方向を与える基本問題である。私には、現実政治が余りにも低俗で枝葉末節にはしり、根本を見失っているように思われる。

政権や派閥や政党には消長があり、幾変遷があるであろう。しかし、実現した政策や築き上げた社会的事実はいつまでも国民のものとして残る。大事なのは、目先にとらわれないで、正しいこと、よいことを見極め、これを実行することである。」⁽²⁸⁾

こうして古井は、一度はかなり足を踏み入れた現実政治から身をひきはなし、それと距離をおいて、より基本的な問題と取り組む道を選択する。しかし、この道をえらばせたのは何か。この点は古井によっては明らかにされてはいない。しかし右の文章に、新たに「中国をどう考え、これにどう対処したらよいか」という新しい問題が付加されて

いることに注意したい。古井に新しい道を示したのは、健康と福祉とはそれじたい無関係な中国問題と、それへ彼の目を開いた松村謙三ではなかったかと思われる。

古井が松村を政治上の師と仰ぎ、松村精神を自らの政治的信念としてきたことについては、すでにふれた。このことによつて古井は、彼に好意をもつ池田が、彼を池田派に迎えようとする誘いを斥けたのであった。

「池田内閣時代に、池田氏が、おいお前、おれの池田派へ来いよ、大事にしてやるぞというのである。冗談ではない。尊公には友情はもつが尊敬はしていない。松村先生や同志を見捨てて行かれるものと剣もほろろに断つてしまつた」。

この古井に、改めて松村を偉大と思わせたのは、松村の中国問題への取り組みであった。すでに古井は、三四年に松村に従つて中国を訪れ、中国問題の重要性を考えさせられたが、その後彼は厚相として入閣し、しばらくは職務に忙殺されるとともに、その職をきっかけに健康と社会福祉の問題に新しく取り組んでいた。ところが三七年九月、松村はまたもやこの古井を訪中へ誘ひ、古井は彼に伴われてふたたび中国を訪れた。

松村のこのたびの訪中は、岸内閣から池田内閣へといった状況の変化のなかで、岸内閣時代に最悪になっていた日中関係を好転させ、経済交流への道を開こうとするものであった。このねらいは達成され、やがてこの松村の訪中をもとにして、一月には中国側代表廖承志と日本側代表高崎達之助とのあいだに、日中総合貿易協定が締結された。両国の代表者のそれぞれの頭文字をとつて、LT貿易と略称されたものである。

この訪中のとき松村は七九歳であり、古井は短い間ではあったが、松村の日中国交にかける情熱と、そのためには

らった労苦を目のあたりにし、改めて松村の偉大さを思わざるをえなかった。この旅の経過と感想とを古井は次のように書いています。

「わたくしの旅は前後僅かに十日、北京滞在は七日に過ぎなかった。松村先生は前後三回、十時間にわたって周総理と会談をし、時には激論を交わし、時には和気あいあい、ついに中国の金看板である政経不分離の下で、立派に政治と経済を切りはなし、すべての政治問題を抜きにして、経済の交流を再開するところにもって行った。偉いと思う。地位を望んだり、金もうけをしたがる政治家の多い中に、清貧に甘んじつつ、ひたすら国事を憂え、これに捧げることのみを喜びとする真面目な政治家の姿をここに見るのである」³⁰。

古井は、この松村の姿をみるにつけても、かつて矢部に電話して、この松村のもとから離れるからと、池田に入閣を依頼したことを思い起したのではなかったか。

古井が矢部への電話をはたして現実に思い起したかどうか。そしてそのさい彼がどう感じたか、この点については何も知る手がかりはあたえられていない。しかし注目すべきは、右のように松村を称讃した文字を書いてから初めて迎えた三八年の第三〇回総選挙に、古井ははじめて「政治家は貧しく国民は豊かに」というスローガンをかかげたというのである。このスローガンは、いわば政治家としての松村の生き方、いわゆる松村精神を標語化したものであり、この選挙らしいこの言葉は、古井の選挙スローガンとして毎回かかげられるとともに、彼の信条ともなる。これとともに、その後古井は松村と行動を共にし、日中国交に献身することとなる。そして、そうすることによって彼は、松村に従う他の人びとともに三木派からも離れ、ますます孤立化への道をすすむことになる。

そこでこの道をたどるまえに、これまでに彼が取り組むにいたった健康と社会福祉の問題において、古井がその後

どのように活動したかを見、そのうち、彼の日中問題とのかかわりを中心として、彼の活動を辿ることにしよう。

健康体操クラブは、すでにみたように有志の活動として始まり、簡易で合理的な健康法を広く全国に普及しようとして、『健康と体操』の発行を行うようになった。そしてクラブの発足一周年を期して、三七年四月二日には、厚生、文部の両大臣の認可のもとに社会法人として出発することになり、古井がその理事長に就任した。そして古井は、健康鳥取の願望のもと郷里鳥取で、三橋喜久雄、鳥取大学教授山西長太郎の指導のもとに健康体操の講習会を一〇ヶ所にわたって開催し、鳥取市へクラブの理事三宅正一、山本杉（参議院議員）、佐藤三哉（医博）を招いて講演会を開催し、啓蒙と実技の普及をはかった。また、すでにふれた大山の夏期大学にも、四〇年以降は三橋喜久雄と山西長太郎との健康体操の実地指導が加えられた。

この健康体操の普及活動は、三九年東京でオリンピックが開かれることが予定され、さらに池田首相が「人造り」を提唱するなどによって次第に時運にもなり、古井は厚生省社会保険庁予算にはじめて健康体操普及の経費を認めさせることに成功した。³²古井はこれをきっかけに、あらゆる健康保険組合を動員して、広く被保険者の健康増進運動を展開したいと考え、厚生省や文部省の関係官庁や健康保険関係の諸団体へ働きかけ、三九年六月にはこれらの関係諸官庁と関係団体を網羅した「国民健康体操推進協議会」の設立にこぎつけた。健康体操クラブはこの協議会の幹事役を務め、また古井自身が協議会の会長に推された。協議会は新しいモデル的な健康体操をつくったり、あるいはその普及のための指導者養成講習会を開催するなど、健康体操の啓蒙と普及をはかることとなった。

三九年一〇月に開催されたオリンピックは、国民注視のもとにさまざまなドラマを展開したが、そこに示されたの

は、国民の体格と体力とがなお諸外国におよばないということであった。政府もこの問題の重要性を認識し、オリンピックの担当大臣であった河野一郎の提唱によって、国民の健康増進と体力増進を重要政策として取り上げることになり、三月には一一の關係官庁と一六八の民間団体とによって、「体力づくり国民会議」が発足し、古井がその議長にえらばれた。

この体力づくり国民会議の発足に呼応して、三六年に結成された健康体操クラブと、三九年に結成された国民健康体操推進協議会とは、三月に民間団体としての社団法人国民健康づくり運動協会に統合され、健康体操の普及をはかることになった。古井はこの協会の理事長にえらばれた。³³

こうして時代に先んじた古井の健康問題への取り組みは、ようやく全国的な広がりを見せるようになった。そして古井は、その後も長く国民会議の議長、協会の理事長として体力づくり、健康づくりに貢献するとともに、四三年一〇月に母子保険対策推進会議が結成されるや、その議長に就任し、³⁴四六年七月に自民党に保健、体育改善対策特別委員会が設置されるや、その委員長に就任するなど、この面での活動を続けた。

他方、社会福祉研究会のほうの活動は、その研究成果を世に問うため、三七年四月から月刊の『福祉国家』を発行することとなり、古井はそこに福祉問題についての思索を発表するとともに、また自らの研究成果を『国造りとその担い手（福祉国家序論）』（三八年六月）、『一九七〇年代の社会保障の構想』（三八年一〇月）、『福祉国家とは何か（その理念と現実）』（三九年六月）、『社会保障から社会計画へ——社会保障序論』（三九年六月）など、続々と小冊子として公にし、社会福祉への啓蒙活動を精力的に展開した。

この間彼は、三七年一〇月には加屋興宣のあとをうけて自民党の社会保障調査会の会長に就任し、三八年一一月の

第三〇回総選挙にさいしては、自民党の社会保障の長期構想の作製にあたり⁽³⁵⁾、また四二年八月には、この社会保障調査会の名で「今後の社会保障政策」をまとめて党に提出するなど⁽³⁶⁾、党の内外において福祉政策の推進に努力を続けた。

以上、古井の厚相辞任後の政治家としての道を方向づけたと思われる健康と福祉、さらに松村による中国問題への開眼についてみたのであるが、ふたたび厚相辞任後のその他の活動面に立返って彼のあゆみの跡をたどることにしよう。

厚相を辞任した彼は、厚相在任中は辞任していた憲法調査会委員に復帰した。すでにみたように彼はいち早く改憲の必要を主張し、憲法調査会の設立にも大いに努力したのであったが、調査会は最終段階を迎え、三八年末に最終報告書を提出することになり、古井は総会において意見を述べた。その意見は多岐にわたるが、そこには、かつてのよう強い改憲主張はみられない。

なるほど「独立国である以上、憲法は、一〇〇パーセントその国民の自由意志によって作られるべきものであり、いさかでも外国の意志が加わって⁽³⁷⁾いてはならぬ」という彼の基本的な態度には変りはない。しかし彼は「現行憲法の内容には数々優れたところがある。自由主義と民主主義の飛躍的・画期的な前進の如きは、押しつけ憲法なればこそ実現を見たのである。幣原内閣当時における国内の改正論議の調子からいえば、国民の手によっては到底このような思い切った改正は断行できなかったと思う。押しつけはたしかにまずいが、押しつけなるがゆえに得たものもあつたことを否定できない⁽³⁸⁾」と現行憲法を評価し、むしろ彼がたずさわった幣原内閣当時の改正案が不十分であつたことを反省する。したがって、「これを要するに、制定当時の事情が押しつけだったというだけの理由で、改正を行なわ

なければならぬというのは度を越すものと思う。しかし、他の改正理由と合わせて勘案して改正が行なわれ、これによって憲法への悪感情が払拭されるならば大いに望ましいことだと思ふ⁽³⁹⁾」。

なお詳細な点についてはいろいろ論じられているにしても、ここにみられるのは、憲法制定の経過から生じる「押しつけ」という悪感情の払拭が問題とされているだけであって、内容については、むしろ「押しつけ」なればこそ実現されたという高い評価である。してみれば、国論を二分し、いわんや復古あるいは反動的な改正の恐れがあるかぎりには、あえて憲法改正を強行する必要はないということにならないであらうか。右のように述べた翌年、すでにみたように彼は、憲法問題を自民党の総裁選や日韓交渉のなりゆきとともに、「どちらにしろんでも、日本や国民にとつては痛くも痒くもないもの」とし、その後自らは憲法についてまったく発言していないのは、暗に現行憲法を承認するにいたったからではないかと考えられる。

そして彼は、その活動を主としてすでにみた健康と社会福祉とともに中国問題へと移して行く⁽⁴⁰⁾。

三七年の秋、松村に従って中国に渡った古井は、さらに一年たった三八年九月と三九年の四月に第三回目と第四回目の訪中を行った。そしてこの兩度の訪中によって、中国と日本との関係について、それまでにいっていた考えをさらに強めるようになる。

「中国問題はまずもって日本の問題である。両国の関係がうまく行かないで日本の幸せも将来もない。同時に、それはアジアの問題であり、世界の問題である。中国を無視してアジアの安定も世界の平和もない。しかも、この問題を背負う担い手は、日本のほかにどこもない。日本は自由主義の国々と話ができる。また、その気にさえなれば中国

とも話ができる。この問題に取り組むのは、日本のためだけでなく、アジアや世界にたいする日本の責任だと思⁽⁴⁾う。ところで、岸に代って登場した池田は、日中国交の改修にかなり強い意欲をもちながらも、ひとつには安保反対闘争後の日米関係の改善に意を用いなければならず、他方では党内の親台湾派への配慮から、意欲を実現するだけの党内基盤を固めることのできないままに、三九年一〇月二五日、病気のため退陣せざるをえなかった。

退陣にさいして池田は、党内の混乱をさけたいとして、後継者の話し合いによる選考を望み、これを受けて副総裁川島正次郎と幹事長三木武夫とが調整に当ることとなった。次期総裁と目されたのは、その年の七月の総裁選に池田にたいして立候補した佐藤栄作と藤山愛一郎に加えて、池田を支えてきた河野一郎であった。川島と三木とは精力的に三者間の調整に当ったが、三者間の話し合いはつかず、結局は池田の裁断によって佐藤が後継者に指名された。

これに強い不満をもったのは、松村と松村に従って三木と行動を共にしてきた人びとであった。彼らはこれまで官僚をつらぬき、石橋の擁立に成功し、第二回総裁選には岸にたいして松村を立候補させ、岸退陣後の総裁選にも池田にたいして党人派の一翼をになって石井を推したのであった。ところが三木が、幹事長という要職にあってかなり力を発揮できるにもかかわらず、岸路線を継承する佐藤への決定に加担したとあっては、彼らはもはや三木と行を共にしえないと考えるのも当然であろう。一月一三日、松村、古井、さらに川崎秀二、竹山祐太郎、笹山茂太郎、佐伯宗茂の六名は、「総裁選考過程において三木氏のとった態度は、その過程においても、結果においても、われわれの志と異なるものであった」という公開絶縁状を発表し、三木派を離脱した。

ところで、この佐藤内閣の登場は、一方ではアメリカのベトナムへの軍事介入の本格化と、それにともなうアメリカの中国封じ込め戦略への佐藤内閣の同調、他方では中国における文化大革命の進展による外交政策の硬化化によっ

て、池田内閣時代に好転しかけていた日中関係をふたたび冷却化することになった。しかも松村や古井らは、今や三木派からも離別し、自民党内においては派閥的基盤をもたず、ますます困難な状況におかれるにいたった。

このような状況のなかで、松村、古井らは藤山愛一郎、宇都宮徳馬らとともに、派閥をこえて中国、アジア問題に取り組むため、四〇年一月にアジア・アフリカ問題研究会を発足させた。ここに自民党内には、親台湾の立場から中国にたいして強硬な態度をとるアジア研究会（A研）と、親中国の立場をとるアジア・アフリカ研究会（AA研）とが、中国問題をめぐって対立することになる。

中国をめぐる党内の対中国政策のこの両極化にたいして、自民党首脳は論争を党の正式機関である外交委員会において一元化しようとし、その拡大強化をはかり、二月に会長鹿島守之助のもとに一四名の副会長をおくことにした。古井はAA研を代表して井出一太郎、中曽根康弘とともに副委員長にえらばれた。

しかし古井は、米中の関係が悪化するなかで、そして日本がアメリカの対中国政策のなかにくみ込まれて行くなかで、「何としても米中戦争だけは起させぬようにしなければならぬ。それには、日本は米中の緩衝地帯になり、両国間の緊張を解きほぐす役目をしなければならぬ」と考え、このAA研の世話人の一人として精力的に活動し、四年五月のAA研の中国問題の公聴会においては、親米と親台湾に傾斜する佐藤首相の外交政策を公然と批判し、佐藤首相と党主流との対立を深め、困難な状況に身をおきつつあった。しかし松村にしたがって、世界の平和と日本の安全と発展のために、日中関係の打開をめざす古井にとっては、自らの党内における地位などは、ほとんど問題になりえなかつたであらう。

「人間の歴史は六十万年ないし百万年といわれる。この歴史を貫くものは、人間と社会の進歩である。こんごわれ

われの前途に幾百万年、幾億年の歴史があるか知れないが、この涯（はて）しない将来もまた、進歩の歴史でなければならぬ。われわれは、かかる進歩の歴史の一コマを背負って今日生存する。今日ある者の使命は、よりよい人間に向上し、よりよい世代を造り出すことである⁽⁴⁴⁾。

そのためには何よりも健康と社会福祉と、そして日中国交の改善が重要である。ところが政界は、党利党略に明け暮れている。

「日本の政治は沈滞し固定化し老朽化して、国民から遊離した遠い存在になった感がある。国民は物価の先き行きがどうなるか、ベトナム戦争が拡がって米中間の正面衝突にならぬか、これを心配しているのに、政治は、与党も野党も、真剣にこのような国民の切実な問題に取り組もうとしないで、茶番狂言をやっている姿ではないか」⁽⁴⁵⁾。

しかし国民のためのあるべき政治を実現するには、茶番狂言の舞台に下りて狂言に役かうより他に方法はないではないか。

古井は、自民党議員に中国を正しく理解させるには、何よりも中国を実際に見させる必要があると考え、四〇年の六月、自民党議員による中国視察を計画して中国へ申し入れていた。これにたいする受け入れの回答が四一年になってえられ、八月二六日に古井は小坂善太郎、江崎真澄、福田一、倉成正、鯨岡兵輔、坂村吉正、川野三暁をともなつて中国を訪問し、文化大革命の中国を視察し、わが国の明治維新と第二次大戦前夜の国民の熱狂状態を回想した。ナショナリストである古井にとっては、文化大革命はまた中国ナショナリズムの高揚であった。「一部の人には、今日の中国は気がいじみて見えるだろう。それは、立場や環境の違いを忘れた人々だと思う。われわれの明治維新は、また明治時代は、そして大東亜戦の前夜はどうだった。血なまぐさいことも、かずかずあった。忠君愛国を疑うもの

は非国民とされた。滅私奉公が叫ばれ、国体明徴運動が起った。主義や事情の違いはあるが、中国にはいま、明治維新と大戦前夜が同時に来ていると考えられまいか。⁴⁶⁾

それにつけても中国を孤立化させてはならない。そのためには、日本政府の中国に対する態度を改めなければならぬであらう。

中国から帰った古井は、その年の一二月に再選をねらう佐藤にたいし、藤山派の江崎真澄、さらに河野のあとをうけていまや一派をなしつつあった中曾根康弘とはかり、佐藤政権の生んだ「黒い霧」にたいして「粛党」をスローガンに、藤山愛一郎を擁立した。もとより藤山の敗北は予想されたが、佐藤の独走におわらせることなく、どれだけの批判票が出せるかにねらいがあった。

結果は投票総数四五九票中、佐藤榮作が二八九票をえて総裁に選ばれた。しかし藤山を前回の七二票以下にとどめて藤山の政治生命を絶つと豪語した主流派の意図にもかかわらず、藤山は前回を一七票上廻る八九票を獲得し、他に野田卯一に九票、立候補しない前尾繁三郎と灘尾弘吉に投ぜられたものが、それぞれ四〇票と一一票あり、これらの批判票を合わせると、三分の一の一五三票を三票上廻る一五六票となった。

この総裁選をきっかけとして、古井の佐藤批判はその中国政策にたいする批判に、金権批判が加わって、かつて佐藤の兄岸にたいしてそうであったように、ますます鋭いものとなり、彼は佐藤批判の急先鋒とされ、佐藤体制のなかで孤立を深めることになる。しかし古井にとつては、これは覚悟のうえのことであつたらう。

「むろん、私には力がない。しかし、ただ問題を提起するだけでも、誰かが仕あげてくれるだろうと思うのである。私には欲も得もない。もし私に何らかの成案がえられるならば、誰でもよい、できる人にこれを実現してもらいたい

と思う。

このような、とらわれない気持ちで、未来のための政策研究を志してから、いままで不愉快勝ちであった政治家生活が、有意義で、のどかな楽しいものに思われだしてきた⁽⁴⁷⁾。

地位と権力をめぐる派閥の争いから超然たる地歩を確立させることによって、かつては「やり切れないと思うことが度々であります⁽⁴⁸⁾」と書いた政治生活も、彼にはようやく「のどかで楽しいものに思わ」れ始めた。しかし、古井をまっていたのは、そのような立場をつらぬくことが、けっして生やさしいものではないということを知らせる新しい局面であった。

総裁選のち古井ら佐藤批判派は、一月の第三一回総選挙をまえに二月二日に「肅党推進協議会」（座長赤城宗徳）を結成した。「黒い霧」にたいするきびしい世論から、総選挙において自民党が過半数を割り、佐藤が議会で首班指名を受けえないことも予想された。そのばあい肅党推進協議会は自民党から離党し、革新の一部の支持のもとに藤山政権を出現させ、保守合同らしいの自民党の一党独裁が生んだ腐敗をおわらせることが考えられていたとい⁽⁴⁹⁾う。

しかし一月二九日の総選挙の結果は、一般の予想に反して自民党の根強い力を示すこととなった。自民党は前回を六議席下廻ったものの、過半数を二四議席上廻る二七七議席をえ、社会党はかえって四議席を減少させて一四〇議席となり、この両党の後退にたいして、はじめて候補者を立てた公明党が二五議席を獲得し、民社党も前回を七議席上廻って三〇議席を獲得した。いわゆる多党化がはじまったわけであるが、それと同時に自民党の地盤は、やがて後に

みるように、ジャーナリズム世論に左右されない強固なものとなりつつあった。藤山政権は夢と消えたわけである。

総選挙後間もない四二年五月七日、古井の選挙応援にもかかわらず矢部が、脳内出血のため卒然と世を去った。古井は当日鳥取に帰っていたが、「彼の悲報を鳥取で聞いたときは、関東大震災か終戦時の大空襲に遭った思いであった。思い出は尽きない。思い出せば涙が流れてくる」と書いている。⁽⁸⁹⁾

ところで総選挙によって反主流派を押え込んだ佐藤は、インドシナへの軍事介入を本格化したアメリカに同調し、中国敵視政策をとり、他方中国は文化大革命の進展によって、日本政府にたいする態度を硬化させていった。この日中関係の冷却化のなかで、三七年の松村訪中によって締結されたL T貿易の五ヶ年の期限は、四二年末で切れることになった。そこで松村らL T貿易関係者は、協定の延長問題で協議を中国側へ申し入れた。中国の佐藤政権にたいする不信に文化大革命による国内混乱が重なったからであろうか、それへの回答がついに年内にえられないまま、L T貿易は四二年末に期限切れを迎えて空白状況となった。

四三年に入ってやっと中国から交渉団の受入れの報があり、松村が老齢とあって古井が松村に代り、田川誠一、岡崎嘉平太、他二名とともに二月一日、中国に発った。

二月八日から始まった交渉における中国側の態度は、予想外に強硬であった。中国側は佐藤政府を非難してやまず、古井は自民党内の佐藤批判の急先鋒として知られながらも、「一步国外へ出れば『佐藤非難』に同調はできない」と考えるがゆえに、「コミュニケの原案として示された『米帝国主義とこれに追随する佐藤政府……』の中から『追随する』と『佐藤政府』の文字をけずるのに、文字どおり骨身をけずる思いをした」⁽⁹⁰⁾。

幸い中国側の譲歩でこの表現は和らげられたが、中国の佐藤政府にたいする不信から、協定の期限は一年とされた。

同時にこのとき協定も覚書(MT)協定と名称が変更され、東京と北京の事務所の呼称も変えられた。これ以降古井たちは、毎年中国の強硬な要求に苦しまなければならなくなる。

古井は、この交渉において中国の強硬な態度を知らされて、帰って間もなく米大統領ジョンソンの北爆の一方停止と大統領不出馬声明に接し、予想されたベトナムからのアメリカの撤退の意外に早いことに彼自身驚くとともに、それだけにアメリカが次に中国対策の転換をはかるであろうことを思い、それについてもアメリカに追隨する日本外交にいらだちを感じる。

「ベトナムのあとは、アメリカにとってもアジアにとっても、中国問題であることはいうまでもない。このことを、繰り返しいってきたが、自民党主流は、アメリカの動きを見てから考えようという態度である。つまり、アジアの将来や日本の運命をすべてアメリカに任せようというのである。外交権放棄である。これで独立国か、これがここまで成長した大国日本の姿か。全く情ない。」⁹³

この情ない状況を打破しようとして、古井は松村らとともに佐藤三選阻止へと動いた。前回の総裁選後に結成された粛党推進協議会は四二年二月に新政策懇話会と改称しており、古井はこれを中心に田川誠一や川崎秀二らとともに藤山愛一郎に日中打開をスローガンとして立候補することを働きかけた。しかし、これは失敗し、結局一月二七日の総裁選には前尾繁三郎と三木武夫とが立候補した。佐藤三選は確実視され、両者の立候補は次をにらんでのものであったが、古井は三木派の早川崇、前尾派の黒金泰美とともに両者の反佐藤色を明確にするために政策協定の作製に当り、そこに清潔政治とともに日中関係の改善を折り込ませた。

選挙結果は、有効投票四五二票中佐藤が過半の二四九票をえて三選された。この結果について古井は、自らそれに

関与したにもかかわらず、「過般の自民党総裁選挙の如きも、金力で築き上げた派閥と派閥との、権力をめぐっての力づくの争いではなかったか。大政党の統率者、一国の宰相たる適材を選ぶ選挙というにはほど遠い感がある」と書いている。

総裁選において三木と前尾の二人の対立候補を一回で破った佐藤は、党内基盤を一段と強化させた。

四四年一二月に迎えた第三二回総選挙はさらに多党化傾向を顕著に示し、公明と共産の両党の進出にたいして社会党は前回の一四〇議席から九〇議席となったのにたいし、自民は一一議席をふやして二八八議席を獲得して勝利した。この勝利のうえに佐藤は沖繩返還に乗り出し、アメリカに同調し、ますます反中国姿勢を露骨にした。

そのため四四年二月の覚書貿易交渉もより困難なものとなった。古井はこのときの交渉について次のように書いている。

「長い会談は、今回も大半を政治問題の論議に費やした。難航に難航を重ね、その間に少なくとも三回は断念して帰ろうか、と思ったときがある。ことに佐藤内閣への非難は痛烈をきわめ、これを受けとめるのに、はなはだ苦勞した。既に天下周知のように、われわれは国内では佐藤主流と政治の基本姿勢や外交路線について、意見を異にし、反佐藤の急先ぼうのようにいわれているが、一步外国へ出れば、あらわに自国政府を非難し、あるいは相手の非難に同調することは、なすべきことではない。この一線を守りたいため、最後まで苦勞し、このために会談が幾日か延びた」。

佐藤批難とも関連して、佐藤政府の親台湾政策を「二つの中国」を作る陰謀だとし、安保条約を中国敵視の軍事同盟とする強硬な中国の立場があった。そしてこの中国の立場を基本的に承認するのではなければ、交渉は断絶のほかはない。古井はねばりにねばった。交渉の責任者は前回同様古井と田川と岡崎の三名であった。しかし難行を予想して

岡崎は政治会談に参加せず、田川は選挙区の所要を理由に途中で帰国した。日本の国内、とりわけ自民党内の非難と攻撃は予想された。しかし古井は、「日中間のパイプは切ってはならない、さらに、貿易から政治関係に発展させ、両国間に平和を回復しなければならない」と信じ、右のような強硬な立場に中国を追い込んだのは日本政府であると考え、決断した。したがってこの時のコミュニケの調印者は古井一人である。古井は台湾と安保の二問題を二つの山にたとえ、帰国後次のように書いている。

「日中の間には、二つの大きな山がはだかっている。これを越えなければ、両国の復交はできない。毛語録に『愚公山を移す』という寓話がある。われわれをあわれんで二つの山を取除いてくれる上帝はいつ現れるだろうか。上帝とははたしてだれであろうか」。

しかし四四年度の交渉はまだよかった。中国を承認する国々が増加してくるなかで、佐藤は一月の沖繩返還をとりきめた佐藤・ニクソン会談による日米共同声明においてアメリカに同調して台湾擁護の立場と反中国の態度をさらに鮮明にした。

そのため四五年三月の交渉はさらに難行した。この回も責任者は古井と田川であったが、八六歳の松村がもう一度中国を訪問したいとの願望から後見役として同行し、さらに日中関係打開に意欲をもち始めた藤山愛一郎ほか、黒金泰美、川崎秀二、内藤菅三郎らが参加した。

交渉は予想されたことではあるがさらにきびしいものとなった。前回は非難は佐藤に向けられたにすぎなかったが、今回は国外で自国政府の非難はすべきでないと考える古井の態度そのものが「佐藤の弁護人」あるいは「佐藤と結託」といった言葉で非難された。古井は「いまや意識的、無意識的にかかわらず、いやしくも佐藤内閣の擁護となる

言動をすることは、日中関係をつなぐ立場とは両立しない」ことを痛感させられた。交渉の打ち切りか譲歩か。悩みに悩んだあげく今回も古井は自己一人の責任でコミュニケに調印した。帰国後の国内の反響を気にする他の人びとに累をおよぼしたくなかったからである。

「誰が当たっても会談は同じように困難である。また誰が相談を受けても当惑するにきまっている。しょせん、覚書を捨ててしまいか、虫を殺して最大限度に譲歩して、ともかく覚書をつなぎ、国内に帰ってきびしい批判を受けるか、二つに一つである。私は決断した。……私一人がかぶろう。悪者になってつなごうと決心した。」

帰国後の古井を待っていたのは、前回にも増した自民党の右派の非難であり、古井は四月二十四日と二七日の両日、自民党の外交委員会と安全保障調査会の合同会議に呼び出され、質疑を受けたが、それは「質疑というよりは、実態は『古井吊し上げ』であった」という。しかし古井は動じなかった。「非難は覚悟のうえ」であったからである。

「時代遅れの反共主義者や現状維持を信条とする保守主義者などから、屈辱外交だとか土下座外交だとかの罵声があびせかけられた。私は必ずしもそうとは思っていない。そう見えるのは、根本的には、余りに認識に距離があるからである。そのうえ中国側の言葉使いがとかく荒々しいことや、日本側に、アメリカは一だん上に見るが中国は一だん下に見る侮蔑の潜在意識が消え去っていないことなども、無関係とはいえない。

かりに土下座外交だとして、私は、日本のために必要なら、韓信の股くぐりでもしようと思う。要すれば命でも差し出そうと思う。問題は日本のために必要かどうかということである。政治とは犠牲である。断じて、私腹をこやしたり出世することではない」。

しかし、古井の苦難の道は峠を越えた。四五年の一〇月にはカナダが、次いで一月にはイタリヤが中国を承認し、一月二〇日には国連総会においてアルバニアの「北京招請、国府追放」案がはじめて可決された。北京招請はアメリカや日本の提案した「重要事項指定」にはばまれ実現しなかったものの、その後も中国を承認する国ぐにが相次いだ。この状況のなかで国内においても超党派で日中国交回復を促進しようという動きがあらわれ、これが二月八日には日中国交回復促進議員連盟として発足し、これには九五名の自民党議員も加入した。

一〇月二十九日に自民党大会の総裁選において、対立候補三木武夫を破って四選された佐藤ではあるが、その対中国政策は足もとからも揺ぶられつつあった。古井は、この総裁選には前回のようには動かなかったようである。党内の派閥の力関係からして、佐藤の行きづまりを待つより仕方がないと考えたのであろう。このことは、佐藤四選についての彼の次の文章に示されている。

「自民黨員は、何という無氣力、何という無責任だろう。三〇三議席（衆議院）にあぐらをかいて、時代の流れや国民の要望をよそに、ただ政権を守り、椅子の分けあいをしようにというのであるか。そのためのメカニズムは金で固めあげた派閥であり、これがのさばっている。いつか行詰るときがくるにきまっている。果せるかな内政・外交両面において、佐藤政権は次第に窮地に陥り、この分では、成功裡に二年の任期を全うすることは不可能だと断言してよい」。

中国にたいする国際関係の好転のなかで、二月に行なわれた第四次覚書貿易交渉は、「驚くほど短期間に終り」、古井らはこれまでの交渉ではなかった地方旅行を楽しみ、各地で歓迎された。すでにこれまでの交渉において問題がでつくしていることに加えて、中国側には国際関係の好転とともに、国内的には一九六九年の第九回全国代表大会に

おいて文革をいちおう収束したというゆとりがあり、日本側にはこれまでにつくられた覚悟があり、これらの事情が重なって、交渉を短期間に終らせたのであろう。コミュニケの内容は、原則をゆずらない中国の立場から、佐藤内閣にたいしてきびしいものとなっていた。しかし日本の国内には、昨年までのような非難はもはやみられなかった。国内世論は大きく日中国交回復へと動いていたのである。

このような動きのなかで、従来必ずしも中国にたいして態度を明確にしなかった公明党も、日中友好へふみ切り、六月には竹入委員長を団長とする訪中団が「日中国交回復三原則」で中国と同意を発表した。この公明党の中国への関係の道を開いたのも古井であった。古井は竹入の中国問題への取り組みが真剣であることを知るや、中国の基本的態度を知らせ、昭和四六年三月、いわゆる「ピンポン外交」で来日していた王曉雲に紹介し、訪中への道を開いたのであった。⁽⁶⁴⁾

従来 of 社会党と共産党に加えてのこの公明党の動きに、民社党も大きな衝撃を受け、春日委員長も従来の親台湾政策の転換を模索しはじめた。

このような野党の動きが世論を大きく動かし、これが自民党内にあって佐藤後をねらう各派の領袖を日中問題へと動かし、三木武夫は田川の斡旋によって、大平正芳は古井の斡旋によって、それぞれ王曉雲と会談した。

こうして佐藤の対中政策は破綻を示しつつあったが、それに決定打をあたえたのは、七月一五日に発表された米大統領ニクソンの訪中の発表であった。さらにこの佐藤に追い打ちをかけたのが、八月一五日に発表されたニクソンのドル防衛策であり、佐藤はその「待ちの政治」を批判されはじめた。にもかかわらず佐藤は、一〇月の国連総会においては側近の保利茂や福田赳夫の意向にまで反して、アメリカの「二重代表制」、中国の国連加入は認めるが、台湾

の国連からの追放は重要事項として三分の二の議決を必要とするという案の共同提案者となった。しかしこの案は、アルバニア案の中国招請、国府追放が可決されることによって敗れた。また佐藤は、その「社会開発」のスローガンにもかかわらず、公害や自然破壊、あるいは都市対策の立ちおくれによっても多くの批判を生み、市民運動、あるいは住民運動を続発させつつあった。

このように佐藤は、外交と内政の両面において行きづまり、古井が予言したように四七年五月一五日に沖縄の施政権が返還されるや、その一ヶ月後の六月一七日、総裁任期を全うすることなく辞意を表明した。

古井はこの間、四六年六月二六日の衆議院本会議における福田外相にたいする社会党の不信任案の否決に欠席し、さらに二四日の沖縄返還協定承認の決議にも欠席した。

そして八月二一日には、彼の政治上の師と仰いだ松村謙三を失った。八八歳であり、一年前からの病床生活とあれば予想されたことではあるが、日中国交回復を目前にしてのこの死は、松村自身とともに松村に従って国交回復に努力した古井らにとっても無念の極であったであろう。

しかし、この悲しみの涙もかわかないうちに、古井は忙しくなる。佐藤退陣が時間の問題であるとすれば、ポスト佐藤に予想される日中国交回復は、具体的にはどう進められるか。古井は一月から、松本俊一に相談し、入江啓四郎、入江俊郎、遠藤又男、小島太作、坂本義和、高野雄一、野村浩一らとともに、この問題にとりくむ研究会を組織した。

さし当って誰かの具体的な政策と結びついたものではないこの研究会に、上記の人びとは手弁当で参加した。古井の熱意に動かされてのことであろうが、古井は「その後のわれわれの活動にとっては、この研究会の論議は極めて有

益であつた」と書いてある。

四七年を迎えるや、佐藤後をねらう派閥領袖たちが、相次いで古井の意見を求めた。大平正芳、田中角栄、三木武夫、中曽根康弘たちであり、さらに佐藤直系の福田赳夫にも求められるままに秘密裡に何回か会談した。

そして四七年五月、古井は秘書一名を伴って中国を訪問した。表面上はたんなる旅行であつたが、実は佐藤後の国交回復の具体的な方途の中国側への打診が目的であつた。四六年の暮に覚書交渉のため訪中した古井は、四七年の五月頃を政局転換の時期と読み、その頃の訪中を約束したのであつた。中国では周恩来、廖承志、王国権らとあい、佐藤後には田中と大平の連合のもとに田中内閣が出現するであろうという見通しを説明し、国交回復の取り運び方について意見を交換した。

佐藤後の政権への名乗りをあげたのは田中角栄、大平正芳、福田赳夫、三木武夫の四名であつた。このうち中国問題への明確な態度を表明したのは三木だけであつたが、やがて「佐藤継承」の福田にたいし、田中と大平と三木のあいだで「脱佐藤の反福田連合」が形成されるや、三木の提唱によって日中国交正常化が協定に盛り込まれた。

総裁選の状況は次第に田中の優位を示した。古井はすでに訪中以前に大平とともに田中に会い、田中内閣による日中国交に疑問はもたなかったが、実際にその渉に当る外相はだれか、古井は大平を適任と考えて田中に働きかけた。

総裁選の結果は田中が一位ではあつたが過半数はえられず、決選投票にもち込まれ、反福田連合によって田中に決定した。田中は外相に大平を当てようとしたが、大平派のなかには大平を幹事長へという声が強く、大平にもその意向があつた。しかし大平は、田中と古井の説得によって外相に就任した。古井にとって田中総理と大平外相は日中国交回復には理想の人事であり、それだけに彼は全面的に大平を助けた。そして九月二五日の田中首相の訪中に先立っ

て九月九日、古井は表向きは覚書貿易、新聞記者交換などの話し合いを口実に北京へ飛んだ。実は国交回復の日本案をたずさえての事前交渉であった。

九月二十九日、北京の人民大会堂において、国交正常化にかんする日中共同声明の調印式が行なわれた。田中内閣発足後わずか八〇日であり、九月二十五日の田中の北京着から数えて五日目である。この驚くべき超スピードの国交回復実現の背後には、古井らの長いけわしい苦難の道と、古井の周到な準備と、田中内閣への彼の献身的な協力があつた。田中は古井のこの労苦に、次の内閣改造では入閣でむくいようと感じたにちがいない。大平は外相として入閣するにさいし、古井を閣僚に迎えて多年の労に報いることを田中に進言した。しかし田中の当選に協力した各派のポスト要求が強く、無派閥の古井を迎える余裕はなかつた。田中は次の内閣改造まで待つてほしいと大平に諒解を求めたといふ⁽⁶⁾。しかし古井を待つていたのは内閣改造による入閣ではなく、選挙における落選であつた。

(1) 『政治家』一三〇ページ。この表現がたんに古井の主観的な誇張でないことは、『日本経済新聞』の記者が「難問題が山積」と

書き(昭三五年二月一〇日)、『産業経済新聞』も「未解決の問題山積」と表現している(同年二月一六日)ことによつても示される。

(2) 『毎日新聞』昭三五年二月一四日。

(3) 『読売新聞』昭三五年二月八日夕刊。

(4) 『東京新聞』昭三五年二月二五日、『毎日新聞』同年二月一四日。

(5) 『東京新聞』昭三五年二月一六日の伝える古井の談話。

(6) 『読売新聞』昭三六年三月五日「社説」。

(7) 『毎日新聞』昭三六年三月五日「社説」。

(8) 『第一四年』一五〇ページ。辞意を思いとどまらせたのは、友人矢部と総理池田であつたようである。古井はかつての矢部との約束にしたがつて、この一身上の進退問題について矢部に電話した。矢部によればこうである。「夜、古井が電話してきた。医療二法案が、医師会と党三夜に曲げられようとし、古井が、これを拒んでいるので、審議が進まず、継続審議になるほかはないといふ。僕は、池田の裁断という手もあるが、とにかく辞めるなどいって置く。医師会をのさばらせて、厚生大臣が辞めたのでは意味あるまい。仏の顔も三度だといつておいた(矢部日記)Ⅳ、八一ページ)。また池田の首席秘書であつた伊藤昌哉は、古井を

次の厚相の灘尾弘吉と間違えて書いているが、明らかに次の文章は古井のことである。「灘尾厚生大臣が、『辞める』と言いつ出した。国会の混乱のなかで、厚生省所轄の医療報酬調査会法案が流れたからである。池田は「それは自分の責任だ」と言いつて説得した。灘尾は「それはどういう意味ですか」と聞きかえす。池田は「次の国会で俺と君とでそれを通すということだよ」と答えた。灘尾は辞意をひるがえした」(伊藤昌哉『池田勇人 その生と死』至誠堂、昭四一、一四六ページ)。

- (9) 『政治家』一三六ページ。
- (10) 『毎日新聞』昭三六年六月二三日、『朝日新聞』昭三六年六月二三日。
- (11) 『読売新聞』昭三六年六月二日夕刊。
- (12) 『第九年』「まえがき」一ページ。
- (13) 『第十四年』一五〇ページ。
- (14) 『週聞文春』昭三九年三月二三日号、一〇二ページ。
- (15) 『第一年』一三九ページ。
- (16) 『サンデー毎日』昭三六年二月二六日号。
- (17) 『毎日新聞』昭三五年二月八日。
- (18) 『産経新聞』昭三五年二月八日。
- (19) 『朝日新聞』昭三六年二月一九日、『毎日新聞』昭三六年二月一九日。
- (20) 『第九年』「まえがき」三二ページ。
- (21) 『政治家』一三七ページ。
- (22) 矢部への最初の相談は、古井がなお厚相在任中の三六年四月二九日になされている(『矢部日記』Ⅳ、六八ページ)。

- (23) 『第一〇年』二二ページ。
- (24) 同、五三一―五四ページ。
- (25) 『第二年』四五ページ。
- (26) 『第一年』「はじめに」一ページ。
- (27) 同、「はじめに」四―六ページ。
- (28) 『第二年』「はしがき」一一二ページ。
- (29) 『第二〇年』六八―六九ページ。この古井と池田とのやりとりは、他の箇所ではやや異なった表現となっている。「池田勇人氏が天下をとったところ、『古井、お前、俺の仔分(こぶん)』になって池田派へ入れ。後を譲ってやる」というのである。「そうは行かぬ。貴君には友情はもっているが、尊敬はしていない。どうして松村先生が捨てられるか」といつて別れた。池田は『お前は馬鹿だな』といつていた(『人生』九三ページ)。また他の箇所では、池田の言葉が「古井お前は松村や三木についていないで、池田派に來い。あとは考えるぞ」となっている(『東京通信』第七号(昭和四九年一月)、一二二ページ)。
- (30) 『第一年』七八ページ。
- (31) 『第二年』一七九ページ。
- (32) 同、九ページ。
- (33) 『第三年』五ページ。
- (34) 『第十七年』七八ページ。
- (35) 『第二年』四五ページ。
- (36) 『第十六年』六五―七一ページ。
- (37) 『第一年』三三三ページ。
- (38) 同、三四ページ。

(39) 同。

(40) 古井と中国問題とのかかわりについては、彼自身の『日中十八年——政治家の軌跡と展望』牧野出版、昭五三がある。また古井とともに日中国交回復に努力した人びとの記録としては、川崎秀二『日中復興後の世界——激動のドラマ一年から——』ニュー・サイエンス社、昭四七、田川誠一『日中交渉秘録 田川日記——14年の証言』毎日新聞社、昭四八、同『日中国交と自民党領袖たち』読売新聞社、昭五八、があり、なお、国交回復にいたるまでの第二次大戦後の日中関係史と、国交回復にはした古井の役割については、古川万太郎『日中戦後関係史』原書房、昭五六がもっとも詳細であり、同『日中戦後関係史ノート』三省堂、昭五八も参考となる。詳細はこれらの書にゆづり、ここではこれまでと同様に、政治家としての古井のこの問題への対処の仕方に注目して考察を進める。

(41) 『第二年』五一六ページ。

(42) 『第一年』「まえがき」五ページ。『朝日新聞』昭三九年一月一—三日。古井はこの三木派からの離脱についても、矢部に一—月二日の朝電話して了解を求めた。「八時半ごろ起きようかと思っていたら、古井から電話があった。松川謙三老人が頑強な佐藤榮作嫌いで、こんどの三木のやり方に憤慨して、三木と別れると言いきるので、放っておくわけにも行かないので、古井、竹山、川崎、佐伯など数人の者も、当分三木の事務所には行かないことにした。しかし別に佐藤に反対とか、三木を非難するとかいう気持ではないので、諒解しておいてくれという話」(『矢部日記』Ⅳ、五二六ページ)。ここには、三木とも佐藤とも良い関係

にあった矢部にたいする配慮がみられる。

(43) 『第一年』二九—三〇ページ。

(44) 同、「まえがき」一ページ。

(45) 同、三ページ。

(46) 『第一年』一七ページ。

(47) 同、「前がき」七ページ。

(48) 『第二年』「はしがき」一ページ。

(49) 古川、前掲『日中戦後関係史』二五一ページ。

(50) 『第一年』二ページ。

(51) 『第一年』一一ページ。

(52) 『産経新聞』昭四三年三月二—四日。

(53) 『第一年』四四ページ。

(54) 『第一年』九ページ。

(55) 同、八八—八九ページ。

(56) 同、八〇ページ。

(57) 古井「日中隔てる二つの山」『朝日新聞』昭四四年四月九日。

(58) 『第一年』一七ページ。

(59) 前掲『日中十八年』一〇二ページ。

(60) 古川、前掲『日中戦後関係史』二九九ページ。

(61) 『第一年』「はしがき」二ページ。

(62) 『第一年』一〇三ページ。

(63) 同、一六ページ。

(64) 古川、前掲書、三二六—三二八ページ。

(65) 前掲『日中十八年』一一一—一二一ページ。

(66) 古井「日中国交正常化の秘話」『中央公論』昭四七年二月

号、一三六一—四九ページ。この報告は『第二年』に収められている。以下の敘述は、古川、前掲書とともに、主としてこれに

よった。

(67) 古川、前掲書、三六四ページ。

六 貧しい政治家は衰退するのみ

——落選と再起と金権批判——

「この一年を振り返って見ると、今日ある自民党と私との距離は、不幸にしていますますます大きくなり、見方によれば、枠を超えるか超えないかの際(きわ)に来たようにも思える。果して私は誤っているのだろうか。……

自民党との距離が大きくなった反面、国民との距離は次第に縮まったように思う。先走り勝ちなマスコミを見ているのではない。農村青年や勤め人や教職員などに接すれば接するほど、考えていることや求めていることは一つだけの感を深くし、心と心が通い合う親しさを覚える。……」⁽⁶⁷⁾

これは古井が、四三年二月の覚書貿易交渉をつないで帰った後に、一年をふりかえって書いた文章である。すでにみたように、この時のコミニケにおける佐藤政権批判は、自民党内に古井にたいする多くの非難をひきおこし、古井は党の懲罰委員会にもかけられたのであった。古井が自民党との距離が大きくなり、「枠を超えるか超えないか」と感じたとしても不思議はない。そして古井はこの言葉によって、国民から遊離し、派閥抗争のなかに金権化を深める自民党を批判し、自らを国民にもっと近くにあると感じたのであった。

その年の一二月に迎えた第三二回の総選挙において、古井は幸にして八回目の当選を果たした。しかし、右のように書いて三年余の昭和四七年暮の第三三回総選挙に、彼は右に見たように日中復交によって脚光をあびながらも、予想

しない落選に遭遇した。そしてこの選挙ではまた、古井とともに松村にしたがって日中国交回復に努力してきた川崎秀二も落選し、「外交は票にならない」という言葉を改めて人びとに印象づけた。しかし古井の中国問題への取り組みは、すでに久しい。古井の落選には、またそれなりの別の理由があった。古井と日本の政治を理解するには、この点についてもみておく必要がある。

古井がなぜ第三三回総選挙に落選したか。これを知るためには、古井の選挙区である鳥取県の政治史をかえりみる必要がある。

鳥取県の第二次大戦後の政治史^②は、日本の政治史とともに、あるいはそれ以上に戦後の民主化に始まる。

この鳥取県の民主化になったのは、鳥取県農民組合総同盟（農総）と鳥取市民同盟とであった。前者の農総は、戦前の農民運動を背景に昭和二年八月に結成されたものであり、結成当時の組合員は一万二千にすぎなかった。数ヶ月後には四万の農家を組織し、組織率全国一を誇るにいたった。市民同盟^④は進歩的知識層を組織したものであるが、これに大きな影響をあたえたのは由谷義博である。

由谷^③は明治三七年の鳥取中学三年在学中に『平民新聞』の読者となり、一九〇七年に早大商科に進むや幸徳秋水、片山潜らの研究会に入ったが、病のために鳥取に帰り、運送業に従事し、鳥取市議をへて大正一四年に衆議院議員に当選、翌一五年は事業の失敗によって立候補を見送ったが、昭和五年以降は連続当選し、中央では中野正剛と行動を共にし、国民同盟、さらに東方会に属して政界の改革をはかるとともに、地元の鳥取においては青年同盟を結成して、地方政界の刷新に当った。そして彼の清廉と一徹さと正義感とは多くの若い人びとに影響をあたえた。

由谷は戦後は公職追放のため動けなかつたが、由谷の影響を受けた竹田兵一、広田敏男らが、涌島義博、浅沼喜実らと二一年秋に市民を民主化へ結集しようとして結成したのが市民同盟であった。涌島は東京外語のロシア語科在学中に文学と社会主義に目を開かれ、武者小路らの『白樺』の編集にたずさわり、また大杉栄、堺利彦の日本社会主義同盟にも参加したが、やがて鳥取へ帰り、雑誌『水脈』の発行、山陰自由大学の開講などの文化運動にたずさわり、地方紙『日本海新聞』に健筆をふるった。浅沼は東大在学中に新入会に入り、卒業後は新潟地方の農民運動に従事したが、戦争中は東京の銀座で民芸品店「たくみ」の経営に当り、戦災によって鳥取へ帰っていた。

昭和二二年の選挙をひかえ、この市民同盟と農総とのあいだに民主戦線が結成された。まず四月三日の知事と市長の選挙において、知事には鳥取県の課長であった西尾愛治を推し、鳥取市長には市民同盟会長金田平一を推し、いずれも当選させ、次いで行われた参議院選には自由党の中田信義を二位におさえ、農総委員長門田定蔵を一位に当選させた。そして衆議院選では定数四のところを、保守を自由党の稲田直道一人におさえ、社会党の庄司彦男と、堀田静雄、それに農総の堀江実蔵と革新三名を当選させた。

この二二年の一連の選挙によって農総は「選挙常勝軍」と称され、「農総の存在を無視しては、もはや鳥取県の政治は語りえなくなった」。そしてこれらの選挙によって農総を中心に盛り上った民主化の風潮は、その後もしばらくは存続した。なるほど二四年の第二四回総選挙は、社会党と民主党との中道政権の失敗のあとであることに加えて、革新陣営の分裂のなかでの革新の乱立という事情もあり、民自由党に二議席を占められたが、それでも全国的な社会党の不振のなかでも、社会党の足鹿寛は当選し、共産党の米原利を一位に押し上げ、翌二五年の第二回参議院選には自由党の徳安実蔵をおさえ、社会党の中田吉雄を当選させた。そして二六年の第二回の知事選にも、前回の西尾

を再選させた。そして、この西尾が任期を終らないで辞任するや、農総と社会党とは、鳥取県出身ではあるが無名であった和歌山県の農林部長遠藤茂を擁立して当選させ、農村県には珍らしく民選の初代から三代にわたって革新知事を出現させたのであった。

しかしこの間、農地改革の進行と終了とによって、他の地方と同様に農民組合は次第に有名無実のものとなり、その勢力を失って行った。他方市民同盟も、当初は進歩的な知識層の集団として農総あるいは社会党はもちろん、共産党とも巾広く提携した。昭和二四年の第二四回総選挙に共産党の米原昶が第一位で当選したのは、米原が鳥取の政財界の第一人者である米原章三の長男であったということとともに、このような当時の状況が考えられる。ところが二五年から二六年にかけての国際情勢の緊迫化のなかでの共産党の分裂と過激化とは、共産党の支持者を党から離反させたが、このような一般的な民主化の行きつまりのなかで、市民同盟も進歩的な市民の組織から、次第に鳥取市会における会派へと自らを狭めて行った。

このような状況のなかで、二七年の第二五回総選挙に古井を当選させたのは、鳥取市の市民同盟を中心とする議員たちと、鳥取市周辺の町村長あるいは地方議員たちであった。彼らは多くは戦前の地主層、あるいは業主の長男として生れ、多くは鳥取中学へ進み、才能をもちながらも長男であるがゆえに中学どまり、あるいはせいぜい鳥取高等農林学校までにとどまり、それぞれの地域において最高の知識層として指導的地位を占めていた。そして敗戦後の民主化のなかにも彼らは、地域社会の知識層として民主化の風潮を敏感に受けとめ、ある者は農地改革に先立って小作地を解放して農民組合の先頭に立つなど、依然として地域社会の指導的地位を占めた。そしてやがて戦後改革が終了し、社会秩序が回復して保守の対立が激化するや、次第に社会主義を標榜する革新からは離れつつあった。しかし民主化

の大きな動きを体験した彼らにとつては、自由党はやはり反動ともみえ、その点で改進黨の古井はもつとも支持するに値する人物と思われたであらう。

彼らはそれぞれの地域の名望家として、地域社会の利益を代表するとともに、民衆の素朴な正義感にこたえ、また地域の名誉をも代表し、地元からすぐれた政治家を国会へ送り出すことを誇りともした。とりわけ由谷の影響のもとにあった市民同盟の地方議員たちにとっては、古井を支持することはまた彼らの立場の正しさを再確認し、それを主張することでもあった。古井が一年後の二八年の第二六回総選挙においてはなお第四位にとどまるが、それでも約三千票を増加させ、さらに二年後の三〇年の第二七回には二万票を増加させて第一位になったのには、支持者たちの右のような支持が作用したものと思われる。

ところで、三〇年の社会党の統一と保守合同による二大政党の対立は、鳥取県の自民党に知事ポスト獲得を目標にさせ、県自民党は県出身の建設次官石破二郎を候補として擁立した。石破は古井の内務省の後輩であるということもあって、古井もその出馬の説得に当るなど擁立に努力した。⁽⁹⁾ 昭和三十三年一月二八日の知事選の結果は、現職の遠藤の約一三万票にたいし、石破が一七万票を獲得して当選した。

石破知事の出現によって、鳥取県もいわゆる「中央直結」の県政となった。古井によってその直結ぶりをみよう。

「石破知事になってから、三十三年度の県への特別交付税は、原案七千万円が実に一億八千三百万円に増額された。三十四年度の交付税も、全国平均五・五パーセント、交付団体だけからいえば六・六パーセントの伸びであるが、鳥取県は一パーセントという全国最高の増額であり、前年に比べ、税金等が同じであれば二億九千二百万の増額となる。このような有利な取扱いや法律の改正もしてもらえた。むろん、わたくしも極力手伝ったが、石破知事の努力と

信用が物をいったといつてよい」。

この中央直結によって石破は、その後昭和四九年二月、参議院に立候補するまで一七年余知事の座にあり、高度成長期という恵まれた条件もあって、名知事として数々の業績をあげたが、特に建設次官という前職に物をいわせ、その道路行政は、県民が周囲の諸県と比較して誇りとするところである。この道路行政を中心として鳥取県は、中央政府の補助金に大きく依存する体質を育て上げていった。

このことが、まずは全体として次第に社会党を後退させるとともに、優位を占める自民党の国会議員において、かつての会社重役あるいは地方政界出身者に代って、官僚出身者を進出させることになった。こうして現在、参議院は自民党によって独占され、小林国司は農林省出身、西村省次は郵政省出身であり、また衆議院についてみれば、前回の昭和五八年の第三七回総選挙では四議席中三議席が自民党によって占められ、この三名のうち相沢英之は大蔵次官、平林鴻三は自治省から鳥取県知事となった人物であり、島田安夫のみが官僚歴をもたない地方政界出身者である。

このような変化が、古井の選挙地盤を掘りくずしていった。この間の経済の高度成長は、一般に農村社会の伝統的秩序を解体させ、地方の名望家あるいは有力者の集票能力を低下させた。この事態にたいして自民党の国会議員たちは、有権者を後援会に組織し、冠婚葬祭あるいは入学や就職など、あらゆる機会をとらえて有権者にサービスを提供し、あるいは自己の地元への利益誘導を誇示することによって地盤の再構築をはかった。

すでにみたように、古井は必ずしも地元の利益をはからなかったわけではないが、しかしそれを誇示することを自らに禁じるとともに、支持者にもそれを許さなかった。また個人的な世話もなかったのではなく、誠意をもってや

れることはやった。しかし彼はその謝礼を一切拒否し、いちいちそれを返させた。そのため人びとは古井には頼めな
いということになった。そして選挙はといえば、彼が口にするのは中国問題であり、健康問題であり、福祉の問題で
あった。これは知識層には支持され、彼らが地域社会で影響力をもつかぎりは票となった。しかし高度成長のもとで
実利主義に目ざめた多くの人びとの票を集めるにはふさわしくない。すでに昭和三八年の第三〇回総選挙において、
選挙の実情に詳しいある地方記者は次のように書いている。

「古井さんを取りまく『だんな』らは、みなりも立派だし、演説もうまいが、余り走りまわらない。動かぬ『だ
んな』より動く八つあん、熊さんの方がよけい票をとるのが選挙だ。」⁽¹¹⁾

それでも古井を支持する「だんな」たちは、それぞれまた古井に似て、金や利益では動かない支持者をもち、それ
ほど動かなくても彼を当選させることができた。

しかし古井が中央で孤立化し、有権者への世話競争と地元への利益の誇示競争が激化するにつれ、古井は自民党の
他候補陣営からも攻撃されるようになった。昭和四二年の第三一回総選挙には、他の自民党候補から「古井は天下國
家ばかり論じていて地元の世話をしない」、「古井は日本と中国との間に橋を架けるといいますが、こちらは地元を橋を
架ける」、「古井は反主流派で使いものにならぬ」、あるいは「佐藤から古井は落せと秘密指令を受けている」などと
中傷された。⁽¹²⁾

そしてついに四七年の第三三回総選挙における落選となった。二七年の初当選からちょうど二〇年目であった。
古井は落選の理由を次のように説明している。

「第一には、その選挙はちょっと想像のつかないような物量選挙であった。そのような中で、私は理想選挙を説い

ていた。私の選挙陣営の幹部は、早くもその空気を察知して、こちらも物量で対抗しなければ、という者もいた。しかし、私は同意しなかった。物量攻撃のすさまじさをいえば、某候補は、百十数人の選挙違反者を出している。

第二は選挙予想の前評判にのせられたこと。古井は大丈夫だ、間違いないし、とやられると、つい錯覚に陥ってしまう。三番目は、こちらの考えが甘かったこと。いろいろなことを言われても、こちらさえしっかりしておればよいのだから、あるいはこれが大きな原因だったかも知れない⁽¹³⁾。

要するに、①選挙の物量化にもかかわらず、②前評判にのせられて、③油断した、ということになる。ほぼ同じことは、『毎日新聞』の松岡英夫との対談においても述べられている。ここでは物量選挙の実態がより具体的に説明されている。

「このごろは、政策よりも、選挙を動かしておるのは『物量』でしてな。選挙の勝負は、いわば物量で決まっておるんじゃないか。いまや政策選挙ではなくサービス選挙ですね。サービス競争である。ことに昨今はこういう時代ですから、観光サービスが選挙に非常に使われるんですよ。観光サービス選挙⁽¹⁴⁾といっていいくらいです。」

しかもこのサービス競争選挙は一人や二人のものではない。

「われわれ自民党の選挙のやり口というのは『金はなんぼでもブチこめ、本部も応援する、派閥も応援する。金で済むことならいけ』ではないですか、極端な言い方だが。金を遣うのは後援会組織という隠れミノを用いてやる。たとえば後援会で百円会費で寄合って飲み食いする。あるいは観光バスを何十台も連ねて温泉や観光地へ行く。つまり後援会という隠れミノで、百円会費⁽¹⁵⁾ということで、いわば何でもやれるんです。……一人がやればこれに負けじというわけで、また他の人もやる。」

さらに古井自身は語っていないが、この物量化のなかで、古井支持の地方議員のなかから、他の候補支持へ鞍替えする者もいた。有権者へのサービス競争によって集票しなければならぬというのは、国会議員だけでなく地方議員のばあいとても同様である。彼らはサービス競争に必要な資金を求めて、豊富な資金をもつ上級議員のもとへと集る傾向を示し、古井派にもこれが出たわけである。¹⁶⁾

ところでこの落選にどう対処するか。古井はすでに古稀に達していた。「年をとってから落選はなかなかつらいことである」¹⁷⁾。そうであろう。「今また天が落選を与えた意志は何であるか。ここで隠居せよというのであるか、それとも、過去の旧型政治家を蟬脱し、新しく生れ変わってこいというのであるか。熟慮して見なければならぬ」¹⁸⁾。これは落選の半年後に公にされた文章ではあるが、すでに熟慮はすんでいたのではないかと思われる。

まさか自らが落選するとは思わなかったにしても、古井はすでに物量選挙のなかで、それに抗して新しい運動を起さなければならぬと考えていた。この落選選挙のどの演説も彼は次の言葉でしめくくった。

「今度の選挙を取上げて言うんじゃないが、一回々々選挙がひどいことになってきておる。金の選挙になってきておる。こういう選挙を続けておったら、われわれの民主政治はどうなるんだ。これは何とかしなけりゃいかんじやないか。私はこの選挙が済んだら、マクガバンの真似じやないが、ひとつ草の根運動をやりたいと思う。金の選挙がエスカレートしておるけれども、その金は一体どこからこしらえるんだ。言うまでもなしに大企業ということになるじやないか。ないところからは取ってこれん。これでは政治が大企業のみモ付きになっちゃうじやないか。そうすれば、農村の人々とか中小企業とか庶民というのは、政治に置き去りになるじやないか。この人たちがほんとに腹を立てなき

やいかん。また選挙に出て一億円遣った。いらん金を一億持っているものが何人おるか知らんが、回収するために利権政治になるに決まっているじゃないか。政治が汚れると決まっている。これは大変だ⁽¹⁹⁾。

自らがこれまで批判してきた「金の選挙」に負けたとあつては、古井はもう一度戦わなければならないであろう。全国から寄せられる慰めと励ましの言葉のなかで、すでに古井の心は「旧型政治家」から脱皮して「草の根運動」を展開すると決まっていたであろう。ただいかにしてそれへの道を開くかであった。

選挙区の郷里においては、親族を中心に引退を望む声も強く、支持者のなかにも物量選挙に抗し切れずに、再選を望むなら金を持って帰れと言えといった露骨な声もあった。しかし大山の夏期大学で育った比較的若い支持者のなかから再起を望む声がおこり、翌四八年に入るや、古井の意志を聞こうということになった。二月四日に開かれた会合は五〇人を集める予定であったが、予想をこえて一三〇人の支持者が集まり、こもごも立って再起を促し⁽²⁰⁾、これで古井の「草の根運動」への意志は固まった。

この年の三月から、四年近い古井の「草の根運動」の苦しい行脚が続くことになる。行を共にしたのは坂本和夫であった。坂本⁽²¹⁾は父が古井の支持者であったことから、昭和二七年の古井の初出馬いらい選挙ごと古井の支持活動を行い、夏期大学にも出席し、古井を尊敬してきた。しかし三五年の第二九回の総選挙のさい、古井が選挙演説に「政治家は政治家であるまえに人間でなければならぬ」と説くのを聞いて感激し、演説会場のあとを追って同じ話をさらに二回聞き、改めてこの人のためにはと思うようになり、若い層を代表して古井の再出馬へと行動した一人であった。古井もまた坂本を頼りとし、たまたま従来の選挙参謀が地方選挙で動けないという事情もあつて、坂本が草の根運動を手伝うことになった。二年あるいはせいぜい三年もすれば選挙があると予想されたものが、実際の選挙は任期

満了の五一年末となった。この間、東京に住む古井は月のうちほぼ平均半ばは鳥取へ帰り、坂本の運転する軽自動車に乗って、夏期大学の受講生を頼りに、村から村と若者を中心に五人あるいは一〇人と人を集め、膝を交えて政治の理想を説いた。行を共にした阪本によれば、この四年間に「草の根運動」のために県下をめぐった距離は八万キロをこえたという。七〇を越した古井には、これは文字通りのかんりの苦行であったはずである。しかし行く先ざきで激励を受け、時に昼食に入った食堂で見知らぬ人からカンパを受け、確かな手応えを感じることができた。

苦行は五一年末の第三四回総選挙の結果によって報われた。この選挙に古井は都市市民層対象型の新しい形で臨んだ。中央では東畑精一、小林与三次、谷口信夫を世話人とする「古井喜実を激励する会」が、鳥取の選挙区では鶴田憲次らを代表とする「古井喜実を激励する会」が資金カンパを行い、大きな成果をあげたが、これにたいしては「カネのない候補に投票すれば、当選後必ず悪銭稼ぎをする」といった逆宣伝が他陣営からあったという。²² 開票の結果、古井は前回は約一万二千上廻る五万九千票余を獲得して第一位で当選した。

四年ぶりに古井は国会に議席を回復した。四年間の選挙運動はすでにみたように、七〇歳をこえた古井にとっては、きびしい苦行であった。しかも皮肉なことに、この長い苦行は古井には、またそれだけの長い国会活動の空白としてむくいられなければならなかった。古井は、同じ選挙で返り咲いた川崎秀二、ずっと議席を持ち続けることのできた笹山茂太郎とともに、松村精神を継承するために、五一年一月一日、たった三人だけの「育峰会」を結成した。松村の秘書から政界へ進出し、古井らと共に松村精神にしたがって日中国交回復に努力してきた田川誠一は、中曽根に期待した松村謙三から「中曽根を助けてやって欲しい」と依頼されて中曽根派に入り、²³ さらに河野洋平らと新自由

クラブを結成していた。

育峰会は「趣旨に賛成の政治家はだれでも迎える²⁴」という方針であった。しかし、すでにみたように、国会議員たちが選挙区への古井のいう「サービース競争」にあけくれ、それに必要とされる資金と地位とを求めて、親分と派閥への依存を深めざるをえない状況にあっては、「清潔政治」を標榜する金のない育峰会に議員たちが集まるはずもなく、育峰会は三名の会員を擁するにとどまった。そのみでなく、五三年二月には川崎秀二が死亡して会は二名となり、さらに五四年一二月の第三五回総選挙には笹山茂太郎が引退し、育峰会はついに消滅した。

このように古井は自民党内においてますます孤立を深めながらも、健康づくり、体力づくり、あるいは社会福祉の充実、さらには何よりも日中友好のために努力をつづけた。

日中関係については、すでにみたように、四七年五月、田中内閣によって国交回復はなされ、航空協定をはじめ実務協定はほとんど締結された。しかし、それに続くはずの平和友好条約の締結は、田中退陣後のいわゆる派閥対立の怨念化のなかで実現されないうままであった。田中のあとに首相になった三木は、すでにみたように佐藤後をにらんで、かつてはいち早く日中国交回復を主張したが、党内における彼の傍流少数派としての派閥的基盤の弱さは、彼に党内の親台湾勢力の反対を押えて条約締結へふみ切ることをためらわせた。

この状況につけ込んだのが、中国との関係をさらに悪化させていたソ連であった。米中間に関係打開がなり、日中国交正常化が成立し、中国は今や「米帝国主義」に代って「ソ連修正主義」を攻撃の対象とするにいたっており、日中の友好関係の緊密化は、朝鮮人民共和国が中国との関係を緊密化するなかでは、極東でのソ連の立場を不利なものとすることになる。そこでソ連は、日中関係のより以上の進展を望まず、中国が平和友好条約に、日中友好条約に

もられた覇権主義反対を入れるべきだと主張していたのにたいし、覇権主義反対はソ連敵視政策であるとして、条約締結に圧力をかけるようになった。これが三木をさらに消極的にし、平和友好条約の締結は、福田内閣に持ち越された。

古井はこの間、四八年と四九年の落選中の訪中に引続き、当選後の五二年の四月に第一五回目の訪中を行った。そして古井はより中国を知り、その将来の可能性と日本との関係を考えるにつけても、覇権主義について一般とは異なる見解をもった。彼によれば、覇権主義は中国にとってよりも、むしろ日本にとってこそ必要なことであった。「中国が覇権主義をとっても良いというのか、また他の国の覇権主義に、中国が同調してもかまわないというのか。それでは日本は大変なことになるのではないか。むしろ日本の立場として、覇権反対の態度を中国に採ってくれというべきではないか」。この立場から古井は、かつてアメリカに追隨し、いまソ連への配慮から、とるべき自主的な路線をとりえない日本の外交政策を批判しながら、条約締結は決断の問題であり、「この問題を決断するのは、福田総理がいろいろな意味で、一番適任者だと考え」た。

古井がどのような意味で福田を最適と考えたか、その理由を彼は述べていないが、福田は、自己の派閥内に多くの親台湾派を擁しているため、かえって彼が決断すれば、他の領袖たちよりも親台湾派を押しこむことができる。周囲の状況に促されて福田は、五三年に入るや日中条約締結への決意を明らかにし、中国との交渉を再開するとともに、党内の意見調整をはかり、八月八日には園田外相が訪中し、一二日に日中友好平和条約は調印された。

親中国派の三木ではかえって親台湾派を刺激し、親台湾派を多くかかえる福田のほうが、かえってそれを押え込んで、条約を締結することができたわけである。この間の日中関係の現実の緊密化、世界情勢の変化などがあるにせよ、

自民党の派閥力学の示す奇妙な現象のひとつである。ともあれ、古井たちの多年の念願がなかったわけであり、古井は、条約締結後中国から招かれて九月に訪中し、その労をねぎらわれた。

福田が日中友好条約の締結へとふみ切ったのは、五三年の暮に予定されていた自民党の総裁選挙をにらんで、いわばひとつの点数をかせいでおくためであった。

ところで、この総裁選挙から導入された党員による総裁予備選挙は、当初は一般に現職の福田が優位といわれたが、結果は田中派と結んだ大平の勝利に終り、福田が本選挙への立候補を辞退したため、大平は二月一日の自民党大会において、本選挙なしに総裁に選出された。そして大平内閣は二月七日に発足し、この内閣に古井は法務大臣として迎えられ入閣した。池田内閣の厚相を辞任してから一七年目の久びさの入閣である。

派閥に属さない古井のこの入閣は、かつて大平が田中内閣の外務大臣として入閣したとき、田中に古井を入閣させて日中国交への彼の労苦にむくいるように進言したが、それが容れられなかったことにたいし、大平が改めておくれさせながら古井の労苦と功績とにたいして報いたものとされている。大平の意中にはかねてその意図があったかもしれない。しかし古井の入閣にいたるまでの具体的な経過について伝えられるところによれば、必ずしも最初から古井の入閣が考えられていたわけではないようである。

大平が最初に法務大臣にと考えていたのは、元法務次官で検事総長も務めた武内寿平であり、すでに武内にはその意向が伝えられていた。ところが武内が小佐野賢治の弁護士をやっていたという話が入り、それはまずいというので古井が浮び上ったようである。大平の意図がどうであれ、古井の法相起用は、田中と古井とが個人的には悪い関係に

はなく、また古井が清潔かつ頑固で筋を通すという評価をえているところから、結果としては大平内閣にとっては適切な人事になったといつてよいであろう。

法相に就任した古井は、一月二日の衆議院ロッキード問題調査特別委員会において「内閣が代わつたからといって検察が変わる要素は何もなく、検察は一貫した姿勢を貫く」と⁽²⁹⁾基本的な立場を明らかにした。次いで朝日新聞記者のロッキード事件についての質問にたいして、「ロ事件は偶然起きたのではない。今日の政界、社会からいうと、あの程度のことは起るべくして起きたようなものだ。似たりよつたりのことがまた起りうる」と語つた。⁽³⁰⁾

すでにこの頃、アメリカ上院証券取引委員会においては、航空機メーカー、ダグラス社の海外不正支払いが問題となつていたが、やがて年が明けて五四年に入るや、ダグラス社に加えてグラマン社の不正支払いも問題とされた。そして両社の不正支払いにかんする報告書において、日本の政府高官が関係していることが明らかとなつた。いわゆるダグラス・グラマン事件である。古井は、ロッキード事件に加えてこのダグラス・グラマン事件の問題化によつて、しばしば議会での質問にたいする答弁にも立たなければならなくなつた。しかし、法務行政の責任者としての今回の地位は、前回の厚相時代のように、彼にその個人的な能力の發揮を許さなかつた。彼の念願とする政界浄化は政治倫理の問題であり、司法行政は犯罪を問題にするにしても、政治倫理の領域には介入しえない。古井は三月二八日、この種の事件の再発防止策について質問した公明党の馬場富の質問にたいし、再発防止に「適当な時期に本腰を入れる」と発言するとともに、「政治家のあり方は国会自身が考え」るべきことを強調した。⁽³¹⁾しかし国会では、野党五党が要求した元首相岸信介と元防衛庁長官松野頼三の証人喚問は、自民党の優位のもとで松野のみの喚問にとどまり、この松野が日商岩井から受理した五億円についても時効の壁のため起訴できず、事件は政治家の追訴なしに、ただ松

野の議員辞職のみで終った。

そこで古井は大平首相に進言し、事件が結末を迎えた五月、首相のもとに私的諮問機関として「航空機疑惑問題等防止対策協議会」が設定され、再発防止策が検討されることとなった。この協議会は四回の会合を重ねて九月一日には「提言」をまとめた。しかし、この提言が出されて間もない九月七日に議会は解散され、古井は法務関係の法律の改正を指示しながらも、その実現を見ないままに法相の地位を退くことになった。

五四年一〇月に迎えた第三五回総選挙は、自民党の敗北に終り、自民党は過半数を割って二四七議席を得たにすぎず、保守系無所属の一〇名を入党させて、かろうじて過半数を獲得することができた。そのため、解散に批判的であった反主流派とのあいだに、あの四〇日抗争が展開されることとなった。そして抗争のちにやっと成立した第二次大平内閣は、翌五年の通常国会の会期末に、社会党によって提出された内閣不信任案へ、全野党が同調し、自民党内の反主流派六〇名余が欠席したため、不信任案が可決されるという「ハプニング」をひき起した。大平はこれに對抗して解散権を行使し、六月二日に、いわゆる「ハプニング選挙」を迎えた。

古井はこの間、第三五回総選挙には、前三四回の五九、三二八票を上廻る六〇、七五三票を獲得したが、自民党の相沢英之の六四、〇八〇票に下廻り、第二位となり、第三六回総選挙には、これまた票数では第三五回を上廻る六三、七〇一票を得たにもかかわらず、第一位の自民の相沢の七一、二一七票、第二位の社会党の野坂浩賢の六三、八四七票、第三位の同じく社会党の武部文の六三、七三五票におよばず、最下位にとどまった。R・ミヘルズがいうように、理想主義は、一時にぱっと使える金貨にも似て、一時的な献身には燃えあがるが、しかし長期にわたってそれを持続

することは困難である。⁽³²⁾ 第三四回の総選挙に燃えあがった古井の支持者たちの理想主義も、たゆみなき日常の世話活動によって地盤を確実にした他候補に長期にわたっては次第に対抗しがたくなりつつあり、この状況が、この順位の下に示されている。

しかし、ともかくこの二回の選挙によって古井は、続けて国会に議席をもち、社会福祉と体力づくり、さらには日中親善の面での活動を続け、昭和五八年九月には衆議院議員在職二五年を迎え、二八日の本会議において表彰された。議長福田一の表彰の辞にたいする古井の謝辞は、二五年間の彼の政治生活を顧みて、彼らしくもっとも言いたいことを言っていたものであり、それがまたジャーナリズムで問題とされた。次に全文をかかげておこう。

「このたび、永年勤続のゆえをもって、不肖私に対し、表彰の御決議を賜りました。身に余る光栄であり、感謝の至りであります。

不敏な私が、大過なく今日を迎えましたのは、諸先輩を初め、同僚友人の各位、並びに郷党の皆様方の御懇情、それと、天は見捨て賜ず、すなわち天帝の御加護のためのものであります。ここに謹んで御礼を申し上げます。(拍手)
本日は、私にとって二度とない機会でありますので、一言申し添えさせていただきます。

今日まで二十数年の政治生活の間、私は一つのモットーを唱え続けました。それは『政治家は貧しく、国民は豊かに』というものであります。しかるところ、政治の現実においては、いうところの貧しい政治家は衰退するのみであり、私の信奉した政治哲学は幻想にすぎないことを知りました。

申すまでもなく、かくなる原因は金の選挙であります。いまや、民主政治のよって立つ選挙は、体力にあらずんば金力の戦いとなり、政治は、富の神の支配する領域と化したかの感があります。(拍手)

今日、政治倫理の荒廢を嘆く者は多いが、それよりもさかのぼって、その根源である金の選挙を放置する怠慢と無氣力を嘆くべきではないでしょうか。(拍手)

現下、一国の財政を救うことは急務であります。他方、病める民主政治を救うことは、日本の将来にとって何物にもかえがたい緊急事であり、困難ゆえに避けて通るべき筋合でないと思つて信ずるものであります。(拍手)
切に、各位の御賢察を懇請いたします。

最後に、世界はいま、各地において、平和と人間愛の精神が失われ、相互不信と緊張がつのり、戦争の脅威が漂っております。かかるときこそ、わが国の平和主義は光を放たなければなりません。(拍手)

日本の誇りであつた湯川博士は、いまや世にありません。しかし、人類の敵であるガンと核に対し最後まで闘つた湯川精神は、永久に国内と世界に受け継がれなければならぬと信ずるものでございます。(拍手)

以上をもって、私の感謝の言葉にかえさせて頂きます。ありがとうございました。(拍手)

翌二九日の各紙は異例なことにこの古井の謝辞を大きく取り上げて報じた²⁴。そのみではない。『読売新聞』は二九日の社説において「金権腐敗厳しく批判」と題してこれを取りあげ、「古井さんの、金権政治批判、平和の実現を訴えた保守政治家としては異色の齒に衣を着せないスピーチに、自民党だけでなく野党席から盛んな拍手が送られた」とその状況を述べたのち、古井の謝辞の要点を伝え、併せて彼のこれまでの業績を紹介した²⁵。ややおくれて『毎日新聞』も社説において「なぜ古井発言が新鮮なのか」と題してこの謝辞をとりあげ、「演説はやはり中身である。およそ雄弁家とはみえない古井喜実元法相の短いスピーチが新鮮な響きを与えたのは、本音を単刀直入に吐露したからだだった」として、古井が政治の金権化にたいして警告したこと、平和主義を強調したことの意義を論じ、「金権

と軍拡は無縁ではない。なにが国民にとって真の利益か、を考へるべき政治家の基本が見失われたところから起きている。七十八歳の老政治家の口からほとばしった叱咤を何度もかみしめてもらいたい」と書いた。³⁵ 続いて『朝日新聞』もまた『金力政治』への警鐘をきく」と題する社説において、「政治のありようを考へるうえで、見落すことのできない出来事が、先週、二つあった。田中角栄、三木武夫両元首相の「三角代理戦争」といわれた徳島県知事選挙と、金権政治の現状を痛烈に批判した古井喜実代議士の衆議院本会議場での演説である」と古井の謝辞を取りあげた。そして「この二つは直接関係ない。しかし、いま政治に根をはる疾患を明確に示し、政治家はもろろんのこと、有権者のひとりひとりにも警鐘を鳴らしたという点で、深く共通するものがある」として、「最近の政治や選挙が金力に支配されている例」のひとつとして徳島県知事選をあげ、「金力横行と軍拡の流れ」を鋭く批判した古井の謝辞の意義を論じた。³⁷ 三大紙が挙げて一代議士の二十五年勤続表彰への謝辞を社説で取り上げるのは異例であるが、古井の発言はその異例に値する重さをもったわけである。

それだけにジャーナリズムは、さらに古井の発言を求め、古井は『毎日新聞』と『朝日ジャーナル』の記者との対談に応じるとともに、³⁸ また『中央公論』の五七年一月号に「金権を嘆くより国民われ自らを嘆け」を発表した。ここで古井は、「政治の世界では、金をにぎっているもの、金を集める能力のあるものが、自分を養い、派閥を造り、その力によって政権をにぎることもできる」と政治の金権化を指摘し、「かかる金権政治の生れる根源は、いうまでもなく、選挙に金がかかること、すなわち金の選挙である」ところから、「金の政治を嘆くな、それよりも、金の政治と金の選挙を放置しておく国民を嘆け」と有権者の自覚を訴えるところに、あわせてまた謝辞のばあいと同様に内外の軍備拡張の気運にたいして警告を発した。⁴⁰

右のような政治の金権化にたいする批判において、古井はまさに自民党の金権体質を代表する田中元首相とまったく対立するはずである。ところが彼は、右のように発言してから三ヶ月の後、同じく『中央公論』に「ロッキード裁判に思う——政治倫理と法治主義の問題」⁽⁴⁾を發表し、そこに田中弁護と思われる見解を示し、清潔さのゆえに彼を支持してきた一部の人びとを当惑させた。

この論文において古井は、ロッキード裁判の第一審が大詰めを迎えようとしているにもかかわらず、なお法律問題にかんする論議が十分に行われていないところから、「法律問題について、大方の納得が行くまで、十分論議を尽くしてもらいたい。政治汚職を憎む感情だけあって、法と道理が軽んぜられることになっては、法治でなく、形を変えた専制である」⁽⁴²⁾とし、憲法、内閣法、および行政組織法からみて、「総理大臣が直接に民間航空会社を指揮監督する職務権限をもたない」⁽⁴³⁾ことを明らかにしようとする。すなわち総理大臣は専制君主や独裁者のような強大な権限をもつのではない。合議体である内閣の首長としてのその職務権限は、閣議をへて行使されるものであり、しかもそのおおよぶ範囲は、各分野の行政事務を分担管理する各務大臣までである。したがって総理大臣は航空行政については、それを分担管理する運輸大臣を指揮監督できるだけであって、直接には民間航空行政を指揮監督することはできないことになる。

総理の職務権限がこうであるとすれば、田中がたとえロッキード社から五〇億を受取ったとしても、それは「其職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ」（刑法第九十七条）たことによって成立する収賄罪には該当しないことになる。そのためこの論文は賛否の両論をひきおこし、ジャーナリズムをにぎわした。まず元内閣法制局長官林修三が『朝日新聞』の「論壇」において古井論文に賛意を表明し、⁽⁴⁴⁾これにたいしては日本大学教授板倉宏が同じく『朝日』の「論壇」に反

論を書いた。⁴⁵ また、かねて田中金脈問題を追いつづけてきた立花隆は、『中央公論』の翌五月号に、古井論文にたいする詳細な批判を書き、⁴⁶ この立花論文にたいしては、林修三が反批判を発表した。⁴⁷

総理の職務権限と収賄とをめぐるとの論争は、理論的にはなお続くであろうが、五八年一月一二日の田中にたいする東京地裁の岡田判決において、実際にはいちおうの結論をみた。そこでは古井および林の立場はしりぞけられ、田中は有罪とされ、懲役四年の実刑、追徴金五億円を課せられた。この判決および判決に先立つ右の論争を詳細に検討することは、ここではあまり意味をもたない。問題はむしろ、かつて造船汚職とそのさいの法相の指揮権発動にたいして「不正と暴力だけは、たとえ親であっても兄弟であっても許すことはできない」⁴⁸と書き、その後一貫して政治の金権化を批判し続けてきた古井が、なぜこのような田中擁護の論文を書いたかである。いろいろな理由が考えられる。

まず第一に、マスコミのセンセーションナリズムへの批判がある。「今日まで、金権汚職の元兇は田中だ、総がかりで彼を叩き葬り去ろうといわんばかりの空気に、社会全体が塗りつぶされた背景に、マスコミのはしゃぎ過ぎがなかったかどうかである」⁴⁹。今日マスコミの影響は巨大であり、それだけにまたその責任も重大である。だとすればマスコミの事件にたいする態度はまた慎重でなければならぬ。しかし「今回の問題についていえば、まだ真相の詳らかでない発端の段階から、興味本位に、先を争って騒ぎ立て、次々と無責任な予想や解説や評論を流すといったことはなかったか」⁵⁰。

このマスコミのセンセーションナリズムの批判に加え第二に、それに追隨する付和雷同的な国民にたいする批判がある。「国民各自は、今日、自主的に物事を考え、自らの信念に基いて行動しているかどうか、である。商品の新しい

流行を追いように、軽卒にマスコミに追隨し付和雷同するという風潮はないだろうか。日本の将来を誤らない最後の砦は、国民一人ひとりが、腰を落ちつけて、じつくりと考え、頭だけでなく腹で決断し、信念をもって行動することである。⁽⁵¹⁾

この国民の付和雷同性にたいする批判の背後には、孤立のなかに自己を貫いた古井の自負とともに、その孤立をもたらし付和雷同性にたいする怒りがひそんでいよう。「かつて日中国交回復前、われわれ積極論者を国賊と非難した人々が、やがて豹変して昔からの友好人士のように振舞った実例を見て知っている」⁽⁵²⁾。

そして第三に、かつて法曹を志したのみでなく、また司法行政の責任者になった者として、右のようなマスコミのセンセーショナリズムとそれに付和雷同する世論のなかにあって、検察と司法とがそれらに動かされることなく、本来の職務を全うしてほしいという願望がある。「政界浄化を求め政治汚職を憎む世論は十分傾聴すべきであるが、さうらばとって、みだりに刑罰法規を拡張解釈して刑罰をもって臨むのは、たとえ正義感に基くものであっても、いわば感情裁判を肯定するものであって法治ではない」⁽⁵³⁾。また「検察機関は有能であり、その権力は強大である。……しかも社会的には、捜査活動の実施そのことによって人権は侵害され、容易に回復することができない」とすれば、⁽⁵⁴⁾

「いわゆる検察ファッショの弊」におちいらぬように、検察活動は慎重でなければならぬであろう。さらに第四に、表面的には奇妙な矛盾ともみえようが、政治の金権化にたいする深い憂慮がある。この点は右の第一と関係するが、「今日、金権政治は政界全体の滔々たる風潮となり、一、二の個々の問題でなくなった。われこそは俯仰天地に愧じずと公言しうるものが、果たしていく人あるであろうか」⁽⁵⁵⁾。このような状況のなかでは、問題を「田中や一、二の政治家のスキャンダルにして済んだ済んだじゃ駄目なんだ。政界共通の問題として考えろ、という

んだ」⁽⁵⁶⁾。ということになる。さらにいえば、田中一人を「スケープゴート」として出して、そうすることで、自分あるいは政界の腐敗体質を守ろうとする。この姿勢が僕は間違っていると思う。⁽⁵⁷⁾むしろ「極端に言えば、仮に田中が五億円をもらったとしても法律に当らなくて逃がしたとするね。そういうことが仮に起これば、この時こそは大変だ、これは法律が悪い、ということが逆にはつきりわかると思う。つまり法律の不備ということを考えていない」⁽⁵⁸⁾ことが明らかとなり、より全体的な根本対策が考えられよう。

以上のようなやや一般的な理由とともに、明らかに第五には、古井の田中にたいする個人的な好意がある。この好意があればこそ古井には田中が右のようにスケープゴートとも思われるのである。古井は田中への好意をかくさない。「田中被告については、距離をおいて眺めているにすぎないが、彼の抜群の実行力を高く評価し、またその庶民的性格に好感をいだく」⁽⁵⁹⁾。田中の抜群の実行力へのこの評価は、古井が多年の念願とした日中国交正常化を、田中が自党内の根強い親台湾派をおさえて断行したことへの評価である。「かつて田中元総理が、蛮勇ともいべき決断をもって、懸案の日中復交を断行した実情を見て知っている」⁽⁶⁰⁾。そして田中の庶民性への評価は、古井が鋭く対立してきた岸と佐藤の官僚的性格への反感のもたらしたものであろう。

このように田中に好意をもつからといって、古井は田中を全面的に肯定するわけではない。彼は田中の日中復交の断行を右のように高く評価しながらも、国交正常化のために四七年九月二五日に中国に入った田中首相にたいする中国の歓迎会での田中の挨拶についてさえ、「卒直に言って、周総理の演説に比べて格調の低いものだった」⁽⁶¹⁾と批判しており、また「ことに金権政治に対する私の信念は、はなはだ彼と距離がある」⁽⁶²⁾と述べている。

こうして古井の田中にたいする好意と評価は、もっぱら田中の抜群の実行力と庶民的性格とにたいするものである

が、とりわけ田中の実行力にいたする評価は、第六として、古井をその実行力に期待させ、田中を弁護させる。では古井は田中の実行力に何を期待するのか、奇妙なことに古井は、田中の実行力に自民党の金権体質の克服を期待する。すでに右の第四において示したように、古井のみるところ、金権化はひとり田中のみの問題でなく、自民党、あるいはむしろ野党の一部を含めての政界全体の問題である。そしてそれが政界全体の問題であるのは「その根源が『金のかかる選挙』であること」にある⁽⁶³⁾。してみれば金権政治の克服は、まず何よりも「金のかかる選挙」を「金のかからぬ選挙」へと改めることである。しかし、この改革は後援会を金でかためた「現職議員の利害に関係し、その抵抗が強い⁽⁶⁴⁾」ため実現しえない。とすれば、それを実現するには強い政治力が必要とされる。ここで古井は、日中国交正常化をなしたとげた田中にそれを期待する。

「ここで、あえて、自民党最大の勢力である田中派閥に直言したい。この人々こそ自民党政治、ひいては日本の政治に最大の責任を負うべき立場にあるはずである。政権欲だけのために集まった徒党とは信じない。判決の黒白にかかわらず、世間を騒がせ、政治への疑惑と不信を掻きたてた責任に対し、謙虚に、かつ深刻に反省し、そして立派に、これに対する積極的な償いをなすべきである。その償いとは、普選法以来の政界の懸案である、金のかかる選挙の解消という歴史的難事業をなし遂げる⁽⁶⁵⁾ことではあるまいか。この十字架を背負い、苦難の道を歩んでもらいたい」。

かつて古井は、ロッキード事件が表面化したとき、田中が政界から身をひくべきだと考え、田中の友人大平正芳に働きかけた。「ロッキード事件が表面化した当時、大平正芳君が蔵相をしていた。彼は田中氏と話せる間柄であった。『梨下』に冠を正した』というだけで、政治の信用のために、田中氏は国会の議場で陳謝し、併せて彼の政治に対する信念を吐露し同

僚を戒め、潔く政治から引退すべきだと思つた。私の倫理観はきびし過ぎたのか、大平君は私の言を容れてくれなかつたようである」⁽⁶⁶⁾。

古井にしてみれば、日中国交回復の偉業をなしとげた田中の政治生活のあまりにみじめな末路をみるに忍びなかつたのであろう。事件の発覚直後に政界から身をひくことをせずに道を誤つたとすれば、田中がせめて今からでも回心して、その決断力と実行力とによって、自らがおち入つた道へ他の者もおち入らぬための改革を、せめてもの償いとしてやってほしい。こう古井は田中に望んだわけである。望んだだけではなく、古井は田中にそれを直言もした。

「角さんに、何んであんたはこう粘っているんだい、金もつとほしいのか、権力欲かと言っていたんだ。だまつておつたが、ポツンと、憲法の改正、ということをついた。あれ、軍備か、それはいかん。そんなことは危険だ。ほかにないのかといつたら、教育だ、といつたよ。教育もいかん。昔の新潟で土建屋やつておつたときなら教育いつてもいいが、上州山越して馬引つばつた後の田中角栄は教育を論じてはいかんよ。

もうないかといつたら、だまつておつた。じゃ、僕が言うよ。選挙制度の抜本的な改正やつて、これを最後の置き土産にしたらどうだ。原敬以外でできなかったんだ、思いきつてやつてみたらどうだ。多少本気な顔をしておつたが、必ずやるまでは言わなかつた」⁽⁶⁷⁾。

第三者には奇異にも思われる矛盾にみちた論文の背後には、政治の全般的な金権化にたいする深い憂慮と、それが全般的であるために余程の政治力がなければ、その改革は困難であり、田中にそれをやらせて、「その功績によつて、彼を地獄から救つてやれないものか」⁽⁶⁸⁾という思いがあつたわけである。

- (1) 『第十七年』「はしがき」
- (2) 鳥取県の第二次大戦後の政治史については、米沢健一『戦後政治家盛衰記(米沢健一評論集)』山陰評論社、昭三八、竹本節『竹本節選集』竹本節選集刊行会、昭三八、および前掲の土谷「わが経し跡のあと」、上根「砂にのこす」などが参考となる。
- (3) 戦後の鳥取県の農民運動史については、竹本節、遠藤一夫『嵐の中の十二年—鳥取県戦後農民運動史—』県政新聞鳥取総局、昭三二年が詳しい。筆者の両名は共に農民組合の指導的地位にあった人物である。
- (4) 市民同盟については、浅沼喜実『市政をめぐる人々』鳥取市教育福祉振興会、昭五三、一〇三—一二二ページ参照。
- (5) 以下は由谷義博『由谷義博自伝』上・下、県政新聞社、昭三三による。
- (6) 涌島については、鶴田憲次『鳥取の地脈人脈』鳥取市社会教育事業団、昭五八、一四四—一五〇、一六一—一六三ページ参照。
- (7) 浅沼については、鶴田、右書、一五四—一六〇ページ参照。
- (8) 前掲『嵐の中の十二年』七三ページ。この評価が、たんに農民組合の側からする評価でなかったことは、保守の県議土谷の次の文章によっても示される。「この選挙(最初の知事選)を一つの転機として、農総を中心とする労農勢力が県政界を大きく動かすことになり、この後十年余りの全真的な選挙には常に大勝を続け、農民総同盟の横暴が続くのである。(土谷、前掲書、二二九—三〇二ページ)。
- (9) 古井喜実「時代に応えた名知事」『回想録 石破二朗、追想編』同刊行会、昭五七、五一—三三ページ。
- (10) 『第七年』八ページ。
- (11) 『県民新聞』昭三八年二月一日。
- (12) 『第一年』六二ページ。
- (13) 『政治家』一五〇—一五一ページ。
- (14) 『毎日新聞』昭四八年三月八日。
- (15) 同、八月一日。
- (16) 古井を支持した某鳥取市議による。
- (17) 『政治家』一五二ページ。
- (18) 『第二年』四ページ。
- (19) 『毎日新聞』昭三八年二月一日。
- (20) 『県政新聞』昭四八年二月二五日。
- (21) 以下の記述は主として坂本和夫の口述による。
- (22) 『県政新聞』昭五二年一月一日。
- (23) 田川誠一『ドキュメント 自民脱党』徳間書店、昭五八、一一四—一一五ページ。
- (24) 『日本経済新聞』昭五一年二月二〇日。
- (25) 以下の日中関係については前掲、古川『日中戦後関係史』三九三—三九四ページ以下の記述による。
- (26) 古井喜実「日中条約は決断の問題」『朝日新聞』昭五二年三月五日。
- (27) 古川、前掲書、三六四ページ。
- (28) 川内一誠『大平政権・五五四日』行政問題研究所、昭五七、八四—八五ページ。
- (29) 『朝日新聞』昭五三年二月六日。
- (30) 同、二月一六日。

- (31) 同、昭五四年三月二十九日。
- (32) R. Michels: *Zur Soziologie des Parteinassens in der Modernen Demokratie*, 1937, S. 124.
- (33) 『人生』一三四—一三七ページ。
- (34) 各紙の見出しのみを示せば、「富の神」に支配される政治」「毎日」、「謝辞演説で痛烈な批判」「朝日」、「硬骨漢、金権政治に切り込み」(読売)、「政治は富の神が支配」(サンケイ)。
- (35) 『読売新聞』昭五六年九月二十九日。
- (36) 『毎日新聞』昭五六年一〇月一日。
- (37) 『朝日新聞』昭五六年一〇月五日。
- (38) 『毎日新聞』昭五六年一〇月八日夕刊、および『朝日ジャーナル』昭五六年一〇月一六日号。
- (39) 「金権を嘆くより、國民われ自らを嘆け」『中央公論』昭五七年一月号、九二ページ。
- (40) 同、九三ページ。
- (41) 『中央公論』昭五七年六月号、一四〇—一四六ページ。なおこの論文は古井の著書『民主政治前進のために—政治倫理と法治主義の問題—』牧野出版、昭五七、さらに『首相の職務権限』牧野出版、昭五八、に他の関係論文とともに収められている。以下では前者を『民主政治』、後者を『職務権限』と略記し、この論文の引用は『職務権限』からとする。
- (42) 『職務権限』三五ページ。
- (43) 同、四四ページ。
- (44) 『朝日新聞』昭五七年三月二十六日。
- (45) 同、昭五七年四月一〇日。
- (46) 立花隆「古井喜実『首相職務権限論』を駁す」『中央公論』昭五七年五月号、七二—九二ページ。
- (47) 林修三「立花隆氏への反論」『中央公論』昭五七年六月号、二二八—二三六ページ。
- (48) 『第二年』六ページ。
- (49) 『職務権限』一七ページ。
- (50) 同。
- (51) 同、一八ページ。
- (52) 同。
- (53) 同、四六ページ。
- (54) 同、四六—四七ページ。
- (55) 同、四九ページ。
- (56) 『民主政治』五六ページ。
- (57) 同、六九ページ。
- (58) 同、七〇ページ。
- (59) 『職務権限』四八ページ。
- (60) 同、五一ページ。
- (61) 『第二年』二五ページ。
- (62) 『職務権限』四八ページ。
- (63) 同、三六ページ。
- (64) 同、三六—三七ページ。
- (65) 同、三八ページ。
- (66) 同、一八五—一八六ページ。
- (67) 『人生』一六〇ページ。
- (68) 『職務権限』一八三ページ。

七 冴えて涼しき 冬を訪ねん

——政界からの引退——

ところで古井が、落選後の四年の苦しい浪人生活をへて議会に返り咲いたのは七三歳であった。大平内閣において法相に任命され、過去をふり返って「いま私は、齡七十六歳、数え年の喜寿である。余命がいくばくあるか知る由もないが、希（ねがわ）くば、私に適する用務が終ったあと、人生の最後のしめくりをするための、自由な二、三年の時間を天に与えてもらいたいと、そのみを願っている」と書き、引退を考えるようになっていた。そしてこう書いて間もなく五四年一〇月に第三五回総選挙を迎え、すでにみたように古井は当選したが、古井は「これを以て政界を引退しようと決心し側近にも漏した」^②。

七六歳といえは一般的にはかなりの年齢ではある。しかし高年齢者の多い政界にあってのこの引退決意はおそい方ではない。しかも古井は体力づくりを提唱し、自らそれを実践してきたため健康に恵まれているとあっては、なおさらそうであり、まだ働けるではないかという人びともあった。しかし彼は、「健康をもっている間に、第一線（議員）を引退したいと考えてきた」^③。なぜなら、「老齡とともに、引退の分別もつかなくなるのが、到るところに見る姿であり、これが脳軟化、即ち老耄碌^④であ」り、彼はそうはなりたくなくなかったからである。

しかし、ハプニング解散によってこの望みはかなえられなくなった。一年を経ない選挙とあっては、後継者の目処が立っておらず、古井はやむなく五五年六月の第三六回総選挙にも立たざるをえなかった。そのためこの選挙の当選後は直ちに後継者選びを始めたが、これは難行した。当然である。古井が他の自民党の国会議員のように、有権者へ

の世話競争と補助金導入とによって固めた後援会をもち、それを核とする強固な地盤をきずきあげておれば、後継者はそれに乗っかるだけでよく、そのばあいは後継者たろうとする者も多く、ばあいによっては他にみられるように地盤の継承争いも生じるであろう。しかし古井の支持者といえ、世話活動とも補助金とも関係なく、「自民党はきらいだが先生は別」といった人びと、もっぱら古井の信念と人柄にひかれた人びとが主体をなしている。とすれば後継は名ばかりで、継承すべき地盤はないに等しく、自ら地盤を開拓しなければならぬ。しかも第三三回総選挙の古井の落選にみられるように、他の議員の有権者への世話競争のなかで、次第に古井流の選挙は通用しなくなっていた。このことは五六年九月、後継者を決定するための支持者たちの会合で古井が述べた言葉に示される。「貧乏が良いことだなどと言って今の政治をやることは、私にも限界だと思ふ⁵」。してみれば後継者は、彼自身がかんりの地盤をもつか、あるいはそれを開拓しうる人物でなければならぬであろう。

これらの点が考えられてか、当日後継者にあげられたのは浜崎芳宏であった。浜崎は昭和四二年いらい県会議員を歴任し、県会議長もつとめた県政の有力者であり、かつ年商約百億の建設資材販売業を営む株式会社浜崎商店の経営主であり、新たな状況にもたえうるものと思われた。浜崎もこれを受けて、次期総選挙をにらんで準備を始めた。しかし折からの不況で浜崎商店は六千万余の赤字を出すといった経営不振におちいり、浜崎にとつては立候補どころではなく、彼が立候補を断念したため、改めて後継者を考えなおさなければならぬこととなった。

この状況のなかで古井は五七年四月二十九日、落選中の四八年四月の勲一等瑞宝章に続いて、勲一等旭日大綬章を受章し、その祝賀会が七月一七日、支持者たちによって鳥取で開催された。古井らしく千円会費のつつましい会であったが、彼はこの「機会を利用して公開の場で、もはや後継者いかに関係なく引退を執行することを表明した⁷」。その

ため後継者の選考はのんびきならぬものとなり、次に選ばれたのは金田裕夫であった。金田は六三歳とかなり高齢ではあったが、古井系の鳥取市議たちに推されて鳥取県農林部長から鳥取市長に選出され、市長を三期一二年務め、その知名度から最適と考えられた。金田もこれを受諾し、八月九日には正式に次期総選挙に出馬することを声明し、九月には後援会も結成されてその事務所も開設された。

ところが金田は後援会が発足して間もない九月一八日、突如として病氣を理由に出馬辞退を声明した。「先週ごろから発声に異常を感じ、医師の診断では声帯の炎症とのこと、また一七日夜左眼が出血、医師より十分な静養を要すると聞かされ……長丁場の選挙は困難」と判断したというのである。ところが、金田を診断した医師は、「治療の必要なく、十分な静養はいらない」と語っている。してみれば、この病氣理由の背後には、すでにみたような古井の地盤の事情に加えて、来るべき総選挙には激戦が予想され、前回の古井の得票を上廻る得票が必要とされるにもかかわらず、古井の有力な支持者の老齢化が目立ち、楽観を許さないという事情があったことを注意しなければならないであらう。

こうして後継者問題はふたたび振出しにもどった。しかし、当時は来るべき総選挙が、翌年六月の参議院選挙との同時選挙となる可能性もあり、後継者決定を急がなければならなかった。そこで注目されたのが現職の鳥取県知事平林鴻三であった。平林は自治省から鳥取県へ出向し、総務部長時代の四九年二月、知事石破二朗が参議院選挙に立候補するために知事を辞任したあと、自民党に推されて知事に当選し、五七年に三選されて知名度が高いところから、かねてから後継者として名前があげられてはいた。しかし知事に三選されて間もなく、かつ六〇年に鳥取において国体が開催される予定であり、国体の成功を公約のひとつとしていたこともあって、古井の支持者のなかではもちろん

自民党県連内にも「県民無視」との異論もあった。そのため平林自身も積極的ではなかった。この平林を口説き落したのが、木曜クラブ（田中派）会長の二階堂進であり、¹⁰農業県として中央に大きく依存しなければならない鳥取県の場合、他に適当な人材がないというところから、異論は押えられて県連でも平林に決定した。平林は翌五八年一月に正式に立候補を声明し、選挙にそなえて三月九日に知事を辞任した。後任知事には、平林のもとに副知事であった無所属の西尾優が自民推薦、社公民支持によって、共産党公認の岡崎楠夫を破って当選した。

衆参の同時選挙はさけられ、衆議院は五八年一月四日に解散され、古井はこれによって衆議院での議席を失い、昭和二十七年一〇月の第二七回総選挙での初当選らしいの政治生活に幕を閉じた。時に八〇歳であり、一ヶ月後の翌五八年の一月四日には八一回目の誕生日を迎えることになっていた。後継者に推された平林は、出馬のいきさつからも田中派に属することになった。田中派をえらんだのは、「最大の政策集団であり、政策の立案、実行能力に優れている。開発の遅れた鳥取県の課題は、このグループでなければ解決できない」からであり、また「鳥取県民は新潟三区に対し、反感より羨望（せんぼう）感をもっている」¹¹からでもある。そして一月八日に開かれた平林の「励ます会」には、約四千人が動員されたが、この「四千人の参加者のうち約千二百人は建設、土木関係者だった。ヘルメット、作業服の男がマイクロバスで続々乗りつけ、『建設業』と書いた専用受付で記名し、会費千円を納めて場内に吸い込まれて」¹²いった。この平林の事務所開きには古井も応援にかけつけ、「国民は政治不信で政治に愛想をつかしている。選挙に、ただ勝ちさえすればいいという精神が政界不信の根源だ」と説いたが、「候補者本人は倫理については全くふれず、公共事業で国と県の橋渡しをしたいと強調した」という。¹³

一〇月一二日の田中有罪判決後のこの選挙では政治倫理が大きく問題とされ、一月一八日に行われた選挙の結果

は、自民党が過半数を割り、自民の惨敗に終わった。この自民の惨敗のなかで、問題の焦点とされた田中元首相は二二万票という驚異的な得票によって人びとを驚かし、「独り大勝万骨枯る」(大森弥¹⁴)といわれ、自民の各派もまた議席を減らした。しかし各派のこの減少のなかで、相対的に田中派の減少がもっとも少く、右の田中の得票とともに、田中のなもの強さを改めて人びとに知らせることとなった。そして田中派の一員としての平林も、古井の前回の得票を約三千票余上廻る六七、〇五〇票を獲得し、第三位で当選した。

「選挙区での集会で引退を表明したときのことを、ジャーナリズムは、淡々ととか、さわやかにとか、私が朗らかに去って行ったようにいってくれたが、もし、ほんとうにそう見えたのなら、私も相当な役者か狸になったものである。内心は、自らのみが知る。私も人間であり、それほど立派ではない。」¹⁵

多くの人びとは定年退職の寂しさについて語る。普通の職業にあってさえ、第一線からの引退が寂しいものであるとすれば、権力的な地位からの引退は、かなりの勇気が必要とするであろうし、古井のばあい、念願であった日中国交正常化は実現したとはいえ、健康づくりと社会福祉についてもなお思いは残ったであろうし、何よりも彼が望んだ政界の浄化への道は、ますます遠のくばかりであり、その可能性のきざしささえも見えないとあっては、無念さが寂しさをさらに増大させたであろう。

引退にさいして古井は発言を求められ、『朝日新聞』には、「在任中に印象に残ったこと」としては、「政治が富の神の支配する領域と化した」ということをあげ、「政治に望むこと」としては「汚職体質をなくすために、金のかかる選挙制度と政治の改革をぜひ実現してほしい。これは遺言だ。各議員が決意すれば、できることなのだ」と書き、

「十年程度の将来について」は、日中の「友好の基礎をもっともつと強化して、子々孫々までの友好に育てないといけない」と回答した。¹⁶⁾ また『日本経済新聞』のインタerviewに答えては、同様に政治の金権化を指摘し、選挙制度の改革を主張するとともに、「八十路の春秋、夢現の間、冴えて涼しき、冬を訪ねん」と心境を吐露した。¹⁷⁾

敗戦にともなう世界と日本の激動の過去八〇年間と、そこでの高級官僚から浪人をへての政治家への転身、政界での栄光よりは労苦と波瀾にみちた三一年間、その間になしえたことなしえなかったことを顧みれば、まさに「夢現」といった万感胸にせまるものがあつたであろう。この間に古井は「頑固」とともに「筋を通す」という言葉を彼のものとした。しかし古井の頑固さは、その言葉の示す我執的な色彩を欠くことに注意しなければならない。この点については彼は若い頃からかなり淡泊であり、これがむしろ政治家としては彼にマイナスとなつたとさえ思われる。すでにみたように、彼は東大の卒業をひかえ、実務と学問を共にやれる弁護士を志しながら、周囲の期待、とりわけ父の期待にそむきえないままに官界に入った。そして官僚時代においても、愛知県知事で終戦を迎えるや、さっさと辞表を提出して自らの地位への淡泊さを示したが、内相山崎に乞われるままに辞退できず、次官を引き受けたのであつた。政界入りについても、自己の抱負があつたにしても、また同じく周囲の期待にそつてであつたことも、これまたみたところである。

それでは、何が古井を頑固としたか。彼を頑固としたのは、彼自身の認める「潔癖すぎる」彼の性格であつた。彼はつねにその時どきにおいて、自己のなすべき倫理的な理想像によって自己を律し、妥協を許さなかつた。このことが彼にまた「筋を通す」という評価をもたらしたのであつた。したがって彼は、「筋を通す」点においてのみ「頑固」であり、我を通す点においてはけつして頑固たりえなかつた。このことは、厚相時代に医師会の横暴に抗議して地

位に執着せず、辞意を決意したにもかかわらず、日中問題については「韓信の股くぐり」もあえてやるといった頑固さを貫いたことの示すところである。

後に当時を顧みて彼は「われながら、よく堪えたものだと思う⁽¹⁸⁾」と書いているが、これが彼自身にかんすることであれば、彼はけっして堪ええなかったであろう。彼が今少し日本の政界の風土にふさわしい現実政治家であり、地位と権力を求めて妥協することができたとしたら、彼は三一年間の政治家としての道の苦難を大きく軽減することができたであろうし、その道はあるいは栄光へと導いたかも知れなかった。しかし彼はその道を歩むことができず、とさらに苦難の道を選んだのであった。

そして最後に彼は、すでにみたように「私に適する用務が終ったあと、人生の最後のしめくりをするための、自由な二、三年の時間を天に与えてもらいたい」と政界からの引退を願った。「冴えて涼しき 冬を訪ねん」ことを望んだからである。この願いは右にみたようになかなか叶えられなかった。そして、引退の願いが叶えられた時、彼は彼を必要とする新しい「用務」を引受けていた。すなわち日中友好会館の建設という大事業である。

この会館建設の問題は、国交回復直後に生じたが、一時は立ち消えとなっていた。ところが五七年三月、この問題が再燃して、四年計画で会館が建設されることになり、当時はなお日中友好議員連盟の会長であった古井に持ち込まれた。古井はすでに退陣を予定していたがこれを引受けて建設委員長として、建設資金五五億円のうち、日本政府二〇億、中国政府五億の醸出を除いた三〇億の寄付集めに当たるとともに、その管理運営に当る財団法人日中友好会館の会長として、建設後の具体的な運営の責任を負うこととなった。

これらの仕事を、彼はまた従来かかわった仕事と同様に、自己に課された「宿命的な仕事⁽¹⁹⁾」と受けとめ、それゆえ

報酬を受けることなく、「手弁当でやろうという考えで、これを引受けた⁽²⁰⁾」。こうして期待した「自由な時間」はさらに延期されることとなった。

ところで「政治家は貧しく」をモットーとした古井が、なお「手弁当で」右のような重責ある仕事にたずさわりうる経済的余裕がどこにあったか。ここで古井の政治生活を資金面からみておこう。

初出馬のさいの選挙資金については、すでにみたが、古井は松村に師事することによって、いわゆる派閥領袖からの資金提供は、松村から「二回目に十万円いただいただけ⁽²¹⁾」であり、しかも「天地神明に誓い、官僚時代も、政治家になってからも、悪銭稼ぎは一銭一厘もしたことがない。例えば就職や入学の世話をすると郵便などで謝礼を届ける人もあるが、これも嚴重に返した⁽²²⁾」とあつては、つねに資金に苦しまなければならなかった。「貧乏な選挙だった」とは、選挙区で彼のために働いた支持者たちの口ぐちに語るところである。それでもなお、彼に政治生活を過させたいのは、彼が戦後に手に入れた吉祥寺の土地であった。

戦災によって牛込の家を焼かれた古井は、戦後人のすすめによって郊外の吉祥寺に九〇〇坪の土地を購入し、移り住んだ。この土地を抵当に入れての借金による購入であり、ここに一四坪の家を建て、残りに矢部とともに芋を作ったわけである。巢鴨に戦犯として収容されていた大達茂雄は、この土地購入を弁護士成富信夫から聞いて、「あいつは本当に飛びきり頭のいいヤツだな」と言ったが、古井はそれを聞いて意味が分らなかつた⁽²³⁾。しかし間もなく意味が分った。インフレによって借金の返済は容易にすますることができ、土地の騰貴によって坪二百円足らずで買ったものが、いつしか百万円以上となり、古井は思わざる財産を手にしていった。彼は政治資金に不足し、かなりの部分を売却

したがなおいくらか残り、政界を引退するにさいし、最終的には残っていた土地を手放し、「その代金で、政治生活中に溜っていた借金数千円を払い、その残額を、金でもらわず、買主の建てたマンションの一部分をもってもらうことにしたのである。だから私はマンションの一部分について家主となり、家賃という収入が入ることにな²⁴り安心して「手弁当で」自己に課せられた仕事に専念できることになったわけである。

それにしても、この古井を議会に送ったのは、「貧乏な選挙」を戦った支持者たちの献身であった。古井は選挙区内に最初は専用の事務所をもたず、それを引受けたのは、鳥取市議で市内に運動具商を営む尾坂雅人であり、やがて他の議員たちの後援会活動が盛んになるや、古井も専用の事務所を設けざるをえなくなったが、それも初めの間は支持者の経営する会社の一室を無償で提供されたものであり、その事務所をあずかった岸本政秋、田嶋弘美、永岡文俊、渡辺勘太夫、津村武らは、元小学校長、あるいは元、現地方議員で、古井信者として交通費程度の報酬で奉仕した。また四年間の落選中、古井と「草の根運動」に軽自動車で行を共にした坂本のばあいも、夫人が保母を務めていたということもあって、ほぼ無償の奉仕に近かった。その他多くの人びとが古井を信じ、古井のための労苦をおし、古井のために尽力することに満足をみいだしたのであった。これを示す多くの言葉のうち、ひとつだけを示しておこう。

「人もいうが、わしもそうだけどね、本当にまあ人生の一番充実した時代ということになるでしょう。三十年間古井先生とつきあったんだけど、いい人につき合ったなあーということですね。わしどもあの市会の仲間は……選挙のたんびにね、古井先生に議員が献金したんですよ。もらってやるんじゃないに。選挙が来るでしょうが、地元銀行にね、連帯保証で金借りるんですわ、大抵三〇〇万円位借りたんですか、それを事務所へ持って行ってね、それで……

：一人が二十万借りて、その中から運動費として五万円もらってやったのがわれわれの選挙で、選挙たんびに借りたのを四年間のわれわれの任期のあいだに返していくんですな。こういう選挙、日本中であるんかなあという感じででした。⁽²⁵⁾

人は古井の支持者たちのこのような献身を知れば、あるいは古井のばあいとて「一将功成り万骨枯る」ではないかと思うかもしれない。しかし理想と正義とは何ほどかの犠牲を必要とする。古井にして現在多くみられるような政治家であり、支持者にたいして物質的な報酬でむくいたとすれば、彼らは古井を支持しなかつたであらう。彼らが古井を支持したのは、古井が「政治とは犠牲」という自らの言葉を自ら実践したからであった。

- (1) 『政治家』一六四ページ。
- (2) 『職務権限』一八二—一八三ページ。
- (3) 同、一八二ページ。
- (4) 同、一八三ページ。
- (5) 『県政新聞』昭五六年九月一日。
- (6) 同、昭五七年四月二五日。
- (7) 『職務権限』一八三ページ、ほぼ同じ表現が『人生』二三ページにもみられる。
- (8) 『毎日新聞』昭五七年九月一九日、鳥取版。
- (9) 『県政新聞』昭五七年八月二五日。
- (10) 『朝日新聞』昭五八年一月二四日。
- (11) 同。
- (12) 同。
- (13) 同、昭五八年二月三日。
- (14) 同、昭五八年二月二〇日。
- (15) 『人生』二五ページ。
- (16) 『朝日新聞』昭五八年一月一日。
- (17) 『日本経済新聞』昭五八年一月二九日。
- (18) 『第二年』二七ページ。
- (19) 『人生』一七ページ。
- (20) 同、四八ページ。
- (21) 同、八九—九〇ページ。
- (22) 同、五〇ページ。
- (23) 『政治家』七三—七四ページ。
- (24) 『人生』四九ページ。
- (25) 元鳥取市議尾坂雅人談。

謝辞

本稿をまとめるに当たっては多くの方々のお世話になった。古井元法相には御多忙のところを三度にわたって貴重なお時間をお割き頂き、『欧米一見随想』のコピーを頂いた。また元古井事務所 津村武、国府町議 坂本和夫、元鳥取市議 尾坂雅人、同 広田敏男、「県政新聞」主幹 岡崎亀市、元郡家町議 永田文俊、井上千代蔵、元鳥取市議 渡辺勘太夫、鳥取県議 浜崎芳宏、同 野津英顕、同 巖元敏光の諸氏（訪問順）には資料の御恵与、御貸与にあずかり、また貴重な情報を御提供いただいた。厚く御礼申し上げる次第である。なおこの種の文章の習わしとして、文中の敬称は省略させて頂いた。

また一昨々年来鳥取県の政治の研究を共にしてきた神戸大学 依田博助教、摂南大学 春日雅司講師の御援助と御助言、さらに京都生活史研究会および同志社大学人文科学研究第四研究会での討論と御教示にも負うところ多い。記して謝意を表したい。